

参議院地方行政委員会議録第三号

第一百一回

昭和五十九年三月二十七日(火曜日)

午後三時三十四分開会

<p>出席者は左のとおり。</p> <table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">委員長</td><td style="width: 50%;">大河原太一郎君</td></tr> <tr><td>理事</td><td>岩上 二郎君</td></tr> <tr><td>委員</td><td>井上 孝君</td></tr> <tr><td>井上 加藤 武徳君</td><td>古賀雷四郎君</td></tr> <tr><td>松浦 功君</td><td>吉川 芳男君</td></tr> <tr><td>吉川 秋山 長造君</td><td>佐藤 三吾君</td></tr> <tr><td>中野 原田 立君</td><td>神谷信之助君</td></tr> </table>	委員長	大河原太一郎君	理事	岩上 二郎君	委員	井上 孝君	井上 加藤 武徳君	古賀雷四郎君	松浦 功君	吉川 芳男君	吉川 秋山 長造君	佐藤 三吾君	中野 原田 立君	神谷信之助君	<table border="0" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">三月二十四日</td><td style="width: 50%;">委員の異動</td></tr> <tr><td>辞任 海江田鶴造君</td><td>補欠選任 上田 稔君</td></tr> <tr><td>三月二十三日 辞任 志村 哲良君</td><td>補欠選任 松浦 功君</td></tr> <tr><td>三月六日 辞任 小山 一平君</td><td>補欠選任 稲村 稔夫君</td></tr> <tr><td>三月二十三日 辞任 稲村 稔夫君</td><td>補欠選任 小山 一平君</td></tr> </table>	三月二十四日	委員の異動	辞任 海江田鶴造君	補欠選任 上田 稔君	三月二十三日 辞任 志村 哲良君	補欠選任 松浦 功君	三月六日 辞任 小山 一平君	補欠選任 稲村 稔夫君	三月二十三日 辞任 稲村 稔夫君	補欠選任 小山 一平君
委員長	大河原太一郎君																								
理事	岩上 二郎君																								
委員	井上 孝君																								
井上 加藤 武徳君	古賀雷四郎君																								
松浦 功君	吉川 芳男君																								
吉川 秋山 長造君	佐藤 三吾君																								
中野 原田 立君	神谷信之助君																								
三月二十四日	委員の異動																								
辞任 海江田鶴造君	補欠選任 上田 稔君																								
三月二十三日 辞任 志村 哲良君	補欠選任 松浦 功君																								
三月六日 辞任 小山 一平君	補欠選任 稲村 稔夫君																								
三月二十三日 辞任 稲村 稔夫君	補欠選任 小山 一平君																								

○委員長(大河原太一郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。まず、委員の異動について御報告いたします。去る二月二十四日、海江田鶴造君及び志村哲良君が委員を辞任され、その補欠として上田稔君及び松浦功君が選任されました。

○本日の会議に付した案件件

- 地方税法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
- 派遣委員の報告に関する件

町村納付金の特例措置の適用期限を延長するほか、所要の規定の整備を図る必要があります。以上が、この法律案を提案いたしました理由であります。次に、この法律案の要旨につきまして御説明申しあげます。

第一は、地方税法の改正に関する事項であります。

その一は、道府県民税及び市町村民税についての改正であります。まず、個人の道府県民税及び市町村民税につきましては、国民の強い期待にこたえ、平年度三千億円余の本格的な減税を実施することとし、基礎控除等の所得控除の額の引き上げを行なは、障害者等の非課税限度額の引き上げ、個人年金保険料に係る別枠の控除制度の創設、市町村民税所得割の税率及びその適用区分の調整等を行うとともに、低所得者層の税負担に配慮するため、所得割の非課税限度額を引き上げることといたしております。

その二は、不動産取得税についての改正であります。不動産取得税につきましては、住宅の供給の促進等に資するため、一定の新築住宅について、その取得がなされたものとみなされる日を当該住宅が新築された日から九ヵ月を経過する日とし、現行の六ヵ月から三ヵ月延長することといたしております。また、土地整理事業において換地不交付となつたことにより清算金を受けて取得した代替不動産について課税標準の特例措置を講ずることとするほか、国の行政機関の作成した計画に基づく政府の補助を受けて取得した農林漁業者の共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

その三は、自動車税及び軽自動車税についての改正であります。自動車税及び軽自動車税につきましては、最近における所得、物価水準の推移等を考慮して税率の調整を行うこととし、自動車税についてはおおむね一五%、軽自動車税についてはおおむね一〇%引き上げることといたしております。

その四は、固定資産税及び都市計画税についての改正であります。固定資産税及び都市計画税につきましては、日本自動車ターミナル株式会社の事業用家屋及び償却資産に係る課税標準の特例措置を廃止する等、特例措置の整理合理化を行なは、公害防止設備に係る非課税措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることといたしております。

その五は、電気税についての改正であります。

電気税につきましては、産業用電気に係る非課税

品目の縮減を行うとともに、織維製品及び紙の製造の用に供する電気に係る軽減税率の適用期限を延長することいたしております。

その六は、特別土地保有税についての改正であります。特別土地保有税につきましては、地方公共団体、森林組合等の法人が、分取育林契約に基づいて行う育林の用に供する一定の土地の保有またはその取得について非課税とする等の措置を講ずることいたしております。

その七は、自動車取扱税についての改正であります。自動車取扱税につきましては、地域住民の生活に必要な路線で運行の維持が困難になつてゐるもののに供するため政府の補助を受けて取得した一定のバスに係る非課税措置の適用期限を延長することいたしております。

その八は、事業所税につきましては、中小企業者が公害防止事業団から譲渡を受けた共同利用建物に対する事業に係る事業所税の非課税措置の適用期限を延長する等の措置を講ずることいたしております。

その九は、国民健康保険税についての改正であります。国民健康保険税につきましては、他の医療保険制度との均衡等を勘案して、課税限度額を現行の二十八万円から三十五万円に引き上げるとともに、減額の基準のうち基礎控除額相当額を、昭和五十九年度にあつては二十六万円とすることいたしております。

その十は、国際科学技術博覧会の開催に伴う特例措置についてであります。明年三月から国際科学技術博覧会が開催されることに伴い、国際科学技術博覧会協会等に対する固定資産税等を非課税とする特例措置を講ずることいたしております。

その十一は、徴収猶予制度の廃止及び納税環境の整備についての改正であります。

まず、道府県民税及び市町村民税の法人税割並びに法人の事業税について、一部納付後の徴収猶予制度を廃止しようとすることとしております。

また、地方税における納税環境の整備を図るために、官公署等への協力要請等に関する規定を設けたこととするほか、更正等によつて増加した税額のうち一定の部分に係る過少申告加算金については、現行の百分の五にかえて百分の十の割合を乗じて計算した額とすることとしております。

第二は、地方道路譲与税法、石油ガス譲与税法、自動車重量譲与税法及び航空機燃料譲与税法の改正に関する事項であります。

これららの譲与税法につきましては、所要の経過措置を講じた上、譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行ふことといたしております。

第三は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律の改正に関する事項であります。

日本国有鉄道の公害防止設備に係る非納付措置の適用期限を延長することといたしております。

以上の改正の結果、明年度におきましては、個人住民税の課税最低限の引き上げ等により三千百二十九億円の減収となる一方、法人住民税均等割の税率の引き上げ、自動車税及び軽自動車税の税率の調整等により二千七百七十三億円の増収が見込まれ、差し引き三百五十六億円の減収となる見込みであります。

以上が、地方税法等の一部を改正する法律案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ慎重御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

○委員長(大河原太一郎君) 次に、補足説明を聽取いたします。関根税務局長。

○政府委員(関根則之君) ただいま説明されまし
た地方税法等の一部を改正する法律案の主要な内容につきまして、お配りしております新旧対照表により補足して御説明申しあげます。

第一は、地方税法の改正であります。

まず、総則の改正であります。

第十五条の三を削除する改正は、法人の住民税

及び事業税について、一部納付後の徴収猶予制度を廃止しようとすることとあります。

予制度を廃止することととしております。

第十五条の九第三項の改正は、更正の請求があ

ります。

め、官公署等への協力要請等に関する規定を設けたこととするほか、更正等によつて増加した税額のうち一定の部分に係る過少申告加算金については、現行の百分の五にかえて百分の十の割合を乗じて計算した額とすることとしております。

第二は、地方道路譲与税法、石油ガス譲与税法、自動車重量譲与税法及び航空機燃料譲与税法の改正に関する事項であります。

これららの譲与税法につきましては、所要の経過措置を講じた上、譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額の変更を行ふことといたしております。

第三は、道府県民税の改正であります。

第四は、道府県民税の改正は、個人の

道府県民税における障害者、未成年者、老年者ま

たは寡婦の非課税限度額について、現行の所得金額八十万円を合計所得金額百万円とするものであります。

第五は、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除の額を現行の二十万円から二十四万円に、特別障害者控除の額を現行の二十三万円から二十六万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

第六は、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除の額を現行の二十一万円から二十四万円に、特別障害者控除の額を現行の二十三万円から二十六万円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

第七は、障害者控除、老年者控除、寡婦(寡夫)控除及び勤労学生控除の額を現行の二十二万円から二十五万三千円に、老人配偶者控除及び老人扶養控除の額を現行の二十三万円から二十六万三千円に、同居特別障害者扶養(配偶者)控除の額を現行の二十五万円から二十九万三千円に、同居老

人扶養控除及び扶養控除の額を現行の二十二万円から二十九万三千円に、老人配偶者控除及び老人扶

養控除の額を現行の二十三万円から二十六万三千円に、それぞれ引き上げようとするものであります。

第八は、自動車税の改正であります。

第九は、自動車税の改正であります。

第十は、自動車税の改正であります。

第十一は、自動車税の改正であります。

第十二は、自動車税の改正であります。

第十三は、自動車税の改正であります。

第十四は、自動車税の改正であります。

第十五は、自動車税の改正であります。

第十六は、自動車税の改正であります。

第十七は、自動車税の改正であります。

第十八は、自動車税の改正であります。

第十九は、自動車税の改正であります。

第二十は、自動車税の改正であります。

第二十一は、自動車税の改正であります。

第二十二は、自動車税の改正であります。

第二十三は、自動車税の改正であります。

第二十四は、自動車税の改正であります。

第二十五は、自動車税の改正であります。

第二十六は、自動車税の改正であります。

第二十七は、自動車税の改正であります。

第二十八は、自動車税の改正であります。

第二十九は、自動車税の改正であります。

第三十は、自動車税の改正であります。

第三十一は、自動車税の改正であります。

第三十二は、自動車税の改正であります。

第三十三は、自動車税の改正であります。

第三十四は、自動車税の改正であります。

第三十五は、自動車税の改正であります。

第三十六は、自動車税の改正であります。

第三十七は、自動車税の改正であります。

第三十八は、自動車税の改正であります。

第三十九は、自動車税の改正であります。

第四十は、自動車税の改正であります。

第四十一は、自動車税の改正であります。

第四十二は、自動車税の改正であります。

第四十三は、自動車税の改正であります。

第四十四は、自動車税の改正であります。

第四十五は、自動車税の改正であります。

第四十六は、自動車税の改正であります。

第四十七は、自動車税の改正であります。

第四十八は、自動車税の改正であります。

第四十九は、自動車税の改正であります。

第五十は、自動車税の改正であります。

第五十一は、自動車税の改正であります。

第五十二は、自動車税の改正であります。

第五十三は、自動車税の改正であります。

第五十四は、自動車税の改正であります。

第五十五は、自動車税の改正であります。

第五十六は、自動車税の改正であります。

第五十七は、自動車税の改正であります。

第五十八は、自動車税の改正であります。

第五十九は、自動車税の改正であります。

第六十は、自動車税の改正であります。

第六十一は、自動車税の改正であります。

第六十二は、自動車税の改正であります。

第六十三は、自動車税の改正であります。

第六十四は、自動車税の改正であります。

第六十五は、自動車税の改正であります。

第六十六は、自動車税の改正であります。

第六十七は、自動車税の改正であります。

第六十八は、自動車税の改正であります。

第六十九は、自動車税の改正であります。

第七十は、自動車税の改正であります。

第七十一は、自動車税の改正であります。

第七十二は、自動車税の改正であります。

第七十三は、自動車税の改正であります。

第七十四は、自動車税の改正であります。

第七十五は、自動車税の改正であります。

第七十六は、自動車税の改正であります。

第七十七は、自動車税の改正であります。

第七十八は、自動車税の改正であります。

第七十九は、自動車税の改正であります。

第八十は、自動車税の改正であります。

第八十一は、自動車税の改正であります。

第八十二は、自動車税の改正であります。

第八十三は、自動車税の改正であります。

第八十四は、自動車税の改正であります。

第八十五は、自動車税の改正であります。

第八十六は、自動車税の改正であります。

第八十七は、自動車税の改正であります。

第八十八は、自動車税の改正であります。

第八十九は、自動車税の改正であります。

第九十は、自動車税の改正であります。

第九十一は、自動車税の改正であります。

第九十二は、自動車税の改正であります。

第九十三は、自動車税の改正であります。

第九十四は、自動車税の改正であります。

第九十五は、自動車税の改正であります。

第九十六は、自動車税の改正であります。

第九十七は、自動車税の改正であります。

第九十八は、自動車税の改正であります。

第九十九は、自動車税の改正であります。

第一百は、自動車税の改正であります。

第一百一は、自動車税の改正であります。

第一百二は、自動車税の改正であります。

第一百三は、自動車税の改正であります。

第一百四は、自動車税の改正であります。

第一百五は、自動車税の改正であります。

第一百六は、自動車税の改正であります。

第一百七は、自動車税の改正であります。

第一百八は、自動車税の改正であります。

第一百九は、自動車税の改正であります。

第一百十は、自動車税の改正であります。

第一百十一は、自動車税の改正であります。

第一百十二は、自動車税の改正であります。

第一百十三は、自動車税の改正であります。

第一百十四は、自動車税の改正であります。

第一百十五は、自動車税の改正であります。

第一百十六は、自動車税の改正であります。

第一百十七は、自動車税の改正であります。

第一百十八は、自動車税の改正であります。

第一百十九は、自動車税の改正であります。

第一百二十は、自動車税の改正であります。

第一百二十一は、自動車税の改正であります。

第一百二十二は、自動車税の改正であります。

第一百二十三は、自動車税の改正であります。

第一百二十四は、自動車税の改正であります。

第一百二十五は、自動車税の改正であります。

第一百二十六は、自動車税の改正であります。

第一百二十七は、自動車税の改正であります。

第一百二十八は、自動車税の改正であります。

第一百二十九は、自動車税の改正であります。

第一百三十は、自動車税の改正であります。

第一百三十一は、自動車税の改正であります。

第一百三十二は、自動車税の改正であります。

第一百三十三は、自動車税の改正であります。

第一百三十四は、自動車税の改正であります。

第一百三十五は、自動車税の改正であります。

第一百三十六は、自動車税の改正であります。

第一百三十七は、自動車税の改正であります。

第一百三十八は、自動車税の改正であります。

第一百三十九は、自動車税の改正であります。

第一百四十は、自動車税の改正であります。

第一百四十一は、自動車税の改正であります。

第一百四十二は、自動車税の改正であります。

第一百四十三は、自動車税の改正であります。

第一百四十四は、自動車税の改正であります。

第一百四十五は、自動車税の改正であります。

第一百四十六は、自動車税の改正であります。

第一百四十七は、自動車税の改正であります。

第一百四十八は、自動車税の改正であります。

第一百四十九は、自動車税の改正であります。

第一百五十は、自動車税の改正であります。

第一百五十一は、自動車税の改正であります。

第一百五十二は、自動車税の改正であります。

第一百五十三は、自動車税の改正であります。

第一百五十四は、自動車税の改正であります。

第一百五十五は、自動車税の改正であります。

第一百五十六は、自動車税の改正であります。

第一百五十七は、自動車税の改正であります。

第一百五十八は、自動車税の改正であります。

第一百五十九は、自動車税の改正であります。

第一百六十は、自動車税の改正であります。

第一百六十一は、自動車税の改正であります。

第一百六十二は、自動車税の改正であります。

第一百六十三は、自動車税の改正であります。

第一百六十四は、自動車税の改正であります。

第一百六十五は、自動車税の改正であります。

第一百六十六は、自動車税の改正であります。

第一百六十七は、自動車税の改正であります。

第一百六十八は、自動車税の改正であります。

第一百六十九は、自動車税の改正であります。

第一百七十は、自動車税の改正であります。

第一百七十一は、自動車税の改正であります。

第一百七十二は、自動車税の改正であります。

第一百七十三は、自動車税の改正であります。

第一百七十四は、自動車税の改正であります。

第一百七十五は、自動車税の改正であります。

第一百七十六は、自動車税の改正であります。

第一百七十七は、自動車税の改正であります。

第一百七十八は、自動車税の改正であります。

第一百七十九は、自動車税の改正であります。

第一百八十は、自動車税の改正であります。

第一百八十一は、自動車税の改正であります。

第一百八十二は、自動車税の改正であります。

第一百八十三は、自動車税の改正であります。

第一百八十四は、自動車税の改正であります。

第一百八十五は、自動車税の改正であります。

第一百八十六は、自動車税の改正であります。

第一百八十七は、自動車税の改正であります。

第一百八十八は、自動車税の改正であります。

第一百八十九は、自動車税の改正であります。

第一百九十は、自動車税の改正

均等割の標準税率を引き上げるとともに、制限税率を標準税率に一・二を乗じて得た率に改めようとするものであります。

第三百四十四条の二第一項第六号から第十一号まで及び第二項から第四項まで並びに第三百十七条の八の改正は、道府県民税と同様であります。次は、固定資産税の改正であります。

第三百四十八条第二項第三十三号の改正は、放送大学学園がその本来の事業の用に供する一定の固定資産について非課税としようとするものであります。

第三百四十九条の三第八項の改正は、地方的な航空運送を確保するため必要な路線に就航する航空機に係る課税標準の特例措置の対象を、主として離島路線に就航する航空機に限定しようとするものであります。

次は、軽自動車税の改正であります。

第四百四十四条第一項の改正は、軽自動車税の標準税率をおむね一〇% 営業用にあってはおむね五% 引き上げようとするものであります。

第四百八十九条第一項第十八号の改正は、人工軽量骨材の製造の用に供する電気に係る非課税措置を廃止しようとするものであります。

次は、電気税の改正であります。

第五百八十六条第二項第八号の二の改正は、地方公共団体、森林組合等の法人が、分取育林契約に基づいて行う育林の用に供する一定の土地またはその取得について非課税としようとするものであります。

次は、国民健康保険税の改正であります。

第七百三十三条の四第四項の改正は、課税限度額を現行の二十八万円から三十五万円に引き上げようとするものであります。

次は、都における普通税の特例の改正であります。第七百三十四条第三項の改正は、道府県民税及び市町村民税の法人均等割の税率の改正に伴い、都が特別区の区域内において課する法人均等割の

税率を改めようとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第三条の三の改正は、当分の間、総所得金額等が、二十九万円に本人、控除対象配偶者及び扶養親族の合計数を乗じて得た金額に、控除対象配偶者または扶養親族を有する場合には九万円を加算した金額以下である者について、道府県民税及び市町村民税の所得割を非課税としようとするものであります。

附則第十一条の二の改正は、不動産取得税について、昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日までに新築された一定の住宅について、該住宅が新築された日から九ヶ月を経過した日とし、現行の六ヶ月から三ヶ月延長しようとするものであります。

附則第十一条第一項、第三項及び第五項から第九項までの改正は、不動産取得税について、政府の補助を受けて取得した一定の農林漁業者の共同利用施設、農業振興地域の整備に関する法律の規定に基づき市町村長の勧告等により取得した農用地開発公団が新設改良した一定の農業用施設、都市計画において定められた路外駐車場で地下に設けられるもの及び空港周辺整備機構が取得した航空機騒音による影響を受けることが少ない施設の用に供する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和六十年三月三十日まで延長しよ

うとするものであります。

附則第三十一条の改正は、織維製品及び紙の製造の用に供する電気に係る電気税の軽減税率の適用期限を昭和六十二年五月三十一日まで延長しよ

うとするものであります。

附則第三十二条の三第二項の改正は、空港周辺整備機構が取得する航空機騒音の影響を受けることと少ない施設の用に供する土地に係る特別土地保有税の軽減措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

附則第三十二条第一項第五号及び第五号の二の改正は、個人の道府県民税において、一定の要件に該当する個人年金保険、個人年金共済及び被保険年金契約の掛金について、現行の生命保険料控除の別枠で、年三千五百円を限度とする所得控除の制度を設けようとするものであります。

第三十四条第一項第五号及び第十一号並びに第二項から第四項までの改正は、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額を二十六万円に、老人配偶者控除及び老人扶養控除の額を二十七万円に、同居特別障害者扶養（配偶者）控除の額を三十万円に、同居老親等扶養控除額を三十一万円に、それ

ぞ引き上げようとするものであります。

第三十七条第一項の改正は、所得割の算定につき簡易税額表によることができる者の範囲を、課税所得金額が現行の二百万円以下である者から四

定資産税の非課税措置の適用期限を昭和六十年度まで延長しようとするものであります。

附則第十五条第一項から第二十四項までの改正は、固定資産税等に係る課税標準の特例措置を改めようとするものであります。まず、日本自動車

ターミナル株式会社に係る課税標準の特例措置を廃止し、農林漁業団体が免電所等の用に供する家屋及び償却資産、原油備蓄施設または石油ガス備蓄施設、公害防止設備、地方卸売市場の用に供する家屋及び償却資産、農生組合が取得する農業者の共同利用に供する機械装置並びに無公害化生産設備に係る課税標準の特例措置を縮減の上、その適用期限を二年延長しようとするものであります。

なお、無公害化生産設備のうち特定の設備に係る適用期限については、昭和六十一年六月三十日までとしております。また、外国貿易用コンテナ等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、織維工業構造改善事業の試験研究用機械及び設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十九年六月三十日まで延長しよ

うとするものであります。

附則第三十七条の改正は、国際科学技術博覧会の開催に伴い、国際科学技術博覧会協会等に対する住民税および事業税、旅館における外客の宿泊及びこれに伴う飲食に対する料理飲食等消費税、国際科学技術博覧会の会場等において博覧会の用に供する家屋等に対する固定資産税等を非課税とするものであります。

附則第三十三条第二項の改正は、昭和五十九年度分の国民健康保険税に限り、減額の基準を二十万円に一定の金額を加算した金額としようとするものであります。

附則第三十三条第二項の改正は、昭和五十九年六月三十日までとしております。また、外國貿易用コンテナ等に係る課税標準の特例措置の適用期限を二年延長するとともに、織維工業構造改善事業の試験研究用機械及び設備に係る課税標準の特例措置の適用期限を昭和五十九年六月三十日まで延長しよ

うとするものであります。

附則第三十二条第一項第五号及び第五号の二の改正は、個人の道府県民税において、一定の要件に該当する個人年金保険、個人年金共済及び被保険年金契約の掛金について、現行の生命保険料控除の別枠で、年三千五百円を限度とする所得控除の制度を設けようとするものであります。

第三十四条第一項第十号及び第十一号並びに第二項から第四項までの改正は、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除の額を二十六万円に、老人配偶者控除及び老人扶養控除の額を二十七万円に、同居特別障害者扶養（配偶者）控除の額を三十万円に、同居老親等扶養控除額を三十一万円に、それ

ぞ引き上げようとするものであります。

第三十七条第一項の改正は、所得割の算定につき簡易税額表によることができる者の範囲を、課税所得金額が現行の二百万円以下である者から四

用期限を昭和六十年三月三十日まで延長しよ

うとするものであります。

附則第三十二条の三第一項及び第四項の改正は、事業所税について、中小企業者が公害防止事務団から譲渡を受けた共同利用建物に対する非課

税措置の対象範囲を産業公害の防止に資するものに限るほか、その適用期限を二年延長するとともに、中小企業に係る事業転換計画に従って事業の転換を行う場合における特例措置の転換開始に係る適用期限を昭和六十一年十二月十四日まで延長しようとするものであります。

所得割の賦課制限の率を現行の百分の八十から百分の七十八に改めようとするものであります。

次は、市町村民税の改正であります。

三百四十四条の二第一項第五号、第五号の二、第十号及び第十一号並びに第二項から第四項までの改正は、道府県民税と同様であります。

三百四十四条の三第一項の改正は、市町村民税の所得割について、最低税率を現行の二%から二・五%に引き上げるとともに、税率適用区分につき所要の調整を加えようとするものであります。

三百四十四条の五及び三百四十四条の八の改正

は、道府県民税と同様であります。

三百四十八条の三の改正は、退職所得に対する分離課税に係る所得割の税率及びその適用区分について、一般の所得割と同様の改正を行おうとするものであります。

次は、附則の改正であります。

附則第四条及び第五条の改正は、株式等の配当所得に係る課税の特例措置を三年度間、証券投資

信託の収益の分配に係る配当控除の特例措置を三年間それ延長しようとするものであります。

附則第三十三条の二の改正は、みなし法人課税を選択した場合の課税の特例措置について、その適用期間を昭和六十四年度まで延長するとともに、法人税の税率の臨時措置と併せ、みなし法人所得に対する税率等につき所要の整備を行おうとするものであります。

附則第三十三条の三第三項及び第三十五条第五項の改正は、土地等に係る課税事業所得等の金額等についての賦課制限の率を八五・八%に改めようとするものであります。

附則第三十五条の二の二第一項の改正は、農業生産法人に農地等を現物出資した場合の譲渡所得に係る所得割の納期限の特例措置の適用期間を昭和六十一年度まで延長しようとするものであります。

附則第三十五条の四の改正は、みなし法人課税を選択した場合に係る国民健康保険税の課税の特

例措置の適用期間を昭和六十四年度まで延長しようとするものであります。

第三は、地方道路譲与税法及び航空機燃料譲与税法の改正であります。

地方道路譲与税法第三条第一項、石油ガス譲与税法第三条第一項、自動車重量譲与税法第三条第一項及び航空機燃料譲与税法第三条第一項の改正は、譲与時期及び譲与時期ごとに譲与すべき額を変更しようとするものであります。

第四は、国有資産等所在市町村交付金及び納付金に關する法律の改正であります。

附則第十六項の改正は、日本国有鉄道の公害防

止設備に係る市町村納付金の非納付措置の適用期限を二年延長しようとするものであります。

以上でござります。

○委員長(大河原太一郎君) 本案に対する質疑は後日に譲りたいと存じます。

(一) 県下経済の動向

昭和五七年度の本県経済は、世界貿易の縮小と

去る二月に当委員会が行いました地方行財政等

の実情調査のための委員派遣については、各班か

らそれぞれ報告書が提出されておりましたので、こ

れを本日の会議録の末尾に掲載することにいたし

たいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(大河原太一郎君) 本案に対する質疑は

後日に譲りたいと存じます。

六一五億円(実質成長率三・五%)、全国三・六%とほぼ同様の動きを示している。

県内純生産は、二兆八・三八七億円(対前年度比五・〇%増)で全国的な輸出の激減で景気の先行不安が叫ばれたわりには、昨年度の増加率四・六%をわずかながら上回っている。この点について、県当局としては、冷えこんでいた投資部門の順調に推移していることなど需要面で回復の兆しがみえはじめたのがその要因であるとみている。

生産面では、第三次産業の伸び率がやや低下したもののウエイトの高い製造業が燃料・材料の値下

がりから八・六%もの増勢を示したことが大き

く、また分配面では、前年度に悪化した企業収益

がやや改善されたうえ、硬直性の強い雇用者所得

のそれが二七%となつてゐるため景気に左右さ

れる傾向が強い。県としては今後、加工組立型の

本県経済の特徴として、産業構造が石油関連等基

好結果をもたらしたものと推測している。なお、

が昨年度並みの伸び率を維持したことが需要面に

骨及びこれに引続く集中豪雨による災害復旧関連

の財政需要が生じたことによるものである。決算

収支では、歳入歳出差引額(形式収支)は四三億

八・六〇〇万円の黒字、実質収支は三三億九・四

〇〇万円の黒字となり対前年度七六・二%の大幅

な増額となつてゐる。この結果、実質収支比率は、一・六%と前年度の一・〇%を〇・六ボイン

ト上回った。

四〇%に、資源型の割合を三八%程度に転換するものとし県経済の体質改善を期している。

最近の雇用失業状況については、業種別、地域別の敵対性を伴いながらも、やや改善に向いつつあるが、総体的に盛り上がりに欠けた状態となつてゐる。求人は企業によっては雇用増加に対しても重であり、また余剰人員をかかえている企業等もあつてはかばかしくない状況にあるが、総体的に増加傾向となつてゐる。一方求職者については、五八年前半は企業倒産、企業整備及び合理化、省力化等の減量経営などにより離職者が増加し、過去最高の有効求職者数を記録するなど厳しい状況となつた。これを五八年四月から一二月までの期間について前年同期と比較してみると、新規求人倍率は一・〇九倍から一・二三倍へ、有効求人倍率は〇・六二倍から〇・六四倍へとそれ以上昇し、若干明るさをみせてゐるが、雇用需要の少ない中高年齢層は再就職の困難性もあって滞留傾向が続いており、県当局としては本県ばかりではないとしながらも、これから大きな課題との認識をもつてゐる。

(二) 県財政の概況

昭和五七年度普通会計の決算規模は、歳入四、〇五〇億六・五〇〇万円(前年度三、七三九億四、六〇〇万円)、歳出四、〇〇六億七・九〇〇万円(同三、七〇八億六・九〇〇万円)で、前年度に対する増加率では歳入八・三%(同四・七%)、歳出八・〇%(同四・五%)となつて、前年度と比べると、それぞれ三・六ポイント、三・五ポイント上回つてゐる。五七年度の伸び率が前年度に比べて高くなつてゐるのは、五七年八月の台風一〇号及びこれに引続く集中豪雨による災害復旧関連

の財政需要が生じたことによるものである。決算

収支では、歳入歳出差引額(形式収支)は四三億

八・六〇〇万円の黒字、実質収支は三三億九・四

〇〇万円の黒字となり対前年度七六・二%の大幅

な増額となつてゐる。この結果、実質収支比率は、一・六%と前年度の一・〇%を〇・六ボイン

月三日までの三日間、三重県及び和歌山における

地方行財政の実情等について調査を行つた。

調査は県当局から県及び県下市町村の行財政の実情について説明を聽取したほか、三重県においては津市及び松阪市を、また、和歌山県においては御坊市を訪問し、実情を調査した。

主な調査項目は、県下経済の動向、県及び市町村財政の概況、超過負担の状況、行政改革の実施状況、長期総開発計画と地域振興対策等の現況及び警察行政の概況等である。

以下今回の調査結果の概要について報告する。

一 三重県及び県下市町村行財政の概況

(一) 県下経済の動向

昭和五七年度の本県経済は、世界貿易の縮小と

いう外的ショックをうけた日本経済の動向に呼応して、停滞気味の推移を示され、名目県民

総生産は三兆六、二四〇億円(名目成長率五・一%)、全国五・〇%、実質県民総生産は二兆六、

一・六%と前年半は企業倒産、企業整備及び合理化、省

力化等の減量経営などにより離職者が増加し、過去最高の有効求職者数を記録するなど厳しい状況となつた。これを五八年四月から一二月までの期間について前年同期と比較してみると、新規求人倍率は一・〇九倍から一・二三倍へ、有効求人倍率は〇・六二倍から〇・六四倍へとそれ以上昇し、若干明るさをみせてゐるが、雇用需要の少な

い中高年齢層は再就職の困難性もあって滞留

傾向が続いており、県当局としては本県ばかりで

はないとしながらも、これから大きな課題との認識をもつてゐる。

(二) 県財政の概況

昭和五七年度普通会計の決算規模は、歳入四、

〇五〇億六・五〇〇万円(前年度三、七三九億四、六〇〇万円)、歳出四、〇〇六億七・九〇〇万円(同三、七〇八億六・九〇〇万円)で、前年度

に対する増加率では歳入八・三%(同四・七%)、

歳出八・〇%(同四・五%)となつて、前年度と

比べると、それぞれ三・六ポイント、三・五ポイント上回つてゐる。五七年度の伸び率が前年度に

比べて高くなつてゐるのは、五七年八月の台風一〇号及びこれに引続く集中豪雨による災害復旧関連

の財政需要が生じたことによるものである。決算

収支では、歳入歳出差引額(形式収支)は四三億

八・六〇〇万円の黒字、実質収支は三三億九・四

〇〇万円の黒字となり対前年度七六・二%の大幅

な増額となつてゐる。この結果、実質収支比率は、一・六%と前年度の一・〇%を〇・六ボイン

ト上回つた。

歳入の主な費目の増加率をみると、地方税や地方交付税等の一般財源の伸びは五七年度八・六%と前年度（三・五%）を上回っているが、このうち地方税は引き続く景気の低迷により地方財政計画の見込比率一〇・二%を大幅に下回る三・六%の伸びに止まっているのに対し、地方交付税は一・三・九%と大幅に伸びて地方税の減収分を補つている。一方、冒頭で述べた災害復旧関連の財政需要の増加や七六億円に及ぶ減収補てん債の発行を反映して、国庫支出金は一四・一%（前年度一・五%）、地方債は一八・二%（同△二・一%）とそれぞれ大幅に伸びている。この結果、特定財源全体の伸びは八・〇%と前年度の伸び（六・〇%）を二ポイント上回っているが、一般財源と特定財源の構成比は五一・五%対四八・五%となつて前年度（五一・四%対四八・六%）とほぼ同程度となつていている。

歳出内容を性質別みると、義務的経費の構成比は五七年度四七・一%と前年度（四九・一%）に比べ二・〇ポイント減少している。その内訳は、人件費三五・九%（前年度三八・〇%）、公債費七・五%（同七・三%）となつており、人件費で二・一ポイント減少したが、他面、公債費が〇・二ポイント増加している。また増加率では、人件費二・三%（前年度四・八%）、公債費一・四%（同一九・〇%）とそれぞれ前年度の伸びを下回っているが、公債費の伸びが毎年歳出額総額のそれを大きく上回っていることや、公債費の額三〇一億五、四〇〇万円が地方債発行額二七六億九、〇〇〇万円を上回っていることなどが注目される。一方、投資的経費の構成比は三六・八%と前年度（三四・三%）を二・五ポイント上回つているが、これは普通建設事業費が三〇・八%と前年度（三二・八%）に比べ二ポイント下回つたのに對し、前述の災害関連復旧事業費が五・七%と前年度（一・二%）を四・五ポイントも大きく上回つたことに起因するものである。増加率では普通建設事業費は、そのうち補助事業費が対前年度比〇・九%落ち込んだのに対し、単独事業費は

八・六%の増となつたことから、総体として一・六%（前年度五・〇%）の伸びに止まつてゐる。一方、台風一〇号関連等による災害復旧費は対前年度比四二五・五%（前年度△一四・八%）の激増となつた。この結果、義務的経費と投資的経費の歳出構成比は四七・一%対三六・八%（前年度四九・一%対三四・三%）となつて義務的経費のウェイトが若干低下し、投資的経費のそれがやや高まつた。

人が法人事業税等でやや明るさを取り戻しつつあることから、当初予算計上額を確保できる見込みであり、概ね収支の均衡を保持できるとのことである。

五九年度の財政見通しについては、県当局は眞理收入は依然として大きな伸びが期待できないいろいろ、地方交付税が前年度より減額されるなど、本県財政をとりまく環境はますます厳しさを増していくとの認識のもとに、歳出の節減合理化、行財政の簡素効率化に徹し、適切な財政運営に努めるものとしているが、五九年度予算編成万針の主な基本的事項としては、①予算の総見積額は、業務的経費を除き、一般財源ベースで五八年度当知予算額の九〇%の範囲内とする②国の行財政改革議に關連して国庫補助金が廃止または削減される事業は、事業を廃止または縮減する③既定の事務事業については、廃止、縮小、振り替えなどを徹底して検討し、新規事業については既定事業の振り替えを原則とする④事務事業については、国、県、市町村、民間の負担区分の適正化を図る⑤各事業についてサンセット方式の導入に努める⑥県賛助の抑制に努め、原則として補助率は引き上げない⑦国同様、今年度のマイナス五〇%シーリングとすることなどをあげて、編成作業にのぞんでいる。

(二) 市町村財政の概況

県下六九市町村の昭和五七年度普通会計決算額は、歳入総額三、七八九億四、八〇〇万円(前年度比四・四%増)、歳出総額三、六七二億六、七〇〇万円(同四・一%増)で、実質収支、単年盈余収支とも、それぞれ九一億四、六〇〇万円、六億七、二〇〇万円の黒字となっている。しかし、町村別では単年度収支で三三団体が赤字、また実質収支では、前年度まで上野市、紀伊長島町の二団体が赤字だったが、ともに計画より早く財政重建を完了して、財政再建団体から脱却、金團体も字となっている。

歳入面での特徴をみると、住民税の伸びや固定

(三) 市町村財政の概況

については、県当局は県債の償還を確実に実現するため、毎年歳出の節減を図り、また歳入の増加を図る方針で、昭和五七年度は、歳出の節減目標を達成する一方で、歳入の増加目標を達成する方針である。このため、県債の償還を確実に実現するため、毎年歳出の節減を図り、また歳入の増加を図る方針で、昭和五七年度は、歳出の節減目標を達成する一方で、歳入の増加目標を達成する方針である。

の資産税の評価替えに支えられて市町村税が対前年度比八・六%の伸びを示したことと、歳入構成比率も三一・三%と前年度（三〇・一%）を一・二ポイント上回り、前年度に引き続き三〇%の大台を確保しているが、自主財源比率は低く過去四〇%台を推移し、五七年度では四七・二%と対前年度七・六%を占め、次いで国庫支出金二五・九%、地方債一〇・五%と続き、県と同様、国から配分、または許可される財源への依存度が極めて高い財政構造となっている。

歳出面での特徴をみると、人件費や扶助費が対前年度比それぞれ二・六%、六・二%の伸びに対し、公債費は義務的経費の伸び（五・四%）を大幅に上回る一二・五%の伸びを示したため、公債費の歳出構成比は八・二%と前年度（七・六%）に比べ〇・六ポイント上昇している。これは五一年度以降の地方財政の収支不均衡の中で、本県市町村財政においても不足財源を地方債の増発で対処してきたことが大きな原因と考えられるが、この結果、公債費比率も五三年度の八・九%から毎年上昇を続け、五七年度では一一・五%となり、危険信号といわれる一五%を超える団体は六九市町村のうち五市町村となっている。一方、普通建設事業費は前年度比一・九%の減となつているが、これは国の公共事業抑制方針の影響から補助事業費が同五・八%減となつたことによるものであるが、単独事業費の伸びや災害復旧事業費が県と同様に同六四〇・六%も急増となつたことから、投資的経費全体では同五・一%（前年度八・八%）の伸び率となつている。以上の結果、歳出総額に占める構成比では、義務的経費は三九・八%と前年度（三九・三%）に比べ〇・五ポイント、また、投資的経費は三七・三%で前年度（三七・〇%）に比べて〇・三ポイントそれぞれ上昇した。

次に五八年度の収支見通しについては、当初、国家予算の伸びの低下や地方交付税総額の減少、

景気の低迷等により、財源確保の期待が持てないため、経費の節減や合理化等を基本とした編成が行われ、予算規模は対前年度比△2・4%となるが、その後各団体の厳しい事業選択等を通じ、財政の健全化と弾力性の確保が図られた結果、歳入で三、七五六億七〇〇万円（対前年度比△0・9%）、歳出で三、七四〇億七、五〇〇万円（同一・九%増）となる見込みであり、概ね収支均衡が保持されるとのことである。

四 超過負担の状況

県が恒常に超過負担が生ずるものとして調査した主要事業（五七年度決算）についてみると、運営費關係で超過負担額の最も大きいものは保健所職員費四億五、三四九万六、〇〇〇円（超過負担率四三・四%）で、ついで農業改良普及職員費一億六、八四七万一、〇〇〇円（同一六・六%）、統計委託職員費七、九〇三万一、〇〇〇円（同四七・二%）、その他一億七、五三三万四、〇〇〇円（同一四・二%）の順となつており、合計八億七、六二三万二、〇〇〇円となっている。また、建設費關係では、社会福祉施設費二億五、三五二万一、〇〇〇円（超過負担率三九八%）、高校産振施設費六、四一三万二、〇〇〇円（一二・九%）、その他二億三、九六八万七、〇〇〇円（一七・八%）で合計五億五、七三四万円となつておらず、総合計で一四億三、三五七万二、〇〇〇円の超過負担が生じている。このうち超過負担率で最も高い数値を示しているのは、社会福祉施設費で単価差一〇一・一%、数量差八四・七%、対象差二一二・二%となつており、また、保健所職員費では単価差一六・六%、数量差一九・六%、対象差七・二%となつておる。このほか統計委託職員費では単価差の財過負担率は四七・二%となつておる。

田 行政改革の実施状況

県は五六六年九月、臨調第一次答申に対応して、既存の県行財政システム調査研究会（五四・六・一設置）の中に、行革問題特別部会を設置し取り組んでいる。

行政機構の簡素合理化については、五一年の大

幅な機構改革以来、機構の数の増加抑制に努めて

おり、組織の新設を必要とする場合には、現行組織の統廃合等によるスクラップ・アンド・ビルト

を原則としている。具体的には、五七年度は、津

都市計画復興事務所の廃止や本庁の小規模係（職員二人以下）三〇係を一五係に統合し、五八年度

は出先機関における総合調整機能の充実強化を図

るため七県民局の県事務所等を改組するほか、蘭

検定所と蚕業指導所を統合して蚕業センターを設

置し、また本庁で八係、出先機関で二三課五八係の統合を行っている。

定数管理の適正化については、定数の策定にあたっては現行定数の一を控除した数を基礎とし

て策定することとし、事務事業の見直しと適正な職員配置に検討を加えるとともに、新規行政需要

に対しても、一%の控除分の中から充当する方針

で対応している。その結果、五一年度以降、知事部局の条例定数の増加を抑制しており、五八年度現在で条例定数六、四九〇人（現員六、三〇〇人）となつていている。

給与の適正化については、五〇年度から五二年

度には初任給調整月数の削減、五五年度にはわたり是正措置、五六年度には高齢者昇給延伸・停止措置、運用昇短廃止（教員）の措置を行っており、本県職員のラスパイレス指数は、五七年四月一日現在一〇五・一と全国平均一〇六・三と比較して一・二ボイント改善されている。

事務事業や補助金等の整理合理化については、
①スクランプ事業（五七年度六五件、五八年度五
四件）②サンセット方式導入事業（五七年度二七
件、五八年度二一件）③団体運営補助金の節減
（五七年度八八件、五八年度八六件）④一般行政
経費の節減（五七、五八年度各二億円）⑤受益者
負担の適正化等を行っている。また事務事業の民
間委託については、これまで県民の森管理、診療
報酬請求事務、河川海岸の権門の保守業務等の委
託を行ったほか、権限の委譲については、五六六年

務等一〇項目を市町村長へ委譲したほか、出先機
関の長に対する権限委譲（五七年度七六件）を行
っている。

行政改革に対する今後の方針については、国の

行政改革の方向を的確に把握するとともに、行政

組織・機構の簡素合理化・定数管理・職員配置の

適正化、事務事業の見直しについて県独自の行革

を推進していくものとしている。

次に市町村における行政改革の実施状況につい
ては、五八年八月一日現在、推進体制を設置して

いる団体数は、一二市一三町村で県下六九市町村

（一三市五六町村）の三六%に当たる団体が設置

しております、検討項目としては、組織機構の改革な
ど県に準じて行われている。

主な項目の実施状況の団体数（五八・八・一現

在）をみると、組織の統廃合等行政機構の簡素化

化一〇市二〇町村、民間委託九市二四町村、電

子計算機の利用状況六八市町村（県下市町村の九

八・六%、全国平均九四・四%、五八・四・一現

在）、補助金の整理合理化八市九町村、定員管理

の適正化（条例定数の削減）三市七町、新規採用

の抑制一一市二〇町村で実施している。また県下

市町村の職員数は五八年四月一日現在二二・八一

五人で、五六六年四月一日現在（三三・〇四五人）

と比較すると二三〇人減少している。

（六）地域振興対策等の現況

（1）総合開発計画の概況

「活力とうるおいに満ちた郷土三重の創造」を

基本目標とする第二次三重県長期総合計画は五三

年三月策定された。計画の目標年度は五八年度を

初年度とし、二一世紀展望しつつ、七〇年には

県民総生産六兆三、七三〇億円（五五年度実績三

兆二、九四〇億円）、製造品出荷額八兆七、二七

〇億円（同四兆五、〇三七億円）、県民分配所得

四兆八、五〇〇億円（同二兆六、七九一億円）と

る。

計画の特色としては、①健康で明るい社会をつくる②豊かで住みよい県土をつくる③文化の香り

高い郷土をつくるを三本柱に二一世紀に向けて長

期的に取り組むべき課題として人口の高齢化・定

住化、資源・エネルギー問題など七項目を設定す

るとともに、広域的な国土づくりのため新たに県

域を大きく環伊勢湾、伊賀内陸、熊野灘の三ゾー

ンに区分し、隣接県との広域連帯による県土づく

りの基本方向を示している。

（2）地域経済振興対策の実施状況

産業構造の特殊性に起因する地域経済の停滞化

傾向にある地域及び特定産業業種への依存度が著

しく大きい地域等における地域経済の振興対策が

五六年度から実施されることになり、本県においては、鈴鹿市、飯高町（一般振興地域）及び紀和

町（構造改善等推進地域）が推進地域の指定を受け

、長期的な観点に立った振興方針を策定し、計

画的に事業を推進してきているが、本事業も五八

年度で終了することとなつていて、

五六年度から五八年度（見込）までの整備状況

を団体別にみると、鈴鹿市で伝統産業会館（伊勢

型紙、鈴鹿墨展示館）二億、六〇〇万円、飯高

町で山村広場（陶芸公園、遊歩道等）五、〇〇〇

万円、紀和町で觀光施設（温泉施設、キャンプ

場）六、六〇〇万円で事業費合計三億三、二〇〇

万円（見込）となつていて、

なお、五九年度から実施される地域経済活性化

対策の推進地域として、本県では、伊勢志摩地区

広域市町村圏が選定されている。本圏域は、伊勢志摩国立公園域等の觀光資源に恵まれているもの

の觀光客ニーズの変化等により觀光産業そのものが沈滞傾向にあり、広域觀光ルートの整備開発をはじめ農林水産業の振興等による活性化の推進が必要とされている。具体的な課題としては、第一

次産業（農林水産業）と觀光産業との調和ある振興、觀光開発を中心とした地場産業の育成と振興、内陸地域における雇用の場の拡大等の七項目

をあげている。

(8) 過疎対策及び広域市町村圏整備の状況

過疎対策については、旧法による事業が終了し、五五年度から過疎地域振興特別措置法(新法)に基づき公示された七町村及び経過措置一町について振興計画(五五と五九年度)を策定し、事業を推進している。

旧法に基づく本県の過疎対策事業の実績をみると、四五年度から五四年度までの一〇年間で町村計画二六一億八、八〇〇万円、県計画一八二億三〇〇万円で総額四四三億九、一〇〇万円となつている。また、実施事業の構成比は、県にあっては、県道等の整備が最も高く七九・三%、ついで基幹的な市町村道等の整備(一七・九%)と続いている。医療の確保、農林水産等の振興は一・四%に過ぎない。町村にあっては、交通通信体系の整備四〇%、教育文化施設の整備及び生活環境施設等の整備・医療の確保がそれぞれ二〇%、農林水産その他産業の振興一五・五%の順となつていて。

新法による過疎対策事業の実績は、五五年度から五七年まで町村計画一六六億九、一〇〇万円、県計画二〇三億三、一〇〇万円となる。このうち実施事業の構成比をみると、県にあっては産業の振興が五二・五%と高く、ついで交通通信体系の整備四六・九%、医療の確保〇・五%と統計しており、旧法に比べて産業の振興にかなりウェイトが置かれていることがわかる。また、町村にあっては、交通通信体系の整備三八・五%と旧法の場合と同様に最も高いが、産業振興のための施設整備は二二・四%を占めており、県と同様に力を入れている。

次に広域市町村圏整備の状況については、四四年から四七年にかけて県下に一〇一地区の広域市町村圏が設定され、道路、消防、環境衛生、老人福祉等公共施設の整備運営について共同処理を中心的に進められてきたが、その後定住構造の受け皿として五四年度から五六年度にかけて新広域市町村計画が策定され、既存の広域市町村圏等を活用しながら総合的な地域づくりのための広域

行政施策を強力に推進している。五五年度から〇年度までの計画期間における市町村、一部事務組合、県の事業基本計画の総額は五、〇五二億一、八〇〇万円となっており、これに対する五七年度累計実績額は一、四五八億六、七〇〇万円で実施率二八・九%となつていて。

(9) 警察行政の概況

昭和五八年の県警察の執務の基本方針は「県民の期待と信頼にこだえる警察」とし、これを具体化するための執行の重点として、凶悪犯罪の徹底検挙、安全で快適な交通社会の実現、潜在犯罪の検挙推進、少年非行の防止と環境の浄化、暴力団の壊滅、豊かな海づくり大会に伴う警察活動の推進の六項目を掲げ積極的な取り組みに努めている。

五八年の刑法犯の発生件数についてみると、一、九一六件で、全国的に増加している中で、前年(七六・四%)に比べ若干上昇したが、とくに凶悪犯の検挙率は九三%と前年(八四・五%)を大きく上回っている。また、県内の暴力団は六七団体一、三五九人(暴力常習者二二三人を含む)で、そのうち広域暴力団山口組の系列組織は一三団体二八四人である。県警では、特に「山口組特別集中取締本部」を設置して、強力な取締りを推進しているが、検挙状況は一、一一三件、六九九人で前年に比べ、件数で一二三件増加している。

少青年非行の状況をみると、五八年中に補導した非行少年等の総数は三一、二七四人で、前年に比べ一六・三%増加しているが、特に刑法犯少年は、犯罪少年が二、四九七人、触法少年が七八〇人となり、それ以前に比べ増加し、戦後最高を記録している点が注目される。また、刑法犯少年のうち、一五歳以下が全体の六七・八%を占めているほか、女子非行が急増するなど非行の低年齢化一般化が一段と進行している。覚せい剤事

に減少し、五四年には全国に先がけて死者半減目標を達成したが、その後は一進一退を繰り、五八年中には死者数二〇三人(対前年比一八%増)、傷者数九、六二二人(同八・七%増)といずれも増加している。こうした厳しい情勢に対処し、県警では総力を結集して、道路交通環境の整備、運転者対策の充実、交通指導取締りの推進、関係機関による交通安全運動の高揚の諸施策を強化して推進するものとしている。

県警察の当面の課題としては、上野市下神戸地区におけるバラバラ死体遺棄事件の捜査、交通事故增加に歯止めをかけること、五九年一〇月初旬に開かれる第四回全国豊かな海づくり大会に伴う警察警備業務の推進に万全を期すものとしている。

(10) 県下経済の動向

二 和歌山県及び県下市町村行財政の概況

国内外の景気はやや回復基調にあるといわれて

いるが、本県の地場産業界に対する波及効果は鈍く、総じて生産、出荷活動とも低調で採算も厳しく、景況は依然として明るさに乏しく需要回復も今なお低迷を続けていた。この点について県当局は、本県経済が石油(産業別構成比三八・〇%)や鉄鋼(同二五・〇%)に大きく依存しているた

め、県経済の全体の動向については全国的な景気の変動と若干異った動きを示すと説明している。県民総生産の伸び率(実質)の年度推移をみてみると、五三年度六・二%(全国五・一%)、五四年度五・九%(同五・三%)、五五年度四・二%(同四・五%)、五六年度五・五%(同三・三%)と五年度を除き各年度とも若干国と県とでは異った動きを示していることがわかるが、最近では伸び率は悪くなっている。しかし、最近の業種別の生

産動向をみると、鉄鋼は钢管類の生産が回復していないが、钢板類は上向き、石油精製は需要期に入りやや上向いており、また、地場産業はメリヤスや特殊織物も調子を取り戻している。一般機械では染色整理仕上機械は大手二社を除いては、まだ厳しい状況であるが、精密機械や産業機械は内外需とも順調のようである。

一方、企業倒産の状況(負債額一、〇〇〇万円以上)は件数、負債総額とともに四九年の一〇〇件に次ぐ二番目の記録に達し、企業環境は厳しくなっている。主因別では景気変動や構造的要因など不同型が四五%、放漫經營や経営計画の失敗など企業内要因が五一・四%等で前年に比し増加傾向にある。また、雇用失業情勢については、五八年一月の新規求職者数が前月に引続いて大幅に減少(前月比△三三・四%、八一七人減)して一、六三一人となり、最近一年間で最も少ない数となっているが、新規求職者数は五七人(同三・七%)増加し、ほぼ横ばい状態を保っている。これを産業別にみると卸小売業をはじめ建設業や製造業等で減少しているが、サービス業(前月比四八・二%一九九人増)や運輸通信費、金融保険不動産業などで大幅に増加している。しかし、有効求職者数や有効求職者数とともに減少したため、有効求人倍率は依然として改善されず、五八年一二月は前月より〇・〇一ポイント低下して〇・三八倍となつており、県当局は今後の景気の動向には最大の関心を寄せている。

(11) 県財政の概況

昭和五七年度普通会計の決算規模は、歳入三、一七三億一、六〇〇万円(前年度三、〇一四億三、八〇〇万円)、歳出三、一一六億八、六〇〇万円(同二、九七〇億三、六〇〇万円)で、前年度に対する増加率では、歳入が五・二%(同二・九%)、歳出四・九%(同二・九%)となつて、前年度と比べると、それぞれ二・三%ポイント、二・〇ポイント上回っている。本県の財政規模

額（形式収支）は五五億三、〇〇〇万円、実質収支は七億七、二〇〇万円の各黒字となって実質収支比率は一・〇%と前年度（一・五%）に比べ〇・五ポイント上昇した。また、前年度は財調基金の大幅な取りくずしにより赤字（三五億九、三〇〇万円）となつた実質単年度収支も一、三〇〇万円の黒字に転じた。

前人の主な費目の増加率をみると、地方税も地方交付税と税率等の一般財源は一一・一%と前年度（△〇・九%）に比べて大幅に伸びているが、これは地方税が法人二税の二桁の伸びに支えられて七・三%（前年度三・六%）、地方交付税が一四・〇%（同△四・〇%）とそれぞれ大幅に伸びたことにによるものであって、一般財源比率も四九・二%と前年度（四六・六%）を上回っている。一方、特定財源のうち国庫支出金は〇・四%（前年度二・六%）、地方債は△五・八%（同二・〇%）とそれぞれ伸び率が低下している。また、歳入構成比は地方交付税が二八・八%（全国平均一八・三%）、国庫支出金が二八・五%（同二六・二%）となっているのに対し、地方税は一九・三%（同三一・七%）に過ぎず國に依存する財源構造となつてゐる。特に地方歳入の根幹である地方税収入が二〇%に満たず、本県の財政的脆弱性を物語っている。

歳出内容を性質別にみると、義務的経費の歳出構成比は五七年度四六・一%と前年度（四七・九%）に比べ一・八ポイント低下している。その内訳は、人件費三五・六%（前年度三八・五%）、公債費七・〇%（同五・九%）となっており、人件費が見送られたことや退職手当の減少等により、人件費で二・九ポイント減少したのに対し、公債費で一・一ポイント増加している。また、増加倍率では、人件費が対前年度比三・〇%低下したのにに対して、公債費が同二四・三%も伸びて三重県と同様、歳出総額の伸びを大幅に上回っている。一方、投資的経費の伸びは四・六%（前年度五・五%）と義務的経費の伸び〇・九%（同六・一%）を上回っているが、これは主として災害復旧

旧費の増によるものであり、普通建設事業費は公事業の構ばかりなどから補助事業費が前年度比〇・八%減少、単独事業費は同四・五%（前年度二九・六%）の伸びに止まつため、全体として一・一%（同六・六%）の低い伸び率となつてゐる。この結果、義務的経費と投資的経費の歳出構成比は四六・一%対三三・八%（前年度四七・九%対三二・九%）となつて、義務的経費のウエイトが若干低下したが、投資的経費のそれはほん前年度並みとなつた。

以上みてきたとおり、歳入面で自主財源比率が三五・四%と全国水準（五六四年七・五%）と比べても低く、地方交付税など依存性の強い歳入構造になつてゐる点では三重県と共通した面を有しているが、本県の場合、実質収支比率の改善や経常収支比率が七三・三%（前年度七八・七%）と道府県平均七七・五%を四・二ポイントも好転するなど、人件費の抑制に努めるかたわら、投資的経費の充実に努めており健全財政を維持してゐる。しかし、三重県においても指摘したように本県においても最近における地方財政対策が地方債による財源賦与を主体としていることを反映して、近年公債費は激的に上昇してゐる。公債費比率の年度推移をみても、五三年度四・四%であったものが、年々増加し五七年度には八・三%（全国平均八・〇%）にも達し財政硬直化の大きな要因となつてゐる。

次に五八年度の収支見込みについては、年度当初において県税や地方交付税が前年度を下回ることとなるため、県債の適切な活用や財政調整基金等の取崩しにより、対前年度比七・四%増の歳入を確保することとし、一方、歳出においては物件費等管理的経費の抑制に努めることにより、公債費等義務的経費の増加に対処するほか、地域経済発展のため、地方単独事業（投資）の増額に努めるものとした。この結果、五八年度においては、現在のところ差し引き一〇億円の歳入不足となる見込みであるが、今後節約や財産売払いあるいは引債等により、収支を黒字にすべく努めることが

九年度の財政見通しについては、県当局としては現在予算編成の過程にあり、未だ確かな見通しを立てるに至っていないとしているが、試算によると、県税は六一五億円（対前年度比三・七%増）が見込まれるもの、他の歳入については地財計画の伸び率等を参考に計算すると歳入全体で三、三一六億円（同三二億円、一・〇%減）が見込まれる。一方、歳出については、義務的経費で一、六二八億円（同八〇億円、七・二%増）が見込まれるが、他の経費について地財計画などに抑制するとしても歳出全体では、三、四一五億円（同五八億円、一・七%増）となり差し引き九九億円の歳入不足が見込まれるため、この歳入不足をいかにして解消するかが、五九年度予算編成の最大の課題であるとしている。

県下五〇市町村の昭和五七年度普通会計決算は、歳入総額二、八〇〇億七、九〇〇万円（前年度比△二・一%）、歳出総額二、七五〇億二、四〇〇万円（同△二・五%）と國、地方を通じての厳しい財政状況を反映して、三二年度以来二五年ぶりに前年度比減少することとなった。実質収支は二七億二、〇〇〇万円の黒字、前年度一二億四〇〇万円の赤字となつた単年度収支も七億七、三〇〇万円の黒字に転じているが、実質収支の赤字の市町村は五〇市町村中三市三町となつてゐる。歳入面での特徴をみると、地方税等自主財源の最近三年の伸び率は五五年度三二・二%（全国平均一四・一%）、五六年度一一・二%（同九・四%）、五七年度四・〇%となつておらず、五七年度を除きかなりの伸びをみせているものの、自主財源比率は五六年度三六・七%（同四六・九%）、五七年度三九%と全国平均と比べても低く、今後も地方税の大額な構成比では五六年度一五・八%と運営上厳しい状況にある。一方、地方債は前年度（〇・九%増）に比べ一二・二%も大幅に減少しているが、歳入構成比では五六年度一五・八%と

(前年度八九・四%)にも達している。さらに、これを一般財源等一・五二億円と比較すると、それが現年高をみると、五七年度末で二・七五七億円となつており、歳入総額に占める割合は九八・四%の割合は一八二・三%（同一八一・五%）にも及んでいる。

歳出面での特徴をみると、五七年度は冒頭でも触れたように歳入歳出とともに抑制基調となつたため、人件費や扶助費等の消費的経費は四・五%と前年度（七・〇%）の伸びを下回ることとなつたが、一方、災害復旧事業費が七七・五%（前年度△一二・二%）と大幅に伸びたものの、普通建設事業費は公共事業費の抑制から補助事業費は前年度比一四・四%減少、単独事業費も同一三・七%も減少したため、投資的経費全体では前年度を一・三%も落ち込むこととなつた。この結果、投資的経費の歳出構成比は三七%と前年度に比べ三・七ポイント低下し、消費的経費のウェイトが高まつた。また、公債費比率の推移は五五年度一四・八%、五六年度一五・四%、五七年度一六・〇%と三重県と同様に上昇傾向にあり、地方債許可制限比率が一六%を超える市町村数は五〇団体中一九市町村（三市一六町村）を占めている。地方財政を取りまく環境が厳しい中で、公債費の増加は財政硬直化の大きな要因となつており、県当局としては歳出の見直しを図る一方、自主財源の確保に努力し、地方債の発行を最少限に止めることとしている。

次に五八年度の収支見通しについては、長びく地方財政の厳しさを反映して、決算規模は歳入で二・八四二億四、六〇〇万円（対前年度比一・五%増）、歳出で二・八五五億三、〇〇〇万円（同三・八%増）と五七年度に引き続き低い伸び率となる見込みとのことである。歳出面で地方税がほぼ横ばいの〇・六%増となるものの、地方交付税の減額分を地方債で対処せざるを得ない状態であり、また、歳出面で公債費が一〇・九%増の見込みとなるため、その分消費的経費を引き続き抑

制するなど経費の節減を図り、収支の均衡を保つことに各市町村とも苦慮している。

（2）超過負担の状況

超過負担の実態を五五年度から五七年度の三カ年の決算額からみると、超過負担額は五五年度、五六年度では各二三億円、五七年度では一七億円生じている。その内訳は、人件費に係るものは五五年度一二億円、五六・五七年度各一億円となっており、そのうち単価差によるものは各年度九億円、数量差によるものは同一億円、対象差によるものは五五年度五五年度二億円、五六・五七年度各一億円となつていている。また、施設費に係るものは各五年度一億円、五六年度一二億円、五七年度五億円となつており、そのうち単価差によるものは五五年度六億円、五六年度五億円、五七年度三億円、数量差によるものは五五年度三億円、五六年度六億円、五七年度二億円、対象差によるものは、五五年度二億円、五六年度一億円となつていて、国庫補助負担金等に係る地方団体の超過負担の問題についても、地方財政を圧迫し、また国と地方の財政秩序を乱す要因として國においても從来からその解消措置が図られているが、本県及び三重県の実態からみても、なお、十分とはいえない状況にある。単価差はもとより、数量差、対象差に対しても実態に即した改善措置が早急に望まれる。

（四）行政改革の実施状況

本県においても、三重県と同様に既に五三年一月県行政組織検討委員会を設置し、厳しい社会経済情勢に対処するとともに、多様化する県民の行政需要に対処し、その後、國の第二回議に對応し、五六年六月県行財政改革対策本部を設置し、事務事業の見直し等の分析をさらに推進するものとした。

まず行政機構の簡素合理化については、前述の組織検討委員会において、本府、出先機関、行政委員会等の事務部局の統廃合、あるいは地方公社等の外郭団体や審議会等の整理を行うことが検討された上、五三年度から五七年度の五カ年で本府

においては、二局、四課室の廃止、出先機関では一二機関の統廃合を行っている。また、五八年度では衛生研究所と公害技術センターの統合や御坊保健所南部支所の廃止を行うこととしている。

（五）定員管理の適正化

定員管理の適正化については、國の第六次定員削減計画に準じて定員の計画的縮減を行うこととして、また、新たな行政需要や施設の新設等に対しでは職員の配置転換等により対処するものとしている。具体的には、地方財政計画の削減計画（毎年度七、九〇四人）に準じて定員削減を行うものとしており、五一年度から五年間で一・五人の削減を行っている。さらに五七年度から五カ年で三つの削減目標とする計画を進めており、五七年度四六人、五八年度二四人の削減を行っている。

県当局の説明によると、海岸線が長く、山間部の多い本県の地勢は定員削減には不適当な面が多くあるとしながらも五九年度においてもさらに削減には努力したいとのことであった。なお、毎年度、新規事業（例、老人医療）等に増員の必要が生じた場合、事務の外部委託や電算化の推進等による省力化等を通じ対処するものとしている。

給与の適正化については、五〇年度一号下位切替、五一年度運用短縮の是正、五五年度高齢職員の昇給延伸、五六年度管理職給与凍結や期末勤勉手当の旧ベースでの支給等の措置を行ってきたばかり、五七年度には給与改定の見送り、五八年度には国改定内容に見合った給与の引上げを行う等は、本県職員のラスペイレス指数は、五七年四月一日現在一〇八・六と全国平均一〇六・三と比較して二・三ポイント高くなっている。

事務事業や補助金等の整理合理化については、前述の行財政改革対策本部において既存の制度や事業について全面的に見直しを行い、すでに事業目的が達成だと思われるものや、事業規模が小さいものの統廃合を進めるなど、財政構造の彈力性の確保と事務事業の合理化に積極的に取り組んでいるとのことである。この結果、五七年度には見直し対象事業一、九六・五事業のうち、完了事業一

二〇事業を除き、九九八事業（見直し率五〇・八%）の廃止統合、縮小や事業期限の設定を行つたほか、五八年度には三四五事業の見直しを図ることとしている。また、補助金等についても五七

年度一三事業、五八年度五事業の整理を行つて、事業事業のうち、民間委託等により実施することである。なお、これらにより捻出した財源は新規事業の財源として重点的に充當しているとのことである。

このほか、事務処理方法の改善については、事務事業のうち、民間委託等により実施していくものとしている。

行政改革に対する今後の方針については、今後とも行政需要に対処しながら、その時代に即応した行政組織機構、適正な定員管理運営及び財政の彈力性の確保をめざし、事務事業の見直し等を図っていくものとしている。

次に県下五〇市町村における行政改革について述べる。県は、県に準じて行われている。主要項目について五年度から五七年度までに実施した団体数をみると、行政機構の簡素合理化については、局部室の統廃合等の合理化を行つて、団体数は二二団体であるが、出先機関・審議会等の統廃合等簡素化は二団体に止まっている。また、事務事業の見直しについては、事務処理の機械化（電算化）が最も多く三一団体で、ついで補助金の整理合理化二八団体、事務事業の民間等への委託二五団体、事務事業の整理簡素化九団体と続いている。さらに、定員管理の適正化については、高齢者の離職促進が最も多く五三団体で、ついで新規採用の抑制四七団体、職員配置の適正化二二団体、定員削減二〇団体の順となつていている。

（六）地域振興対策等の現況

（1）総合開発計画の概況

県勢の均衡ある発展と県民福祉の向上を図ることを基本目標とする和歌山県長期総合福祉計画は

五二年一〇月に策定された。

同計画によると、県民所得の向上を図り、生活環境を整え、生きがいのある生活を築くため、社

会保障関係諸施策はもちろん、医療、教育、労

働、さらには、公害、過疎過密問題から県民所得向上のための産業対策等までを福祉としてとらえ、これらの施策を総合化、体系化することによって県政の長期的なビジョンを明らかにし、県における行政運営の基本とするものであることがうたわれている。そしてさらに県政推進の基本方針として、①健康で安定した生活の確保②働きがいと秩序のある産業の発展③調和と連帯のある地

域社会の形成④豊かな郷土への基盤整備⑤たぐましく心豊かな県民の育成の五項目を設定し、行政の各分野において、これを総合的にとらえ、実施推進することとしている。この結果、同計画の目標年度の六〇年には県内純生産二兆一、七八〇億円（五〇年基準一兆一、九四八億円）、工業出荷額三兆五、八八三億円（同一兆八、三二二億円）、県民分配所得二兆一、八六三億円（同一兆七四五億円）とそれぞれ五〇年対比でほぼ二倍前後の規模に達するものとされている。因みに、計画における産業別就業人口の構成比を五五年実績と比較してみると、計画では第一次産業一・九%（五〇年基準一八・一%）、第二次産業三二・八%（同三一・三%）、第三次産業五四・三%（同五〇・六%）と第一次産業のウェイトを五・二ポイント落とすとともに、その分第三次産業を三・七ポイント、第二次産業を一・五ポイントそれぞれ引き上げるものとしているのに対し、実績では第一次産業一六・一%、第二次産業二九・七%、第三次産業五四・一%となつて、第三次産業がほぼ計画年次の水準に達しているものの、第二次産業は基準年次の水準を一・六ポイント下回る結果となつてている。

（2）地域振興対策

本県は紀伊半島の西南端に位置し国土幹線軸か

ら遠く離れていることが、生活産業基盤等の整備の遅れや新しい産業の発展にブレーキをかけている。特に県内南部地方に就労の場が少な

く、結果として若者の定住化が進まず人口の増加は鈍化している。反面、高齢化現象が生じ、現

上回っており、高齢化県としては全国一〇位となつてゐる。こうした状況に対処し、県としては豊かな資源や歴史的な文化遺産、自然の景観や恵まれた資源国土等の本県の特性を活かした県土を開くため当面の大きな課題として陸・海・空の総合交通体系の整備と農林水産業や地場産業を振興するに産業構造の多角化や技術革新に対応した産業の高度化を図るなど産業の振興に努めるものとしている。

具体的な方向づけとしては、県土を三つの地域に分け、それぞれの地域の持つボテンシャルを活かした振興策を推進することとしている。まず、県北部地域は関西国際空港の立地を生かし設備を進め、高度技術産業の導入育成と研究学園や国際交流施設を整備し、産業文化都市圈づくりを進めるものとし、また、県中部地域は恵まれた資源を活かした農林水産業の振興を図るとともに先端技術の集積を高める田園テクノタウン構想や、INSなどの高度情報通信網の導入によるテレビ構想などを進め、田園と調和した新産業園づくりを進めている。さらに、県南部地域は総合交通網の整備に努め、農林水産業などの地域産業を振興した定住圏づくりを進め、歴史、文化、自然など豊富な資源を活用した、快適な観光地を目指している。

(3) 過疎対策及び広域市町村圏整備の状況

本県の過疎町村は一六町村で県内五〇市町村の三二%（全国平均三五・四%）にあたり、五五年国勢調査人口で七四、二四〇人と、県人口の六・八%（同七・二%）にすぎないが、面積は二、四九〇㎢と県全体の五二・七%を占めている。旧法に基づく本県の過疎対策事業の実績をみると、四五年度から四四年度までの一〇年間で町村計画五九八億九、五〇〇万円、県計画四九五億七〇〇万円で総額一、〇九四億二〇〇万円となっており、三重県のほぼ二倍の規模となつていている。また、実施事業の構成比は殆んど三重県と同様の割合となつてゐるが、県にあっては県道等の整備が

九・三%，産業の振興二・九%，医療の確保一・二%と続いている。町村にあっては、交通・通信

体系四九・七%と最も高く、ついで教育・文化施設一八・七%，生活環境施設・厚生施設・医療一七・〇%、産業の振興一〇・一%，集落の整備三・三%の順となつていて。

新法による過疎対策の事業計画をみると、五五年度から六四年度までの一〇年間で町村計画八六二億二〇〇万円、県計画六・三億八、五〇〇万円で総額一、四七五億八、七〇〇万円となつておる。また、事業計画の構成比は県にあっては県道等の整備八一・〇%と旧法の場合と同様に最も多く、ついで産業の振興八・六%、基幹的町村道の整備八・四%と続いているが、旧法に比べ産業の振興に若干ウエイトを置いた構成となつていて。

次に広域市町村圏整備の状況についてでは、各圏域ごとに実施時期あるいは計画期間が異なるため、実施率の高低を一概に論ずることはできないが、なかでも御坊圏域は七四・四%と最も高くなっている反面、橋本圏域では九・六%に止まつており、その他の圏域では概ね三〇%から四〇%台の実施率となつていて。なお、県事業全体ではほぼ三〇%の整備を終えている。また、圏域計画全体に対する実施主体別の実施状況をみると、市町村事業は五六年度八〇・七%，五七年度七八・九%となつており、とりわけ交通情報施設や地域防災施設、コミュニティ施設の整備が進んでいるが、一部事務組合事業は全体として低調であります。五六年度四二・八%，五七年度三六・九%となつていて。また、県事業は五六年度八七・五八年中には死者数一二二人（対前年比四一・八%増）、傷者数九、一九九人（同四・二%増）といずれも増加したが、死者は若者による暴走事故となつてゐる。このほか広域事業として実施する道

路整備状況はかなり進展しており、県計画で五六九・三%，産業の振興二・九%，医療の確保一・二%と続いている。町村にあっては、交通・通信

システム四九・七%と最も高く、ついで教育・文化施設一八・七%，生活環境施設・厚生施設・医療一七・〇%、産業の振興一〇・一%，集落の整備三・三%の順となつていて。

新法による過疎対策の事業計画をみると、五五年度から六四年度までの一〇年間で町村計画八六二億二〇〇万円、県計画六・三億八、五〇〇万円で総額一、四七五億八、七〇〇万円となつておる。また、事業計画の構成比は県にあっては県道等の整備八一・〇%と旧法の場合と同様に最も多く、ついで産業の振興八・六%、基幹的町村道の整備八・四%と続いているが、旧法に比べ産業の振興に若干ウエイトを置いた構成となつていて。

次に広域市町村圏整備の状況についてでは、各圏域ごとに実施時期あるいは計画期間が異なるため、実施率の高低を一概に論ずることはできないが、なかでも御坊圏域は七四・四%と最も高くなっている反面、橋本圏域では九・六%に止まつており、その他の圏域では概ね三〇%から四〇%台の実施率となつていて。なお、県事業全体ではほぼ三〇%の整備を終えている。また、圏域計画全体に対する実施主体別の実施状況をみると、市町村事業は五六年度八〇・七%，五七年度七八・九%となつており、とりわけ交通情報施設や地域防災施設、コミュニティ施設の整備が進んでいるが、一部事務組合事業は全体として低調であります。五六年度四二・八%，五七年度三六・九%となつていて。また、県事業は五六年度八七・五八年中には死者数一二二人（対前年比四一・八%増）、傷者数九、一九九人（同四・二%増）といずれも増加したが、死者は若者による暴走事故となつてゐる。このほか広域事業として実施する道

で最悪の結果となつていて。県警では、こうした状況に對処して運営方針の重点項目に掲げるとともに、効果的な交通安全教育や暴走族対策の推進などほぼ三重県と同様の諸施策を定めて実施している。

少年非行の状況をみると、五八年中に補導した刑法犯少年は一、五八三人（対成人比五五・七%）で、この非行の暦年推移をみると、五五年から増加傾向が顯著となり、オートバイや自転車の乗物盗が増加する一方、校内暴力等の粗暴事件が多発、凶悪化を憂慮されている。ちなみに、五八年中の校内暴力事犯は二二件発生し一一七人を補導したが、うち教師暴力は五件七人であった。また暴力的非行集団（中学校）は、七団体六六人である。このほか窃盜犯は全国的に増加している中で本県においても同様の傾向を示し、少年非行の増加に関連して昨年は遂に一二、〇〇〇件を突破し、戦後四番目の記録となつていて。県警を守る、県民とともにある警察活動の推進」と定め、これを具體化するための重点目標として、暴力団犯罪の徹底検挙、交通事故の抑止、少年非行の防止、侵入盗犯の徹底検挙、覚せい剤犯罪の根絶の五項目を掲げ積極的に取組んでいる。

昭和五八年の県警察の運営方針は「県民の安全を守る、県民とともにある警察活動の推進」と定め、これを具體化するための重点目標として、暴力団犯罪の徹底検挙、交通事故の抑止、少年非行の防止、侵入盗犯の徹底検挙、覚せい剤犯罪の根絶の五項目を掲げ積極的に取組んでいる。県内暴力団の動向等についてみると、県内暴力団は五二団体八〇二人（暴力常習者二一人を含む）。で、このうち主要暴力団としては、山口組傘下の五団体が勢力を有しているが、なかでも二代目北野組は反山口組団体でこれまで再三にわたる抗争事件を起こしている。県警では「暴力犯罪取締組本部」等を設置して、その根絶に向けて強力な取締りを実施しているが、その結果、一昨年から昨年にかけて発生した一連の抗争事件については、特別集中取締りにより全件検挙解決している。

交通事故の発生状況をみると、四四年（二三〇人）をピークに減少し、五三年以来半減目標を達成してきたが、昨年七月から死亡事故が増加し、五八年中には死者数一二二人（対前年比四一・八%増）、傷者数九、一九九人（同四・二%増）といずれも増加したが、死者は若者による暴走事故となつてゐる。このほか広域事業として実施する道の増加が物価スライドを大幅に上回つて

(1) 三重県

ア 本県における水資源開発事業のうち、長良川河口堰建設事業、三重用水事業について、建設期間が長期化し、建設費

(2) 水源開発事業の財政圧迫について

ア 本県における水資源開発事業のうち、長良川河口堰建設事業、三重用水事業について、建設期間が長期化し、建設費

いるため計画当初には予想されなかつた膨大な償還金をかかえることとなり、後年度における財政の負担能力を超えたものとなることが危惧されている。

イ 昭和四〇年後半以降、高度経済成長から安定成長に移行したことにより、本県の北勢地域における産業活動も停滞し、特に都市用水の需要は、大幅に後退している状況にある。

ウ これら都市用水の需要発生の遅れは、料金収入のないまま利水負担額を償還することとなり、さらに地方財政を圧迫する要因となりつつある。

以上の実情に鑑み、水源開拓事業にかかる先行投資について、次の負担軽減措置を講じられるよう要望する。

(1) 将来の地元負担増を極力回避する見地から、事業の見直しと事業費の嵩高を抑制すること。

(2) 長良川河口堰建設事業におけるアロケーションの見直しと利水の減量を図ること。

(3) 公團債等の償還条件を改善すること。

(4) 効用發揮時期を考慮した合理的な負担制度を確立すること。

(2) 県有料道路事業の経営悪化について

ア 本県の有料道路事業は、企業庁において昭和四〇年から開始され昭和四八年六月三重県道路公社設立とともに引き継がれ、現在では六路線を経営しているが、今まで観光客の誘致と利便の提供、地域開発の促進、交通事情の緩和等に寄与し、相当の役割を果してきた。

イ しかし、昭和四八年の石油ショックに伴う建設費の高騰、その後の産業経済の低迷による計画交通量の伸び悩みなどを要因に、その経営状況は年々悪化しつつあるのが現状である。

(3) 和歌山県

- (1) 地方財政の充実確保
- (2) 地域改善対策の内容の充実
- (3) 関西国際空港関係の地方負担に対する財政措置の充実
- (4) 公立医科大学に対する財政措置の充実
- (5) 半島振興法の制定

ウ 借支状況は、赤字補填のための一時借入金が増大し、その支払利息は毎年度増加の一途を辿り、特別な対策を講じない限り料金徴収期間満了時には、累積赤字約三〇〇億円を数えることとなる。

道路公社において経営の合理化、料金改定等の各種経営努力を講じているが、今後の採算性の確保や県独自の再建築に対する措置について次の国の援助が期待されるところである。

① 国の無利子貸付金の枠の拡大及び貸付期間の延長

② 経営再建策に対する財政措置

③ 国鉄地方交通線対策について

国鉄再建法に基づいて、伊勢線、名松線が第二次特定地方交通線として承認申請されているが、両線とも地域住民の通学、通院等の日常生活に欠かせられない路線であり、産業活動の面においても大きな役割を果しているが、両線とも地域住民の通学、通院等の日常生活に欠かせられない路線である。今後地域の均衡ある発展を期するうえからも、その存続は強く望まれる。

① 特定地方交通線については、当該地域の将来の総合交通体系のあり方を多面的に検討し、国の責任において地域交通を確保するよう適切な措置を講じること。

② 特別運賃制度の導入にあたっては、面的に検討し、国の責任において地域交通を確保するよう適切な措置を講じること。

ア 地方税源の充実確保

イ 地方交付税総額の増額

イ 地域改善対策の内容の充実

イ 関西国際空港関係の地方負担に対する財政措置の充実

なお、右の要望事項について、県当局から次のような説明があつた。

(1) については、本県のような地方団体では、かなりの分を国の示した方針に基づいて行政を行つていかなければならない。このことから単純に県の発想のみで経費節減をするにしても範囲が限られている。国以上に努力しているが、もはや合理化の余地がない。そういう意味で地方税源の充実を行つても、今後とも國に図つていただきたい。特に地方交付税は五八年度前年対比四・九%減、五九年同三・九%減となっており、本県のよ

うな財政力の弱い地方団体にとっては苛酷な影響がある。

(2) については、同和対策は国民的課題として実施する必要があり、本県においても四〇年の同対審の答申あるいは地域改善対策特別措置法等の精神にのつて、県市町村とも地域改善事業の推進に努力している。国においても、予算面において内容の充実が図られているが、なお、超過負担等の問題が生じている。補助対象施設については、対象、実施規模、単価について実勢に即して引き上げを図らたいこと、とくに地域改善対象事業債については、法第五条の適用債の範囲が限定されているので、補助内容の改善等を通じて全てが五条債の適用となるよう図られたい。

(3) については、政府予算において五九年度から関西国際空港が本格化するが、その中で二〇〇億円の地方団体の出資が義務づけられた事業の推進が構想されている。本県においても関係県として適切に対処しなければならないが、負担することになればこれに対する財政措置等について的確な対処を願いたい。国際空港の整備に関連して、大阪の南部、特に本県においては地域整備に大きく期待しており、その意味においても十分配慮願いたい。

(4) については、本県においては県立医科

大学を運営しているが、一般会計からかなりの持ち出しを余儀なくされている。定員六〇名（一学年）のうち三分の一以上が県外に出てしまう実態である。本県の一般財源を使つて全国的な医療水準の向上に努力しているが、財政負担が大きい。最近の一

府県一医科大学ということで国立医科大学が整備されていることから、本県としても県立医科大学の国立移管を国にお願いしているが、昨今の厳しい財政状況等から実現が困難となっている。従つてその間、公立医科大学に対する国の財政措置の充実を

(5) については、本県は国土軸から離れていることから、高速道路や新幹線等の恩恵に浴していない。例えば、東京へ最も時間かかる不便性を呈している。補助事業等を別として、公团、国直轄事業が本県において割合少ないという結果である。これは半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

半島であるがために、本土に比して相対的な低位性の下に置かれてきたことによるものである。しかも、国の行財政改革の進展に伴い、半島地域などの基盤整備がややもすれば経済的効率の面から疎外される懸念がある。全國各地の半島が抱える共通の問題を解決し、後進性を解消する意味においても、半島地域の基盤整備がややも

委員派遣報告(第二班)

地方行政の改革に関する調査に資するため、理事真鍋賀二、委員出口廣光、同佐藤三吾、同原田立の四名は、去る昭和五十九年三月一日から三日までの三日間、熊本県及び福岡県に派遣され、両県の地方行財政等の実情について調査を行った。

調査は、主に福岡県立局から県下市町村の財政課等の実情について説明を聴取したほか、市長会、町村会代表等からも説明を聴取した。このほか、熊本県においては中央町を訪問したほか、化学及び血清療法研究所を中心的に、同県テクノポリス候補地域の視察を行い、福岡県においては、柳川市、久留米市を訪問、福岡市美術館、同市交通局地下鉄制御システムを視察し、地域振興等の説明を聴取した。また、福岡県及び同県大牟田市より三井三池鉱業所有明鉱の坑内火災災害の概況等の説明を聴取した。

以下、両県及び両県下市町村の行政の概況、地域振興の現況、警察行政の概況等について調査の概要を報告する。

1 熊本県の財政状

鳥取縣志

算でみるとどのおりである。

歳入総額が五〇八八億五三〇〇万円、歳出総額が四、九七八億五、一〇〇万円である。形式

り越すべき財源八五億三、九〇〇万円を控除した
実質収支は、二四億六、三〇〇万円の黒字であ

る。また、単年度收支は二億七、八〇〇万円、
実質単年度收支は三九億一、八〇〇万円それぞれ
黒字である。

歳入の内訳では、県税は七九八億五、九〇〇〇万円（構成比一五・七%）である。最近の県税の趨勢を対前年度伸び率でみると、五十四年度の一七・五%をピークに八・七%、六・四%、五・九%と率の鈍化がみられる。地方譲与税は五十四年

2 熊本県下市町村の財政状況

算みると、歳入総額が八四二億二七〇〇

福爾摩沙的財政狀況

万円、歳出総額が八、三〇三億九、五〇〇万円である。形式収支は一〇八億三、二〇〇万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源六二億三、六〇〇万円を控除した実質収支は、四五億九、六〇〇万円の黒字である。また、単年度収支は一億八、三〇〇万円、実質單年度収支は三七億一、四〇〇万円、それも黒字である。実質収支比率は、四年度の二・〇%から一・二%、一・一%、一・〇%と低下している。

歳入の費目では、県税が二、七四一億六、八〇〇万円（構成比三三・六%）、地方譲与税四三億五〇〇万円（同〇・五%）、地方交付税一、五九五億二、〇〇〇万円（同一九・〇%）、交通安全対策特別交付金一二億七、二〇〇万円（同〇・一%）、国庫支出金二、四二五億六、二〇〇万円（同二八・八%）、県債七六四億四、一〇〇万円（同九・一%）、その他八三〇億五、九〇〇万円（同九・九%）である。県税は五十五年度まで一〇%以上の伸び率を保ってきたが、五十六年度四・九%増、五十七年度二・七%増と近年その伸び率が鈍化している。その原因は、大宗を占める法人関係税の減収によるところが大きい（法人県民税五十六年度七・一%増、五十七年度五・〇%減、法人事業税同〇・二%減、同二・七%減）。

これは県の産業構造が鉄鋼を中心とする素材型産業となっており、産業構造の変化に伴う不況を反映したものである。しかし、地方税、地方譲与税、地方交付税に交通安全対策特別交付金を加えた一般財源の構成比は、地方交付税の伸びと国庫支出金の減少によって前年度より三ポイント上昇し、五二・二%となつた。

歳出（性質別）は、人件費三、三五八億二、四〇〇万円（構成比四〇・五%）、扶助費七一五億七、一〇〇万円（同八・六%）、公債費六一六億二〇〇万円（同七・四%）、普通建設事業費一、六三一億二、五〇〇万円（同一九・六%）、灾害復旧事業費二三七億八〇〇万円（同二・九%）、失業対策事業費二〇六億九、五〇〇万円（同二・五%）、その他一、五三八億七、〇〇〇万円（同

万円、歳出総額が八、三〇三億九、五〇〇万円である。形式又支は一〇八億二、二〇〇万円の黒字

で、翌年度へ繰り越すべき財源六二億三、六〇〇万円を控除した実質収支は、四五億九、六〇〇万円の黒字である。また、単年度収支は一億八、三

〇〇万円、実質単年度収支は三七億一・四〇〇万円それぞれ黒字である。実質収支比率は、四年度の二・〇%から一・二%、一・一%、一・〇%と増加している。

歳入の費目では、県税が二、七四一億六、八〇〇万円（構成比三三・六%）、地方譲与税四三億五〇〇万円（同〇・五%）、地方交付税一、五九

五億二,〇〇〇万円(同一九・〇%)、交通安全対策特別交付金一二億七,二〇〇万円(同〇・一%)、国庫支出金一二四五億六,二〇〇万円

同二八・八%）、県債七六四億四、一〇〇万円（同九・一%）、その他八三〇億五、九〇〇万円（同九・九%）である。県税は五十五年度まで一

○%以上の伸び率を保つてきただが、五十六年度
四・九%増、五十七年度二・七%増と近年その伸
び率が鈍化している。その原因は、大宗を占める

法人関係税の減収によるところが大きい(法人県民税五十六年度七・一%増、五十七年度五・〇%減、法人事業税同〇・二%減、同二・七%減)。

これは県の産業構造が鉄鋼を中心とする素材型産業となつており、産業構造の変化に伴う不況を反映したものである。しかし、地方税、地方譲与

地方交付税に交通安全対策特別交付金を加えた一般財源の構成比は、地方交付税の伸びと国庫支出金の減少によって前年度より三ポイント上昇へ、五十二・二%となつた。

歳出(性質別)は、人件費三、三五八億二、四〇〇万円(構成比四〇・五%)、扶助費七一五億七、一〇〇万円(同八・六%)、公債費六一六億

二〇〇万円（同七・四%）、普通建設事業費一、六三一億二、五〇〇万円（同一九・六%）、災害復旧事業費二三七億八〇〇万円（同二・九%）。

失業対策事業費二〇六億九、五〇〇万円（同二・五%）、その他一、五三八億七、〇〇〇万円（同

(一八・五%)である。この中で人件費、扶助費、公債費の合計である義務的経費の割合は五六・五%と高まっている。公債費は熊本県と同様年々構成比を拡大させており、五十四年度に五・三%であつたものが、五・九%、六・五%、七・四%と推移してきた。県債の現在高は五、六二六億円、九〇〇万円、公債費比率は七・七%である。また、本県は産炭地域を抱えており、同地域振興に多額の経費を要している。特に、生活保護率が人口千人当たり全国一二・三人に対し四三・一人と全国の約三・五倍となつており、歳出全体に占める扶助費の割合は全国三・三%に対し八・六%である。この外、同地域の振興として一般失業対策事業、炭鉱離職者緊急就労対策事業、産炭地域開発就労事業、鉱害復旧事業などを実行している。

4 福岡県下市町村の財政状況

福岡県下九十七市町村の財政状況を五十七年度普通会計の決算でみると次のとおりである。

歳入総額	前年度比	増減額
一兆二、八七九億三、一〇〇万円	一%増	九億五、六〇〇万円
一兆二、六〇九億七、五〇〇万円	八%増	九四億一、〇〇〇万円
一兆二、五、七%増	一%増	一兆二、五、七%増

支は二六九億七、五〇〇万円(同二五・七%増)の黒字である。これから翌年度へ繰り越すべき財源七五億六、五〇〇万円を控除した実質収支は一九四億一、〇〇〇万円(前年度比一三・九%増)の黒字であるが、赤字団体は三市七町と多い。单年度収支は二三億八、二〇〇万円の黒字となり、二年続いた赤字から脱した。また、経常収支比率は、五十五年度の八二・五%から八・五%、八〇・〇%と低下がみられるが、全国(七六・九%)よりは高い状況にある。本県の場合、特に旧産炭地域の町村の財政は疲弊しており、金田町と方城町は最近赤字団体として指定されている。

歳入では、地方税三、五七一億三、八〇〇万円(構成比二七・七%)、地方譲与税一二三億六、八〇〇万円(同一・〇%)、地方交付税二、三九二億七、八〇〇万円(同一・六%)、使用料・手数料二六四億六、八〇〇万円(同二・一%)、国・県支出金三、二四三億七、三〇〇万円(同二

8

同一〇・一%）、その他「九七八億一、八〇〇万円（同一五・四%）である。
歳出（性質別）は、人件費二、一一六億五、六〇〇〇万円（構成比一六・八%）、扶助費二、〇七九億五、八〇〇万円（同一六・五%）、公債費一、一一八億七、〇〇〇万円（同九・四%）、投資的経費三、九三三億八、三〇〇万円（同三一・二%）。
その他の経費三、二九三億八、九〇〇万円（同二六・一%）である。公債費比率は一三・七%、
地方債許可制限比率は一一・八%となつており、
いずれも上昇傾向にある。地方債の現在高は九、
四三三億四、二〇〇万円である。

1
八

は、人件費二、一一六億五、六
一六・八%）、扶助費二、〇七
円（同一六・五%）、公債費一、
〇〇万円（同九・四%）、投資的經
費三〇〇万円（同三一・二%）、
一二九三億八、九〇〇万円（同
一・八%）となつており、
その他の、九七八億一、八〇〇
万円（同一・八%）である。

○四、○であった。

次に福岡県については、昭和五十八年十一月一日に部内の行政改革推進組織として、「福岡県行政改革推進委員会」を設置し、①給与対策として昭和五十一年度給与改定の際に給与号給の一号下位切替え及び改定時期の四ヵ月下げ実施、非役付職員の三等級ワタリ制度及び昇給縮減制度の廃止、②高齢者の退職勧奨の強化、③昭和五十一年度から五十三年度までの三ヵ年間における条例制定数の三%（三三〇人）削減の実施、及び毎年の事務事業の見直し、④本庁三課三室の廃止、部次長以下複数制の廃止及び五事務所の廃止、事務所等の統合による機構改革などを実行している。給与の状況については、昭和五十七年度の国に対するラスパイレス指数は一〇三・五であり、昭和五十八年度の給与改定は国に準じて二%の改定を行つていている。

また、本年より部外の組織として民間有識者からなる「行政改革懇談会」を設置し、その提言を受けて県独自の行政改革を推進していくこととされている。

○四、○である。

2 市町村の状況

両県市町村で何らかの行政改革推進体制を設けている団体は、熊本県下九八団体中四三団体（四三%）、福岡県下九七団体中三一団体（三二%）である。

また、両県市町村の行政改革の実施状況の傾向は、昭和五十五年度から五十七年度までについてみると、事務処理の電算化を取り組む団体が一貫して多数にのぼることと、補助金の廃止及び金額の削減を行う団体が五十七年度に急に目立つこととが共通した特徴である。広域による事務の共同処理を知事に提出し、さらに①編成・機構のあり方②職員定数の適正化と適正配置等について引き続き審議を行つてある。給与の適正化については、昭和五十五年度給与改定時に給与号級の一号下位切替え、昭和五十七年度に改定見送りを行つた。昭和五十八年度は国に準じて二%の改定を行い、昭和五十九年度の国に対するラスパイレス指数は二

2 市町村の犬配

2 市町村の状況

また、両県市町村で何らかの行政改革推進体制を設けている団体は、熊本県下九八団体中四三団体（四%）、福岡県下九七団体中三団体（三三%）である。

②職員定数の適正化と適正配置等について引き続き審議を行っている。給与の適正化については、昭和五十年度給与改定時に給与骨級の一号下位切替え、昭和五十七年度に改定見送りを行った。昭和五十八年度は国に準じて二%の改定を行い、昭和五十七年度の国に対するラスペイレス指数は一〇四・〇であった。

○四・〇であった。

次に福岡県については、昭和五十八年十一月一日に部内の行政改革推進組織として、「福岡県行政改革推進委員会」を設置し、①給与対策として昭和五十年度給与改定の際に給与骨級の一号下位切替え及び改定期の四ヶ月縫下げ実施、非役付職員の三等級ワタリ制度及び昇給短縮制度の廢止、②高齢者の退職勧奨の強化、③昭和五十一年度から五十三年度までの三ヵ年間における条例定数の三%（三三〇人）削減の実施、及び毎年の事務事業の見直し、④本庁三課三室の廢止、部次長複数制の廢止及び五事務所の廢止、事務所等の統合による機構改革などを行っている。給与の状況については、昭和五十七年度の国に対するラスペイレス指数は一〇三・五であり、昭和五十八年度の給与改定は国に準じて二%の改定を行つてゐる。

また、本年より部外の組織として民間有識者からなる「行政改革懇談会」を設置し、その提言書をもとにした政策立案の参考としている。

(二) 地域振興対策の概況

主客張觀對答

(三) 地域振興対策の概況

1. 主な振興対策

熊本県における地域振興対策の概況は次のとおりである。

水俣・芦北地域の振興を図るために、昭和五十三年六月二十日の「水俣病対策について」の閣議了解の一環として「水俣・芦北地域振興計画」(昭和五十四年と六十一年)が策定された。その目的は、有機水銀の汚染により社会的・経済的に脆弱化している同地域の現状を踏まえ、必要な施策を重点的に推進することにより、新しい魅力ある社会への再生を図ることにあり、交通ネットワークの整備、国土保全と水資源の確保、福祉施設の整備、保健医療体制の整備、生活環境の整備、教育文化施設の整備、諸産業の振興及び觀光開発など全般的な振興を目指している。また、天草地域においても、昭和五十五年三月から、地域の大部が離島振興法の指定を解除されたため、以後の地域全体の振興計画として「天草地域振興計画」(昭和五十五年と六十一年)が策定されている。

両県にまたがる不知火有明大牟田地域は、昭和三十九年に新産業都市の地域指定を受けて以来、総合的な都市機能を持つ新産業都市の建設が進められており、すでに第一次、第二次の計画期間を終了し、一応の成果を得たが、なお整備途上の段階にあるので、更に昭和六十年度を目途とする第三次基本計画(五十六年度と六十一年度)が策定されている。

福岡県における地域振興の概況は次のとおりである。本県の筑豊地域は、昭和三十年代の国のエネルギー転換政策により、基幹産業の石炭産業が壊滅し、未だに若年労働者の流出等地域経済の疲弊は解消されるに至っていない。そこで、昭和五十七年度に新たに「産炭地域発展計画」を策定し取り組む市町村が漸増しつつあることも指摘されよう。

誘引することにより地域の活性化が図られていく。

2 テクノボリス

熊本県、福岡県の両県は、電子・機械等の技術先端部門を中心とした産業部門とアカデミー部

門、さらには居住部門を同一地域内で有機的に結合することを目的とするテクノポリスの建設のために指定された調査地域を有している。

本構想「新火の国計画」を昭和五十七年一月に公表し、昭和五十八年十一月にはさらに具体化した「熊本テクノポリス開発計画」をまとめた。本構想は、熊本市を中心とした二市二町二村九五〇平方キロメートルを対象地域とし、工業団地の整備、道路の整備、定住拠点の整備、試験研究機関の拡充等の事業を推進しつつ、新しい産業コンプレックス形成の実現をはかる機関として設立された熊本テクノポリスセンターを中心的に技術開発援助、研究開発費補助、人材育成事業等の活動を行うことにより、昭和六十五年度を当面の目標年次として応用機械産業、バイオテクノロジー産業、電子機器産業、情報システム産業の4つの技術先端分野の工業開発を進めることとしている。

福岡県では、佐賀県とともに、両県にまたがる地域について、昭和五十八年十一月「久留米・島栖高度技術工業集積地域開発計画」をまとめた。対象地域は久留米市、島栖市、広川町、三瀬町、基山町、中原町、北茂安町の二市五町であり、県境を超えて一体性を強くする地域である。本地域では、朝久留米・島栖地域技術振興センターを中心として中小企業の研究開発資金への債務保証、研修指導、調査研究を行い、広川工業団地等の工業団地の整備、工業用水道、住宅、道路等の施設整備を行っていき、昭和六十五年度を当面の目標とし、ファッショング産業、次世代先端技術産業の四分野を中心とした産業コンプレックスの形成を進めるものとしている。

二 警察行政の概況

二 警察行政の概況

県は政令指定都市（福岡、北九州）の推薦委員会で人を加え五人で構成されている。熊本県の場合、県警察の組織は、警察本部五部一九課一所二隊一場一枚及び県下に二三警察署を置き、現在の定員

は三、一〇九人で、その内訳は、警察官二、六二人、五人、その他の職員四八四人となつてゐる。福岡県警察の組織は、警察本部七部三〇課一所一室六課、福岡、北九州の市警察部と県下の警察隊一枚及び福岡、北九州の市警察部と県下の警察隊一枚、

署で、九畳を置き、定員は現在一〇〇人、七八八人で、その内訳は警察官八、九八五人、その他の職員一、一九三人となつてゐる。

警察は「平穏な県民生活を守る警察活動の推進」を掲げ、それ強く、正しく、明るく、親切に〇を重点目標を定めてその推進に努めている。次

に両県警察の重点目標とその推進状況を述べる。
まず熊本県警察の昭和五十九年重点目標は、(1)交通死傷事故の抑止、(2)少年非行の防止、(3)暴力

組織の壊滅④盜犯の予防と撃撃⑤対策の充実犯の絶滅の五点を定めている。①交通事故については、発生件数が昭和四十六年、死者数が昭和四十八年をピークとして減少傾向にあつたが、件数

は昭和五十六年から、死者数は昭和五十七年から増勢に転じ、昭和五十八年中には、発生件数二〇〇、九九件で前年比一七・五%増、死者数一四

八人で一五・六%増、傷者数一三・五四一人で一七・九%増と大きく増加している。県警としては、良好な道路交通環境の整備、運転者行政の積極的な展開、効果的な交通指導取締り及び捜査活動が

動の推進、二輪車対策の推進、暴走族対策の強化、交通安全教育等の推進及び高速道路における安全かつ円滑な交通の確保を重点事項として諸

策を推進している。②少年非行は増勢の傾向にあり、昭和二十七年、昭和三十八年に次ぐ戦後第三のピークを示している。刑法犯少年の補導数は二、五九三人で全刑法犯検挙人員に占める割合が

五八・四%と過去十年間の最高を記録した。特徴
ている。

として、刑法犯少年は、八五・九%が窃盜犯であ
ていて、次に

て
い
る

- 次に、福岡県警察の昭和五十九年重点目標は、(①暴力団壊滅作戦の徹底、②少年非行の防止、③交通事故死亡事故の抑止、④覚せい剤事犯の根絶、⑤盜犯の予防・検挙、⑥テロ・ゲリラの防圧の六点を掲げている。①県内の暴力団は、一三四団体三、四八八人であり、主要暴力団は、山口組系伊豆組、草野一家、太州会、道仁会の四団体で、連合会の結成や分派による勢力拡大動向が活発である。県警察は、主要暴力団を重点取締り対象に指定し、集中取締りを行った結果、昭和五十八年にちは首領幹部を含む構成員二、四四一人を検挙して一五団体を壊滅、一二団体に壊滅的打撃を加えるとともに、けん銃一四一丁を押収した。さらに、首領、幹部を中心とする構成員の大層検挙、武器、特にけん銃の摘発、及び課税通報等の資金源の封圧を柱として徹底した取締りを実施している。(2)数年来増加傾向にあった県内の少年非行は、昭和五十八年にはやや減少し、検挙・補導した刑法犯少年は一二、八二〇人で前年に比べ六・八%減となつた。全刑法犯検挙人員に占める割合は五二・三%で成人を上回つてゐる。特徴としては、万引き、乗り物盗など初発型非行が多発し、校内暴力事件等の暴力非行、シンナー等の薬物乱用事犯の多発、非行の低年齢化の進行、粗暴化、集団化の傾向に加え、最近は女子非行の増加が目立つてゐる。県警察では、県警本部に「少年非行総合対策委員会」を設け、少年を非行から守る県民活動の促進、少年の補導及び保護活動の強化を柱として総合的に対策を講じてゐる。(3)県内の交通事故は、昭和四十六年をピークに発生件数、死傷者数が減少してきだが、昭和五十三年からは増加に転じてゐる。昭和五十八年においても、特に九月以降交通事故が急増したため、数次にわたる「交通事故抑制特別交通指導取締り」、同県初の「交通事故多発警戒宣言」の知事による発令、県議会の「交通事故抑制に関する決議」など緊急対策を展開したが、結果としては、発生件数三〇、九九一件で前年比五・六%増、死

者数三〇一人一一・一%増、傷者数三八、五七五人五・七%増といずれも増加している。県警察では、「交通事故の抑止」を重点目標として各種施策を総合的に推進している。(4) 覚せい剤事犯は、昭和四十五年から増加を続け、これを資金源とする暴力団の組織的な密輸、密売事犯が潜在的にあり、悪質巧妙化している。乱用事犯が、少年、婦人など一般市民層に浸透拡大している。

昭和五十八年に検挙した覚せい剤事犯は、二、〇一七件一、三一七人で一キロ一グラムを押収した。(5) 昭和五十八年中の盜犯認知件数は、五九、〇四八件で全犯法犯の八七・七%を占めており、昭和五十五年以降増加傾向にある。検挙状況は、広域重要盜犯三六件を含め、既届盜犯検挙率四九・六%，既届侵入盜犯検挙率六三・〇%である。県警察では特に、県民の平穡な日常生活を脅かし、凶悪犯へ移行する危険性の強い侵入盜犯及び常習窃盜犯の検挙に重点を置いて捜査を推進している。

三 要望事項

(1) 熊本県

(2) 地方財政対策について
熊本県
① 地方債制度の弾力的運用、適債事業の拡大、及び政府資金その他の良質な資金の拡充と発行条件の改善を図り、公営企業金融公庫資金の貸付利率、償還期限等の貸付条件を政府資金と同一にされたい。

(2) 直轄事業は、全国的視野のもとに地方公共団体の区域にかかわらず国家的政策として行われる性格のものであり、それぞの地方公共団体に対し個別的に財政負担を課することは極めて不合理である。直轄事業負担金制度は廃止されたり、事業計画の一方向の変更、負担金にしめる事務費比率が著しく高いこと等運用面において多くの問題が見受けられるので直轄事業負担金制度は廃止されたり、特に維持管理費にかかる負担金は、本来管理主体が負担すべきもので、直ち

に廃止されたい。

(3) 国庫補助負担制度については、単価差のみならず数量差及び対象差についても早急に超過負担を解消することとし、そのため標準仕様等が作成されていないものについては速やかに作成し、すでに作成しているものについても実態に合うよう改善されたい。

(4) 行政改革の実施にあたっては、類似ないし同一目的の国庫補助金は極力統合・メニュー化を図るほか、地方公共団体の自主的財政運営を確保し、財源の効率的な活用を図る観点から、国庫補助金は極力整理するとともに、地方へ負担転嫁しないよう、関係の事務・事業についても同時に廃止し、若しくは地方一般財源として委譲されたい。

2 行政改革の推進について

(1) 地方に対する権限の委譲に伴い必要となる経費については的確な財源措置を講じ、地方への負担の転嫁となることのないよう配慮されたい。

(2) 国の出先機関の整理縮小については、出先機関の数の整理にとどまらず、その所掌事務について地方公共団体に権限を委譲し、あるいは各種経由事務を廃止する等により、国と地方とを通ずる事務・組織の簡素化を図るとともに、現地の事務処理機関については、地方公共団体の行政には介入しないものとされたい。

(3) 地方事務官制度の廃止にあたっては、これまでの事務執行の実態にかんがみ、地方自治を尊重する立場に立つて、関係事務の効率的な実施が図られるよう事務分配について十分な調整を行われたい。

(4) 国庫補助金制度の改善にあたっては、

補助金の見直しは必ず当該事務事業の見直し、あるいは財源の再配分と一体として行うこととし、地方への負担の転嫁とならないよう十分配慮されたい。

(5) 現業・特殊法人等の改革に関連して、地域振興整備公団、雇用促進事業団あるいは、国立病院、診療所等について地方公共団体に負担を求め、又は地方公共団体への移管を図る旨の提言がみられるが、國や特殊法人が直接実施する必要なものは廃止するか民間への移管を基本とすべきであり、これら公団等の財政負担を軽減するため地方公共団体に負担を転嫁することがないようにされたい。

3 水俣病対策について

(1) 水俣病認定業務の促進については、種々の方策の実施並びに財政援助の強化のために、政府をはじめ関係者の多大の努力をいたしているところである。しかししながら、なお四・九〇〇件を超える未処分申請者をかかえ、認定業務の促進は大きな課題となっている。

今後は、更に認定業務の促進が着実に國られるよう、政府による施策の推進を期待する。また、水俣病認定業務については、財政負担が過重となっており、国の財政援助について一層の御配慮を賜りたい。

(2) 水俣湾堆積汚泥処理事業については、すでに第一工区へ送入する汚泥のしづかせつ及び第三工区の一部の護岸工事を終了し、昭和六十四年度の工事完成を目指して事業を進めているところであるが、引き続き國の全面的な財政援助を賜りたい。

(1) 水俣・芦北地域振興について

い。

(2) 関係四市町は財政的に弱小団体であるので、県を含めて内滑な事業実施が図られるよう、次のような財源措置を考慮されたい。

ア 予算の確保

イ 起債枠の確保

ウ 特別交付税の別枠配分

(3) 熊本テクノポリス建設推進について

(4) テクノポリス推進に必要な経費に充てるための地方債について特別の配慮をされたい。

(5) 熊本大学に大学院自然科学系博士課程を設置されたい。併せて、熊本テクノポリス財團を中心とする大学と産業界との研究協力に特段の御配慮をいただきたい。

6 警察体制の拡充について

(1) 人口増による社会構造の変化や警察業務の複雑困難化のもとで、本県警察官一

人当たりの人口負担は全国平均より非常に高い現状にあり、現在の治安水準を維持し県民生活の安全と平穡を確保するためには治安体制の一層の拡充が重要と考えられるので、引き続き警察職員の増員について特段の配慮を賜りたい。

(2) 本県においては、集団警備力の拠点と

しての機動隊舎の改築、警察官の居住地制限に伴つて不可欠な待機宿舎の建設並びに老朽化の激しい交通機動隊舎及び駐在所の新築が必要であるので、警察施設費の増額について特段の御配慮を賜りたい。

(3) 本県の交通事故特に死亡事故は、信号機をはじめ交通安全施設の整備等によつて、昭和四八年をピークに年々減少してきた

7 交通安全施設の整備拡充について

い。

(2) 関係四市町は財政的に弱小団体であるので、県を含めて内滑な事業実施が図られるよう、次のような財源措置を考慮されたい。

ア 予算の確保

イ 起債枠の確保

ウ 特別交付税の別枠配分

(3) 熊本テクノポリス建設推進について

(4) テクノポリス推進に必要な経費に充てるための地方債について特別の配慮をされたい。

(5) 熊本大学に大学院自然科学系博士課程を設置されたい。併せて、熊本テクノポリス財團を中心とする大学と産業界との研究協力に特段の御配慮をいただきたい。

6 警察体制の拡充について

(1) 人口増による社会構造の変化や警察業務の複雑困難化のもとで、本県警察官一

人当たりの人口負担は全国平均より非常に高い現状にあり、現在の治安水準を維持し県民生活の安全と平穡を確保するためには治安体制の一層の拡充が重要と考えられるので、引き続き警察職員の増員について特段の配慮を賜りたい。

(2) 本県においては、集団警備力の拠点と

しての機動隊舎の改築、警察官の居住地制限に伴つて不可欠な待機宿舎の建設並びに老朽化の激しい交通機動隊舎及び駐在所の新築が必要であるので、警察施設費の増額について特段の御配慮を賜りたい。

(3) 本県の交通事故特に死亡事故は、信号機をはじめ交通安全施設の整備等によつて、昭和四八年をピークに年々減少してきた

が、昭和五十七年から再び増加の傾向にある。このような情勢のもとで、交通事故死傷事故を減少させ、更にその傾向を長期的に定着化させるためには、信号機をはじめ交通安全施設の整備拡充が必要であり、また本県では、信号機設置に関する県民の要望は強く、昭和五十六年度以降三年間の設置要望に対する設置率は四〇パーセントに満たない現状である。こうした実態を踏まえ、県民の悲願である交通事故死傷事故の減少のため、交通安全施設費の増額について特段の御配慮を賜りたい。

〔二〕 熊本県市長会並びに熊本県町村会

1 行政改革の推進について

(1) 住民に身近な行政はできる限り市町村において処理するものとする「地方優先の原則」に基づいて行政事務を再配分し、これに即応する税財源の拡充強化を図られたい。

(2) 行政事務の再配分にあたっては、国、県、市町村相互間の権限及び責任を明確にし、國の地方に対する関与は必要最少限にとどめられたい。

(3) 事務事業の見直しにあたっては、国費削減だけの見地から、これを行うことなく、また、補助負担金の廢止や縮少による負担転嫁を市町村あるいは社会的弱者に対し行うことのないようにされたい。

また、市町村の財政負担の増加となるような制度の新設、もしくは変更、又は市町村財政確立のため、國、地方間の税源分配のあり方について根本的に検討を行い、地方税源を大幅に拡充強化されたい。

(2) 地方交付税の拡充について

(1) 市町村税源の拡充強化

（2） 税源の拡充強化について

地方交付税総額の拡充を図るために、地方交付税の税率の引上げ及び総額算定の基礎となる対象国税の拡大などの必要な措置を講じるとともに交付税特別会計における借入金の償還額は過去に遡及して全額国において補てんされたい。

(3) 地方債の充実強化について

地方債の原資中に占める政府系資金の比率を高めるとともに、利率の引下げ、償還年限の延長等貸付条件の改善に努め、交通安全施設費の増額について特段の御配慮を賜りたい。

（3） 福岡県

〔三〕 福岡県

1 地方財政対策について

(1) 国、地方間の税源配分の不均衡是正及び租税特別措置の減少整理等により地方税源を充実強化されたい。

(2) 地方財政の運営に支障をきたさないよう所要額を確保されたい。

(3) 政府資金その他の良質な資金を拡充するとともに、適当事業の拡大、発行条件の改善など地方債制度の弾力的運用を図られない。

(4) 國庫補助負担制度の改善合理化と超過負担の完全解消を図られたい。

(5) 国、地方間の負担区分を明確化し、地方一般財源の強化を行うとともに、行政改革の推進にあたって、地方団体に財政負担を転嫁させないようにされたい。

白島石油備蓄基地の建設について

（2） 産炭地域振興対策の充実強化

(1) 県と市町村が共同策定した産炭地域発展計画の実施に伴う財源措置を確立し、

併せて計画事業の優先的な採択及び関係省庁の協力体制の強化を図られたい。

(3) 大規模工業団地の早期完成を図り、中核的企業をはじめ政府誘導型企業の立地の促進を図られたい。

(4) 地域振興臨時交付金の大額な予算増額との促進を図られたい。

(5) 早期完全復旧を図られたい。

(6) ばた山を処理するため、国で抜本的対策を講じ、かつ早急な処理を図られたい。

〔四〕 久留米・鳥栖テクノポリス開発計画の早期承認について

1 久留米・鳥栖テクノポリス開発計画の早期承認について

福岡県および佐賀県においては、久留米市、鳥栖市、広川町、三潴町、基山町、中原町および北茂安町と協力して「久留米・鳥栖テクノポリス構想」実現のため、開発計画の策定、地域技術基盤の整備、産・学・官が一体となった「財團法人久留米・鳥栖地域技術振興センター」の設立等、地域ぐるみの取り組みを行い、最大限の努力をしているところである。

「久留米・鳥栖テクノポリス構想」は、福岡県および佐賀県が一体となって二十一世紀に向けた新しい地域づくりを推進する全国唯一の県境を越えたスーパー・テクノポリス構想である。

ついで、県境を越えた地域政策のモデルケースとして、また九州テクノアイランドのかなめとして、久留米・鳥栖テクノポリス開発計画の早期承認が得られるよう、絶大なる御支援、御協力をお願いするものである。

（3） 福岡県大牟田市

三井石炭鉱業㈱三池鉱業所有明鉱の坑内火災災害対策に関する要望

(1) 被災者避難ならびに入院患者の生活補償および看護に万全を期されたい。

(2) 災害の原因を徹底的に究明し、保安体制を確立し、長期安定操業を期されたい。

(3) 地域発展、住民の不安解消のため早急な生産再開を図られたい。

(4) 有明鉱従事者ならびに関連業者の充分な救済措置をされたい。

(5) 行政における鉱産税の減収、被災者などに対する市民税、教育諸費その他の減免や生活の救済など財政負担に対し、最大限の援助をされたい。

〔四〕 福岡県久留米市

1 久留米・鳥栖テクノポリス開発計画の第一次承認について

県境を越えた地域政策のモデルケースとして、また九州テクノアイランドのかなめとして、久留米・鳥栖テクノポリス開発計画の第一次承認がなされるよう特段の御配慮をお願い申し上げる。

(2) 未来型コミュニケーションモデル都市の指定について

(1) 被災者補償の万全を期するための指導関係する要望

及びこれに伴う必要な援助措置を講ぜら

れたい。

(2) 被災者家族に対する就職その他特別の立った生産再開のための措置を講ぜられたい。

(3) 援助措置を講ぜられない。

(4) 災害の影響をうける関連中小企業に対する融資等の救済に万全を期せられたい。

(5) 減収に対する財政援助措置を講ぜられたい。

福岡県柳川市
1 福岡県筑後平野南部地域地盤沈下対策について

有明海沿岸部に位置する福岡県筑後平野南部は、佐賀県佐賀平野と共に有明粘土層からなる第四紀沖積地帯である。本地域において、昭和五十年頃より、原因不明の地盤沈下が発生し、近年特にその傾向が著しく、地域住民に重大な支障を及ぼし、なお金後の予測も計り難い現状である。

国及び県は、国土保全の立場からこの事態を重要視し、広域的に調査され、一日でも早く原因を究明し、地盤沈下対策を講じられたい。

2 公共下水道事業に係る要望について
柳川市、三橋町と共同で着手した公共下水道事業について、幹線工事以外の枝線工事については単独事業となっているが、この枝線工事は幹線と一体のものであり、補助対象事業のわくに取り入れるとともに、市町の財政負担は莫大なものとなるので、補助率の大額な増額を賜りたい。

以上で、熊本、福岡両県の調査結果の概要の報告を終わるが、繁忙な時期にもかかわらず、両県知事をはじめ関係機関各位が終始本調査団に御協力下されたことに対し、深く感謝の意を表する次第である。

二月二十八日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。

一、消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案

消防施設強化促進法の一部を改正する法律案
七号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「昭和四十九年度から昭和五十八年

年度まで」を「昭和五十九年度から昭和六十三年度まで」に改め、「三分の一」のトに「(政令で定める市町村に対するものにあつては、七分の三)」を加える。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 改正後の附則第二項の規定は、昭和五十九年度分の予算に係る国の補助金から適用し、昭和五十八年度以前の年度分の予算に係る国の補助金については、なお従前の例による。

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、住居表示に関する法律改正に関する請願
(第三二五号)

第三二五号 昭和五十九年二月二十四日受理
住居表示に関する法律改正に関する請願
請願者 東京都大田区南六郷一ノ二三ノ二
紹介議員 田沢 智治君
榆井範正

変更にとどめ、やむをえず町又は字の名称をあらに定めるときは、できるだけ從来の名称に準拠する。」と改正し、附則として「附則すでに住居表示による地名変更がなされた地区でも、五十人以上の住民の要求があれば旧地名に復することについて再審の請求をすることができる。」を加える。

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。
1、地方自治体に対する国庫負担の肩代わり反対等に関する請願
(第四三六号)

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、料理飲食等消費税の増税反対等に関する請願
(第四八九号)

三月九日本委員会に左の案件が付託された。
1、料飲食等消費税の増税反対等に関する請願
(第四三六号)

第四八九号 昭和五十九年三月二日受理
料理飲食等消費税の増税に反対し、免稅点(現行二千五百円)を実情に見合う四千円まで引き上げられる。
請願者 大阪市南区玉屋町二四 杉脇弘二
外五百三十九名

紹介議員 白木義一郎君
料理飲食等消費税の増税に反対し、免稅点(現行二千五百円)を実情に見合う四千円まで引き上げられる。

三月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
1、昭和四十三年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

三月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
1、昭和四十三年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

三月二十一日予備審査のため、本委員会に左の案件が付託された。
1、昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

に係る年金（第四項又は第五項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十九年二月二十日において現に支給されているものについては、同年三月分以後、その額を、次の各号に掲げる当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる額をそれぞれ当該年金に係る退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、第一号に掲げる年金については、更に、当該年金に係る前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつている新法の給料年額とみなされた額を当該年金に係る新法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の三第一項後段の規定を準用する。

する規定（これに準じ又はその例による）ととされる場合を含む。以下この号において同じ。の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けていた者に限る。）に係る年金については、当該退職の日にその者について当該改正後の給与条例等の給料に関する規定が適用されていたとしたならばその者の年金額の算定の基準となるべき退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額）にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

額をそれぞれ当該年金に係る退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額とみなし、新法又は施行法の規定を適用して算定した額に改定する。この場合においては、第六条の二第一項後段の規定を準用する。

欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三一 昭和五十七年四月一日から昭和五十八年三月三十日までの間の退職に係る年金 当該年金の額（その額について年金額の最低保障に関する新法及び施行法の規定の適用があった場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつている新法の給料年額にその額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額が五百二十八万円を超える場合には、五百二十八万円

3 第一項の規定は地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金（次項の規定の適用を受けるものを除く。）で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものについて、前項の規定は当該年金で同年三月三十一

4
日において現に支給されているものについて、それを準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

第一項（前項において準用する場合を含む。）の規定は沖縄の退職年金等で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されている

ものについて、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定は沖縄の退職年金等で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

二、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間の退職に係る年金（給料調整適用者に係るものと除く。）当該年金の額（その額について年金額の最低保証に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつてゐる退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額みなされた額にその額が別表第十二の上欄に掲げる年金額のいずれの区分に属するかに応じ同表の中欄に掲げる率を乗じて得た額に、当該区分に応じ同表の下欄に掲げる金額を加えて得た額

三、昭和五十六年四月一日から昭和五十七年三月三十日までの間の退職に係る年金（給料調整適用者に係るものと除く。）当該年金の額（その額について年金額の最低保証に関する新法及び施行法の規定の適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額）の算定の基礎となつてゐる退職年金条例の給料年額又は共済法の給料年額（当該退職に係る地方公共団体の給与条例等の給料に関する規定について昭和五十六年度において改正が行われた場合において、当該改正後の給与条例等の給料に関

2 地方公務員共済組合の組合員であつた者に
係る新法の規定による退職年金等のうち、昭
和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年
金（第四項又は第五項の規定の適用を受ける
ものを除く）で昭和五十九年三月三十一日に
おいて現に支給されているものについては、
同年四月分以後、その額を、次の各号に掲げ
る当該年金の区分に応じ、当該各号に掲げる
額をそれぞれ当該年金に係る新法の給料年額
とみなし、更に、前項の規定による改定年金
額の算定の基礎となつている退職年金条例の
給料年額又は共済法の給料年額とみなされた

の給料に関する規定（これに準じ又はその例によることとされる場合を含む。以下この号において同じ。）の適用を受けなかつた一般職の職員であつた者（当該改正前の給与条例等の給料に関する規定の適用を受けはつてゐた者に限る。）に係る年金については、当該退職の日にその者について当該改正後（このいすれの区分に属するかに応じ同表の中定の基準となるべき新法の給料年額）にそ
の額が別表第十二の上欄に掲げる給料年額の

年二月二十九日において現に支給されているものについて、第二項（前項において準用する場合を含む。）の規定は沖縄の退職年金等で同年三月三十一日において現に支給されているものについて、それぞれ準用する。

第一項の規定は団体組合員（新法第百四十四条の四第一項に規定する団体組合員をいう。）であつた者に係る新法第九章の二の規定による退職年金、減額退職年金、障害年金又は遺族年金のうち、昭和五十八年三月三十一日以前の退職に係る年金で昭和五十九年二月二十九日において現に支給されているものに

第十五条の六の見出し中「取消」を「取消し」に改め、同条第一項第一号中「第十五条の四第一項第一号又は第二号」を「第十五条の三第一項第一号又は第二号」に改め、同条第二項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改め、同条第四項を「第十五条の三第一項」に改め、同条第三項中「若しくは^二を^一」「若しくは^二に^一」、「前二項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 第二十条の九の三第四項ただし書の規定に3 第二十条の九の三第四項ただし書の規定により徴収の猶予をした場合には、その猶予をした期間（延滞金が年十四・六パーセントの割合により計算される期間に限るものとし、前二項の規定により延滞金の免除がされた場合には、当該免除に係る期間に該当する期間を除く。）に対応する部分の金額の三分の一に相当する金額は、免除する。

第十六条の五第一項中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第十九条の四第二項中「国税通則法」の下に「（昭和三十七年法律第六十六号）」を加える。

第十五条の三第一項中「第十五条の四第一項」を「第十五条の三第一項」に改める。

第一章第十二節第二款中第十九条の十三の次に次の二項を加える。

（原告が行うべき証拠の申出）

第十九条の十四 第十九条第一号、第三号、第五号若しくは第六号に掲げる処分又は加算金の決定に係る行政事件訴訟法第三条第二項に規定する処分の取消しの訴えにおいては、その訴えを提起した者が必要経費又は損金の額の存在その他これに類する自己に有利な事実につきその処分の基礎とされた事実と異なる旨を主張しようとするときは、相手方当事者となつた地方団体の長又は第三条の二に規定する支厅、地方事務所、市の区の事務所若しくは税務に関する事務所の長がその処分の基礎となつた事実を主張した日以後遅滞なくそ

の異なる事実を具体的に主張し、併せてその事実を證明すべき証拠の申出をしなければならない。ただし、当該訴えを提起した者が、その責めに帰することができない理由により、その主張又は証拠の申出を遅滞なくすることができるなかつたことを證明したときは、この限りでない。

2 前項の訴えを提起した者が同項の規定に違反して行つた主張又は証拠の申出は、民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）第一百三十九条第一項の規定の適用に関しては、同項に規定する時機に後れて提出した攻撃又は防御の方法とみなす。

第二十条の十一を第二十条の十二」とし、第二十条の十の次に次の二項を加える。

（官公署等への協力要請）

第二十条の十一 徵税吏員は、この法律に特別の定めがあるものを除くほか、地方税に関する調査について必要があるときは、官公署又は政府関係機関に、当該調査に關し参考となるべき簿書及び資料の閲覧又は提供その他の協力を求めることができる。

第二十三条第一項第四号中「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に改める。

第二十四条第三項中「外國法人」を「この法律の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外國法人」という。）」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第二十四条の五第一項第三号中「前年中の所得の金額（分離課税による所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が八十万円」を「前年の中の合計所得金額が百万円」に改める。

第三十四条第一項第六号中「二十一万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十六万円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「二十一万円」を「二十四万円」に改め、同項第十号及び第十一号中「二十二万円」を「二十五万三千円」に、「二十三万円」を「二十六万三千円」に改め、同条第二項中「二十二万円」を「二十五万

三千円」に改め、同条第三項中「二十五万円」を「二十九万三千円」に改め、同条第四項中「二十六万円」を「三十万三千円」に改める。

第四十五条の三の次に次の二項を加える。

（事業所得等を生ずべき業務を行ふ者の帳簿書類の保存）

第四十五条の四 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき業務を行ふ個人で、その年の前々年中又は前年中の所得について所得割（分離課税に係る所得割を除く。）を課されたもの（これに準ずる者として定めるところにより、その年においてこれらは自治省令で定める者を含む。）は、自治省令で定めるところにより、その年においてこれらは官公署又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。

第五十二条第一項の表中「三十万円」を「七十五万円」に、「二十万円」を「五十万円」に、「四十万円」を「十万円」に、「一万二千円」を「三万円」に、「四千円」を「一万円」に改める。

第五十三条第十五項中「第十五条の三及び四」を「第十五条の三」に改める。

第六十四条第一項中「（第十五条の三第一項又は第二項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）又は第五十三条第三項」を「又は同条第三項」に、「同条第三項」を「同項」に改め、「以下」を削り、同項第一号中「（第四号に掲げる税額を含む。）」を削り、同項第四号を削る。

第六十六条第二項中「第十五条の三第一項若しくは第十五条の四第一項」を「第十五条の三第一項若しくは第十五条の四第一項」に改める。

第七十二条の四十五第一項中「（第十五条の三第一項又は第三項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「（第四号に掲げる税額を除く。）」を削り、同項第四号を削る。

第七十二条の四十六第一項中「除く。」及び「（以下に「以下本項において同じ。」を加え、「因る」を「よる」に、「当該修正申告に因つて」を「当該修正申告によつて」に、「控除した税額」を「控除した金額」とする。以下本項において「対象不足税額等」という。」に改め、「乗じて計算した金額」の下に「（当該対象不足税額等、当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法人の事業税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正當な事由があると認められたものがあつたとき

二条の二」を「第四十二条の三」に改め、「農業協同組合連合会」の下に「（特定農業協同組合連合会を除く。）」を加える。

第七十二条の二十二第四項第一号中「農業協同組合連合会」の下に「（特定農業協同組合連合会を除く。）」を加える。

第七十二条の二十五第八項中「（第十五条の三）」を削る。

第七十二条の三十一第一項ただし書中「但し」を「ただし」に、「左の」を「次の」に、「左に」を「当該各号に」に、「及び第七十二条の四十四」を「第七十二条の四十四及び第七十二条の四十六」に、「第七十二条の四十四及び第七十二条の四十六」を加え、「同じ」を「中間納付額」というに改める。

第七十二条の三十一第一項ただし書中「但し」を「（ただし）に、「左の」を「次の」に、「左に」を「当該各号に」に、「及び第七十二条の四十四」を「第七十二条の四十四及び第七十二条の四十六」に、「第七十二条の四十四及び第七十二条の四十六」を加える。

第七十二条の四十五第一項中「（第十五条の三第一項又は第三項の規定によつて徴収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。）」を削り、同項第一号中「（第四号に掲げる税額を除く。）」を削り、同項第四号を削る。

第七十二条の四十六第一項中「除く。」及び「（以下に「以下本項において同じ。」を加え、「因る」を「よる」に、「当該修正申告に因つて」を「当該修正申告によつて」に、「控除した税額」を「控除した金額」とする。以下本項において「対象不足税額等」という。」に改め、「乗じて計算した金額」の下に「（当該対象不足税額等、当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る法人の事業税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（これらの税額の計算の基礎となつた事実のうちに、当該更正又は修正申告前の税額の計算の基礎とされていなかつたことについて正當な事由があると認められたものがあつたとき

は、その正当な事由があると認められた事実に基づく税額として政令の定めるところにより計算した金額を控除した金額とし、当該法人の事業税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した

を行う個人でその年の前々年中又は前年中の事業の所得について事業税を課されたもの（これに準ずる者として自治省令で定める者を含む。）は、自治省令で定めるところにより、その年において当該事業に關して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。

第七十二条の六十六第二項中「第十五条の三第一項若しくは第三項又は第十五条の四の二第一項」を「第十五条の四第一項」に改める。

年法律第三百五号」を削る。
第七十三条の十四第十項各号列記以外の部分
中「都市再開発法」を「土地区画整理法第九十四
条の規定による清算金、都市再開発法」に、「補
償金又は清算金」を「清算金又は補償金」に改め、
同項中第二号を第三号とし、第一号を第二号と
し、同項に第一号として次の「号を加える。

一 土地区画整理法第九十四条の規定による
清算金で、同法第九十一条第三項の規定に
より換地を定めないこととされたことによ

り支払われるもの 同法第百三条第四項の規定による公告があつた日

第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。
第九十七条第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、「因

る「**対象不足金額**」を「**よる不足金額**」(以下本項において「**対象不足金額**」という。)に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額(当該更正前に

その更正に係る娛樂施設利用税について更正が認められた場合においては、その更正による不足金額の合計額（当該更正前の納入申告又は申告に

その更正による不足金額を控除した金額として、

該娛樂施設利用税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについて

(個人の事業税に係る帳簿書類の保存)
第七十二条の五十五の三 その年において事業

の決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の

計算した金額を加算した金額とする。」を加え
る。

第一百二十八条第一項中「隨べいし」を「隨べいし」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に、「同条同項を「政令で定めるところによ

り、同項」に、「因る」を「よる」に改める。
第一百四十七条第一項第一号中「三リツトル」を
「三リットル」に、「二万四千円」を「二万五千円」

に、「六リットル」を「六リットル」に、「二万六千円」を「二万七千五百円」に、「五万二千円」を「五万四千五百円」に、「七万千円」を「八万千五

百円」に、「七万七千円」を「八万八千五百円」に、「十二万九千円」を「十四万八千五百円」に、「一リツトル」を「一リットル」に、「七千円」を「七千五

百円」に、「一・五リットル」を「一・五リットル」に、「八千円」を「八千五百円」に、「九千円」を「九千五百円」に、「二万五千五百円」を「二万

九千五百円」に、「三万円」を「三万四千五百円」に、「三万四千五百円」を「三万九千五百円」に改め、同項第二号中「トラック」を「トラック」に、

「一万七千五百円」を「一万八千五百円」に、「二万三千円」を「三万五千五百円」に改め、同項第三号中「一万四千円」を「一万四千五百円」に、「三万

六千円」を「三万八千円」に、「四万二千五百円」を「四万九千円」に改め、同項第四号中「四千四百円」を「四千五百円」に、「五千五百円」を「六千

円」に改め、同条第二項中「トラツク」を「トラック」に、「こえ」を「超え」に改め、同条第五項中のうち四輪以上の小型自動車に属する乗用車

を削る。
第二百七十八条第一項中「含む。」の下に「以下
本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に、

「因る」を「よる」に、「当該修正申告に因り増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額（以下本項において「対象不足金額等」とい

う。」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額等(当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る道府県法定外普通税に

ついて更正又は修正申告書の提出があつた場合

においては、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該道府県法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を計算した金額とする。が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

第二百七十九条第一項中「隠べいし」を「隠べいし」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「による」に、「因り」を「より」に改める。

第二百九十二条第一項第四号中「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に改める。

第二百九十五条第一項第三号中「前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が八十万円」を「前年の合計所得金額が百万円」に改め、同条第三項中「前年中の所得の金額」を「前年の合計所得金額」に改める。

「一万六千円」を「四万円」に改め、同条第二項を
次のように改める。

書に係る」を「納入申告に係る」に改め、「不足金

第四百四十四条第一項第一号イ中「〇・〇五
リットル」を「〇・〇五リットル」に、「〇・六キ

2 市町村は、前項に定める標準税率を超える税率で均等割を課する場合には、同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率を超える税率で課することができない。
第三百四十四条の二第一項第六号中「二十一万円」を「二十四万円」に、「二十三万円」を「二十六万三千円」に改め、同項第七号から第九号までの規定中「二十一万円」を「二十四万円」に改め、同項第十号及び第十一号中「二十二万円」を「二十五万三千円」に、「二十三万円」を「二十六万三千円」に改め、同条第二項中「二十二万円」を「二十五万三千円」に改め、同条第三項中「二十五万円」を「二十九万三千円」に改め、同条第四項中「二十六万円」を「三十二万三千円」に改める。
第三章第一節第三款中第三百七十七条の七の次に次の一条を加える。
(事業所得等を生ずべき業務を行う者の帳簿書類の保存)
第三百七十七条の八 その年において不動産所得、事業所得又は山林所得を生すべき業務を行う個人で、その年の前々年中又は前年中の所得について所得割(分離課税に係る所得割を除く。)を課されたもの(これに準ずる者として自治省令で定める者を含む)は、自治省令で定めるところにより、その年においてこれららの業務に関して作成し、又は受領した帳簿及び書類を保存するものとする。
第三百二十二条の八第十二項中「第十五条の三及び」を削る。
第三百二十六条第一項中(第十五条の三第二項又は第二項の規定によつて徵収猶予を受けた法人がその徴収猶予に係る税金を納付する場合を含む。)第三百二十一条の八第三項」を、同条第三項に改め、「以下」を削り、同項第二号中「(第五号に掲げる税額を除く。)」を削り、同項第五号を削る。
第三百二十八条の十一第一項中「含む。」の下

類」の下に「(以下本項において「対象不足金額」という。)を、「計算した金額の下に「(当該更正前にその更正に係る分離課税に係る所得割について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額とし、当該分離課税に係る所得割についてその納入すべき金額を減少させる更正又は更生に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少された部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいづれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

「ロワット」を「〇・六キロワット」に、「七百円」を「千円」に改め、同号口申「〇・〇五リットル」を「〇・〇五リットル」に、「〇・〇九リットル」を「〇・〇九リットル」に、「〇・六キロワット」を「〇・六キロワット」に、「〇・八キロワット」を「〇・八キロワット」に、「〇・八キロワット」を「〇・八キロワット」に、「〇・八キロワット」に、「〇・八キロワット」を「一千一百円」に改め、同号ハ申「〇・〇九リットル」を「〇・〇九リットル」に、「〇・八キロワット」を「〇・八キロワット」に、「〇・八キロワット」を「二千四百円」に改め、同号口申「二千八百五十円」を「三千百円」に改め、同号ハ申「五千二百円」を「五千五百円」に、「六千五百円」を「七千二百円」に、「二千九百円」を「三千円」に、「三千六百五十円」を「四千円」に改め、同項第三号申「三千六百五十円」を「四千円」に改める。

第四百八十九条第一項第十八号中「人工重量骨材(頁岩)を原料とするものに限る」と及び「を削る。」

第四百九十二条第五項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第四百九十八条第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤を誤り」に、「因る不足金額」を「による不足金額」以下本項において「対象不足金額」という。」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額当該更正前にその更正に係る電気税等について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正によつての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)

を加算した金額とする。)が納入申告書の提出期
限までにその提出があつた場合における当該納
入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円
とのいすれか多い金額を超えるときは、当該超
える部分に相当する金額(当該対象不足金額が
当該超える部分に相当する金額に満たないとさ
は、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗
じて計算した金額を加算した金額とする。」を
加える。

第四百九十九条第一項中「隠べいし」を「隠べいし」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に改める。

第五百三十六条第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤を誤りに、「因る不足税額」を「よる不足税額」(以下本項における「因る不足税額」を「よる不足税額」として読み替えるものとする)とし、

た金額」の下に「当該対象不足税額(当該更正前にその更正に係る鉱業税について更正)があつた場合においては、その更正による不足税額の場合において、「対象不足税額」という」に改め、「計算し

計額（当該更正前の申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足

税額を控除した金額とし、当該鉱産税について
その納付すべき税額を減少させる更正又は更正
に係る不服申立て若しくは訴えについての決
三、鉱業税の更正

定義決算書は半決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までこそ

の提出があった場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当

する金額（当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額）に百分の五の割合を乗じて計算した金

額を加算した金額とする。」を加える。

本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」にして、「因る不足金額」を「による不足金額」(以下本項において「対象不足金額」という。)に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る木材引取税について更正があつた場合においては、その更正による不足金額の合計額(当該更正前の納入申告又は申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正當な事由があると認められたときは、その更正による不足金額を控除した金額として、当該木材引取税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不眼申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)」を加える。

第五百六十八条第一項中「離べいし」を「離べいし」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「による」に改める。

第五百八十六条第二項第八号の二中「その他政令で定める契約」を「若しくはこれに類する契約で政令で定めるもの又は同条第二項に規定する分取育林契約」に、「造林の用」を「造林又は育林の用」に改める。

第六百一一条第六項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第六百九条第一項中「含む。」の下に「以下本項

において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額」以下本項において「対象不足税額等」という。」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告前に係る特別土地保有税について更正又は修正申告の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額(当該更正又は修正申告前に係る税額に誤りがあつたことについて正當な理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該特別土地保有税について納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申し立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額と満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。

告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の納入申告又は修正申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあつたことについて正当な事由があると認められたときは、その更正による不足金額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該市町村法定外普通税についてその納入すべき金額若しくは納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定に裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。）を加算した金額とする。」が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいずれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額（当該対象不足金額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額等）に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。」を加える。
第六百八十九条第一項中「隠べいし」を「隠べいし」に、「且つ」を「かつ」に、「基いて」を「基づいて」に、「同条同項」を「政令で定めるところにより、同項」に、「因る」を「よる」に、「因り」を「より」に改める。

第六百九十九条の十四第五項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改める。

第六百九十九条の二十一第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額（以下本項において「対象不足税額等」という。）」に改め、「計算した金額」の下に「（当該対象不足税額等（当該更正又は修正申告前にその更正又は修正申告に係る自動車取得税について更正又は修正申告書の提出があつた場合においては、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額の合計額（当該更正又は修正申告前の申告又は修正申

理由があると認められたときは、その更正による不足税額又は修正申告書によつて増加した税額を控除した金額とし、当該自動車取得税についてその納付すべき税額を減少させる更正又は更正に係る不服申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の税額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいすれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額を計算した金額とする。

第六百九十九条の二十二第一項中「道府県知事はの下に」、「政令で定めるところにより」を加える。

第七百一条の十二第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額(以下本項において「対象不足税額等」という。)」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告による原処分の異動があつたとき)に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)」を加える。

第七百一条の三十四第一項中「基いて」を「基づいて」に改め、「道府県知事はの下に」、「政令で定めるところにより」を加える。

第七百一条の二十二第一項中「道府県知事はの下に」、「政令で定めるところにより」を加える。

第七百一条の三十三第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に改め「不足金額」の下に「(以下本項において「対象不足金額」という。)を、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合における不足税額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該入湯税について当該申立て若しくは訴えについての決定、裁決若しくは判決による原処分の異動があつたときは、これらにより減少した部分の金額に相当する金額を控除した金額とする。)を加算した金額とする。)が申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該申告書に係る税額に相当する金額と五十万円とのいすれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額を計算した金額とする。)」を加算した金額とする。)」を加える。

第七百一条の五十六第一項中「基いて」を「基づいて」に、「同項」に改める。

当する金額と五十万円とのいすれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足金額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足金額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)」を加える。

第七百一条の三十四第一項中「基づいて」を「基づいて」に改め、「道府県知事はの下に」、「政令で定めるところにより」を加える。

第七百一条の十二第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に改め「不足金額」の下に「(以下本項において「対象不足金額」という。)を、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合における不足税額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該入湯税についての決定、裁決若しくは修正申告書によって増加した税額を控除した金額とし、当該事業所税についてその納付額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額を減少させた金額とし、当該修正申告書によって増加した税額を控除した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額とする。)を加算した金額とする。)」を加算した金額とする。)」を加える。

第七百一条の六十一第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「当該修正申告により増加した税額」を「当該修正申告書によつて増加した税額(以下本項において「対象不足税額等」という。)」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足税額等(当該更正又は修正申告による原処分の異動があつたとき)に相当する金額(当該対象不足税額等が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額等)に百分の五の割合を乗じて計算した金額とする。)」を加算した金額とする。

第七百一条の三十四第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「同項」を「政令で定めるところにより」に改める。

第七百一条の十二第一項中「含む。」の下に「以下本項において同じ。」を加え、「誤」を「誤り」に改め「不足金額」の下に「(以下本項において「対象不足金額」という。)を、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額(当該更正前にその更正に係る入湯税について更正があつた場合における不足税額の合計額(当該更正前の納入申告に係る課税標準額又は税額に誤りがあったことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額を控除した金額とし、当該入湯税についての決定、裁決若しくは修正申告書によって増加した税額を控除した金額とし、当該事業所税についてその納付額に誤りがあつたことについて正当な理由があると認められたときは、その更正による不足税額を減少させた金額とし、当該修正申告書によって増加した税額を控除した金額とする。)が納入申告書の提出期限までにその提出があつた場合における当該納入申告書に係る税額に相当する金額とする。)を加算した金額とする。)」を加算した金額とする。)」を加える。

当する金額と五十万円とのいすれか多い金額を超えるときは、当該超える部分に相当する金額(当該対象不足税額が当該超える部分に相当する金額に満たないときは、当該対象不足税額)に百分の五の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。)」を加える。

第七百一条の三十四第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「同項」に改める。

第七百一条の五十六第一項中「基いて」を「基づいて」に、「同項」に改める。

第七百一条の五十九第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「同項」に改める。

第七百一条の三十四第一項中「基づいて」を「基づいて」に、「同項」に改め、「計算した金額」の下に「(当該対象不足金額(当該更正前

第三百十二条第二項 同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率

附則第三条の二の見出しを「納期限の延長に係る延滞金の特例」に改め、同条中「第六十四条第一項、第七十二条の四十五第一項及び第三百二十六条第一項の規定による延滞金で第十五条の三の規定による徴収の猶予をされた期間につき徴収されるもの並びに」及び「の規定による延滞金に係る第六十四条第一項、第六十五条、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の四十五の二、第三百二十六条第一項及び第三百二十七条」を削る。

附則第三条の三第一項中「道府県は」の下に「、当分の間」を加え、「所得割」を「道府県民税の所得割」に、「二十七万円」を「二十九万円」に改め、「昭和五十八年度分の個人の道府県民税に限り」を削り、同条第二項中「昭和五十八年度分の個人の道府県民税に限り」を「当分の間」に、「二十七万円」を「二十九万円に道府県民税の」に改め、「昭和五十九年三月三十一日まで」を「昭和五十九年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの間」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

附則第八条第一項中「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に、「その例」を「租税特別措置法

同項の表の各号の税率に、それぞれ一・二を乗じて得た率（事務所等が特別区の区域外にも所在する場合以外の場合は、同項の表の各号に掲げる法人等について、事務所等が特別区の区域外にも所在する場合における当該各号の税率に一・二を乗じて得た率に、当該法人等に係る第五十二条第一項の表の各号に掲げる区分に応じ当該各号の税率に相当する率を、それぞれ加算して得た率）

の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二号）による改正前の租税特別措置法第四十一条の三の規定の例に改める。

附則第十条の次に次の二条を加える。

（不動産取得税の新築家屋の取得の日等に係る特例）

第十条の二 住宅金融公庫、沖縄振興開発金融公庫、住宅・都市整備公団、地方住宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で政令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で政令で定めるものが新築して売り渡す住宅に係る第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文若しくは第七十三条の二十八第二項の規定又は該住宅の用に供する土地に係る第七十三条の二十四第一項第四号若しくは第七十三条の二十八の規定の適用については、当該住宅の新築が昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間に行われたときに限り、第七十三条の二第二項ただし書、同条第三項本文及び第七十三条の二十四第一項第四号中「六月」とあるのは「九月」と、第七十三条の二十八中「第六月」に改め、「昭和五十八年度分の個人の市町村民税の」に改める。

附則第八条第一項中「第四十二条の三」を「第四十二条の四」に、「その例」を「租税特別措置法の二第二項（附則第十条の二の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第十一條第一項及び第三項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日まで」を「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

附則第十二条の二を削る。

同項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族」とあるのは、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号）第三条第一項の規定により読み替えられた第二十三条第一項第七号又は第八号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族」とする。

附則第十四条中「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」を「昭和五十七年度から昭和六十一年三月三十一日」を「昭和五十九年三月三十一日」に改め、同条第九項中「昭和五十九年三月三十一日まで」を「昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間」に、「五分の四」を「五分の三」に改め、同条第六項から第八項まで規定中の「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同条第六項中「昭和五十九年三月三十一日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、「又は都市計画税」を削り、「第三百四十九条の三第一項」に「第三百四十九条の三第一項」を「又は第三百四十九条の三第一項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「昭和五十七年度分及び昭和五十八年度分」を「昭和五十七年度から昭和六十一年三月三十一日」に改め、「原油の備蓄を増強するための石油貯蔵施設で政令で定めるもの（以下本項において「原油備蓄施設」という。）又は」を削り、「当該原油備蓄施設又は石油ガス備蓄施設」を「当該石油ガス備蓄施設」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項を同条第四項とし、同条第六項中「昭和五十九年三月三十一日まで」に改め、「昭和五十九年六月三十日まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「昭和五十九年六月三十日まで」に改め、「昭和五十九年一月一日まで」に改め、「昭和五十九年六月三十日まで」に改め、同項を同条第六項とし、同条第八項中「ばい煙若しくは産業廃棄物の処理又は騒音若しくは振動の防止の用に供する償却資産で」を「大気汚染防止法第二条第一項に規定するばい煙若しくは産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第三項に規定する産業廃棄物（政令で定めるものに限る。）の処理の用に供する償却資産又は騒音規制法第二条第一項に規定する特定施設（鉱山保安法第二条第二項に規定する鉱山に設置さ

る）に改め、「昭和五十八年度分の個人の市町村民税に限り」を削り、同条第四項中「昭和五十九年三月三十一日まで」を「昭和六十一年三月三十一日までの間」に、「五分の四」を「五分の三」に改める。

（狩猟者登録税に係る読み替え）

第十三条の二 昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間ににおいて狩猟者の登録を受ける者に対して課する狩猟者登録税に限り、第二百三十七条第一項の規定の適用については、同項第二号中「第二十三条第

第三十七条 本条において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 博覧会 国際博覧会に関する条約（第三号及び第四号において「条約」という。）の適用を受けて昭和六十年に開催される国際科学技術博覧会をいう。

二 博覧会協会 財團法人国際科学技術博覧会協会をいう。

三 参加国 博覧会に参加する外国政府、外
国の地方公共団体及び政令で定める国際機
関

關並びに條約第二十五条上に規定する博覽會國際事務局をいう。

四 参加国の代表等 条約第十三条の規定による博覧会に参加する外国政府の代表、条約第二十六条の規定による各締約国の政府の代表その他博覧会の事務に従事する参加国 の職員（これらの者のうち日本の国籍を有する者を除く。）をいう。

2 出展参加契約を締結した者（参加国を除く。）をいう。

道府県及び市町村は、参加国の代表等、參

3 加国又は博覧会協会に対しては、第二十四条及び第二百九十四条の規定にかかるわらず、道府県民税及び市町村民税を課することができない。ただし、参加国の代表等が博覧会に係る勤務により受けける俸給、給料、賃金、歳費及び賞与（これららの性質を有する給与を含む。）以外の所得に係る個人の道府県民税及び市町村民税については、この限りでない。

道府県は、参加国が博覧会に關して行う事業又は博覧会協会が行う事業に対しては、第

七十二条の規定にかかるわらず、事業税を課すことのできない。
生 一道府県は、参加国、参加者若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋を取得した場合又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保する

5 道府県は、外客（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第四条第一項各号（第十四号を除く。）に掲げる者のいすれか一に該当する者（同項第十六号に該当する者については、自治省令で定める者を除く。）としての在留資格を認められた者及び同令第十四条から第十六条までの規定による許可を受けた者をいう。）の旅館における宿泊及びこれに伴う飲食に對しては、当該行為が昭和六十年三月一日から同年九月三十日までの間に行われたときに限り、第百十三条の規定にかかるらず、料理飲食等消費税を課することができない。

6 道府県は、昭和五十九年度分及び昭和六十年度分の自動車税に限り、参加国若しくは參加国の代表等が所有する自動車で政令で定めるもの又は博覽会協会が所有する一般貸切用のバスで博覽会の觀客の輸送の用に供するものに対しても、第二百四十五条の規定にかかるらず、自動車税を課することができない。

7 道府県は、参加国若しくは参加国の代表等が政令で定める自動車の取得をした場合における当該自動車の取得又は博覽会協会が博覽会の觀客の輸送の用に供する一般貸切用のバスの取得をした場合における当該バスの取得に対しては、第六百九十九条の二の規定にかかるらず、自動車取得税を課することができない。

若しくは博覧会協会が博覧会の会場内において博覧会の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるもの又は博覧会協会が博覧会の会場の周辺における交通を確保するために設置する家屋及び償却資産に対しても、第三百四十二条の規定にかかわらず、固定資産税を課することができない。

9 市町村は、昭和五十九年度分及び昭和六十
年度分の軽自動車税に限り、参加国又は参加

国の代表等が所有する軽自動車等で政令で定めるものに對しては、第四百四十二条の二の

規定にかかるらず、軽自動車税を課すること
ができない。

10 市町村は 参加団 参加者又は博覧会協会
が博覧会の会場内で博覧会の用に供するため
自ら発電した電気に対するは、第四百八十六

条の規定にかかわらず、電気税を課すること
ができない。

11 第二項から前項までの規定の適用を受ける者の認定の手続その他これらの規定の適用に

第二条 地方税法の一部を次のように改正する。

第三回第一回第五号に附載する「個人年金保険契約等に該当するものを除く。以下本号において「生命のとし、次号に規定する個人年金保険契約等に該当するものを除く。以下本号において「生命

「保険契約等」と「う」に改め、「本号」の下に「及び次号」を、「納税義務者」の下に「(次号に規定

する所得割の納税義務者を除く。」を加え、「同年中」を「前年中」に、「当該契約」を「生命保険契

約等)に、「残額」とし、その金額が「」を「残額」。以下本号及び次号において同じ。)が一万五千円以下である場合このあつては当該生命保険料の金

額の合計額、当該生命保険料の金額の合計額が、四万円以下である場合には、一万五千

円と」を「四万円以下である場合にあつては「一万五千円に」に、「金額との合計額とし、「を「金額を加算した金額、当該生命保険料の金額の合計額が」に、「超える場合には、二万七千五百円と

五の二 前年中に前号イからハまでに掲げる契約(年金を給付する定めのあるもので政令で定めるものに限る)のうち、次に掲げる要件の定めのあるもの(以下本号において「個人年金保険契約等」という。)に係る保険料又は掛け金(以下本号において「個人年金保険料」という。)を支払った所得割の納税義務者 その支払った個人年金保険料の金額(前年中において個人年金保険契約等に基づく剩余金の分配若しくは割戻金の割戻しを受け、又は個人年金保険契約等に基づき分配を受ける剩余金若しくは割戻しを受ける割戻金をもつて個人年金保険料の払込みに充てた場合には、当該剩余金又は割戻金の額を控除した残額。以下本号において同じ。)の合計額が三千五百円以下である場合にあつては当該個人年金保険料の金額の合計額、当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超える場合には、当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、三千五百円)に前年中に支払った生命保険料の金額の合計額(当該個人年金保険料の金額の合計額が三千五百円を超えるときは、その超える金額を加算した金額)を前号の生命保険料の金額の合計額とみなして同号の規定を適用したときに同号の規定によつて控除すべき金額を加算した金額とする。)

別表第一 退職所得に係る道府県民税の特別収税額表(第五十条の六、第五十条の八、附則第七条関係)

退職所得控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円	円	円	円	円	円	円	円
6,000	円未満	0	100,000	104,000	900	200,000	204,000	1,800
6,000	8,000	50	104,000	108,000	930	204,000	208,000	1,830
8,000	12,000	70	108,000	112,000	970	208,000	212,000	1,870
12,000	16,000	100	112,000	116,000	1,000	212,000	216,000	1,900
16,000	20,000	140	116,000	120,000	1,040	216,000	220,000	1,940
20,000	24,000	180	120,000	124,000	1,080	220,000	224,000	1,980
24,000	28,000	210	124,000	128,000	1,110	224,000	228,000	2,010
28,000	32,000	250	128,000	132,000	1,150	228,000	232,000	2,050
32,000	36,000	280	132,000	136,000	1,180	232,000	236,000	2,080
36,000	40,000	320	136,000	140,000	1,220	236,000	240,000	2,120
40,000	44,000	360	140,000	144,000	1,260	240,000	244,000	2,160
44,000	48,000	390	144,000	148,000	1,290	244,000	248,000	2,190
48,000	52,000	430	148,000	152,000	1,330	248,000	252,000	2,230
52,000	56,000	460	152,000	156,000	1,360	252,000	260,000	2,260
56,000	60,000	500	156,000	160,000	1,400	260,000	268,000	2,340
60,000	64,000	540	160,000	164,000	1,440	268,000	276,000	2,410
64,000	68,000	570	164,000	168,000	1,470	276,000	284,000	2,480
68,000	72,000	610	168,000	172,000	1,510	284,000	292,000	2,550
72,000	76,000	640	172,000	176,000	1,540	292,000	300,000	2,620
76,000	80,000	680	176,000	180,000	1,580	300,000	308,000	2,700
80,000	84,000	720	180,000	184,000	1,620	308,000	316,000	2,770
84,000	88,000	750	184,000	188,000	1,650	316,000	324,000	2,840
88,000	92,000	790	188,000	192,000	1,690	324,000	332,000	2,910
92,000	96,000	820	192,000	196,000	1,720	332,000	340,000	2,980
96,000	100,000	860	196,000	200,000	1,760	340,000	348,000	3,060

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿
円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	4,930	748,000	756,000	6,730	1,032,000	1,044,000
556,000	564,000	5,000	756,000	764,000	6,800	1,044,000	1,056,000
564,000	572,000	5,070	764,000	772,000	6,870	1,056,000	1,068,000
572,000	580,000	5,140	772,000	780,000	6,940	1,068,000	1,080,000
580,000	588,000	5,220	780,000	792,000	7,020	1,080,000	1,092,000
588,000	596,000	5,290	792,000	804,000	7,120	1,092,000	1,104,000
596,000	604,000	5,360	804,000	816,000	7,220	1,104,000	1,116,000
604,000	612,000	5,430	816,000	828,000	7,340	1,116,000	1,128,000
612,000	620,000	5,500	828,000	840,000	7,450	1,128,000	1,140,000
620,000	628,000	5,580	840,000	852,000	7,560	1,140,000	1,152,000
628,000	636,000	5,650	852,000	864,000	7,660	1,152,000	1,164,000
636,000	644,000	5,720	864,000	876,000	7,770	1,164,000	1,176,000
644,000	652,000	5,790	876,000	888,000	7,880	1,176,000	1,188,000
652,000	660,000	5,860	888,000	900,000	7,990	1,188,000	1,200,000
660,000	668,000	5,940	900,000	912,000	8,100	1,200,000	1,212,000
668,000	676,000	6,010	912,000	924,000	8,200	1,212,000	1,224,000
676,000	684,000	6,080	924,000	936,000	8,310	1,224,000	1,236,000
684,000	692,000	6,150	936,000	948,000	8,420	1,236,000	1,248,000
692,000	700,000	6,220	948,000	960,000	8,530	1,248,000	1,260,000
700,000	708,000	6,300	960,000	972,000	8,640	1,260,000	1,272,000
708,000	716,000	6,370	972,000	984,000	8,740	1,272,000	1,284,000
716,000	724,000	6,440	984,000	996,000	8,850	1,284,000	1,296,000
724,000	732,000	6,510	996,000	1,008,000	8,960	1,296,000	1,308,000
732,000	740,000	6,580	1,008,000	1,020,000	9,070	1,308,000	1,320,000
740,000	748,000	6,660	1,020,000	1,032,000	9,180	1,320,000	1,332,000

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿
1,656,000	1,672,000	14,900	2,056,000	2,072,000	18,500	2,456,000	2,472,000
1,672,000	1,688,000	15,040	2,072,000	2,088,000	18,640	2,472,000	2,488,000
1,688,000	1,704,000	15,190	2,088,000	2,104,000	18,790	2,488,000	2,504,000
1,704,000	1,720,000	15,330	2,104,000	2,120,000	18,930	2,504,000	2,520,000
1,720,000	1,736,000	15,480	2,120,000	2,136,000	19,080	2,520,000	2,536,000
1,736,000	1,752,000	15,620	2,136,000	2,152,000	19,220	2,536,000	2,552,000
1,752,000	1,768,000	15,760	2,152,000	2,168,000	19,360	2,552,000	2,568,000
1,768,000	1,784,000	15,910	2,168,000	2,184,000	19,510	2,568,000	2,584,000
1,784,000	1,800,000	16,050	2,184,000	2,200,000	19,650	2,584,000	2,600,000
1,800,000	1,816,000	16,200	2,200,000	2,216,000	19,800	2,600,000	2,620,000
1,816,000	1,832,000	16,340	2,216,000	2,232,000	19,940	2,620,000	2,640,000
1,832,000	1,848,000	16,480	2,232,000	2,248,000	20,080	2,640,000	2,660,000
1,848,000	1,864,000	16,630	2,248,000	2,264,000	20,230	2,660,000	2,680,000
1,864,000	1,880,000	16,770	2,264,000	2,280,000	20,370	2,680,000	2,700,000
1,880,000	1,896,000	16,920	2,280,000	2,296,000	20,520	2,700,000	2,720,000
1,896,000	1,912,000	17,060	2,296,000	2,312,000	20,660	2,720,000	2,740,000
1,912,000	1,928,000	17,200	2,312,000	2,328,000	20,800	2,740,000	2,760,000
1,928,000	1,944,000	17,350	2,328,000	2,344,000	20,950	2,760,000	2,780,000
1,944,000	1,960,000	17,490	2,344,000	2,360,000	21,090	2,780,000	2,800,000
1,960,000	1,976,000	17,640	2,360,000	2,376,000	21,240	2,800,000	2,820,000
1,976,000	1,992,000	17,780	2,376,000	2,392,000	21,380	2,820,000	2,840,000
1,992,000	2,008,000	17,920	2,392,000	2,408,000	21,520	2,840,000	2,860,000
2,008,000	2,024,000	18,070	2,408,000	2,424,000	21,670	2,860,000	2,880,000
2,024,000	2,040,000	18,210	2,424,000	2,440,000	21,810	2,880,000	2,900,000
2,040,000	2,056,000	18,360	2,440,000	2,456,000	21,960	2,900,000	2,920,000

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額					
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額			
3,420,000	3,440,000	34,560	3,920,000	3,940,000	43,560	4,420,000	4,440,000	52,560	4,920,000	4,940,000	61,560
3,440,000	3,460,000	34,920	3,940,000	3,960,000	43,920	4,440,000	4,460,000	52,920	4,940,000	4,960,000	61,920
3,460,000	3,480,000	35,280	3,960,000	3,980,000	44,280	4,460,000	4,480,000	53,280	4,960,000	4,980,000	62,280
3,480,000	3,500,000	35,640	3,980,000	4,000,000	44,640	4,480,000	4,500,000	53,640	4,980,000	5,000,000	62,640
3,500,000	3,520,000	36,000	4,000,000	4,020,000	45,000	4,500,000	4,520,000	54,000	5,000,000	5,020,000	63,000
3,520,000	3,540,000	36,360	4,040,000	4,060,000	45,360	4,520,000	4,540,000	54,360	5,020,000	5,040,000	63,360
3,540,000	3,560,000	36,720	4,060,000	4,080,000	45,720	4,540,000	4,560,000	54,720	5,040,000	5,060,000	63,720
3,560,000	3,580,000	37,080	4,080,000	4,100,000	46,080	4,560,000	4,580,000	55,080	5,060,000	5,080,000	64,080
3,580,000	3,600,000	37,440	4,100,000	4,120,000	46,440	4,580,000	4,600,000	55,440	5,080,000	5,100,000	64,440
3,600,000	3,620,000	37,800	4,120,000	4,140,000	46,800	4,600,000	4,620,000	55,800	5,100,000	5,120,000	64,800
3,620,000	3,640,000	38,160	4,140,000	4,160,000	47,160	4,620,000	4,640,000	56,160	5,120,000	5,140,000	65,160
3,640,000	3,660,000	38,520	4,160,000	4,180,000	47,520	4,640,000	4,660,000	56,520	5,140,000	5,160,000	65,520
3,660,000	3,680,000	38,880	4,180,000	4,200,000	47,880	4,660,000	4,680,000	56,880	5,160,000	5,180,000	65,880
3,680,000	3,700,000	39,240	4,200,000	4,220,000	48,240	4,680,000	4,700,000	57,240	5,180,000	5,200,000	66,240
3,700,000	3,720,000	39,600	4,220,000	4,240,000	48,600	4,700,000	4,720,000	57,600	5,200,000	5,220,000	66,600
3,720,000	3,740,000	39,960	4,240,000	4,260,000	48,960	4,720,000	4,740,000	57,960	5,220,000	5,240,000	66,960
3,740,000	3,760,000	40,320	4,260,000	4,280,000	49,320	4,740,000	4,760,000	58,320	5,240,000	5,260,000	67,320
3,760,000	3,780,000	40,680	4,280,000	4,300,000	49,680	4,760,000	4,780,000	58,680	5,260,000	5,280,000	67,680
3,780,000	3,800,000	41,040	4,300,000	4,320,000	50,040	4,780,000	4,800,000	59,040	5,280,000	5,300,000	68,040
3,800,000	3,820,000	41,400	4,320,000	4,340,000	50,400	4,800,000	4,820,000	59,400	5,300,000	5,320,000	68,400
3,820,000	3,840,000	41,760	4,340,000	4,360,000	50,760	4,820,000	4,840,000	59,760	5,320,000	5,340,000	68,760
3,840,000	3,860,000	42,120	4,360,000	4,380,000	51,120	4,840,000	4,860,000	60,120	5,340,000	5,360,000	69,120
3,860,000	3,880,000	42,480	4,380,000	4,400,000	51,480	4,860,000	4,880,000	60,480	5,360,000	5,380,000	69,480
3,880,000	3,900,000	42,840	4,400,000	4,420,000	51,840	4,880,000	4,900,000	60,840	5,380,000	5,400,000	69,840
3,900,000	3,920,000	43,200	4,420,000	4,440,000	52,200	4,920,000	4,940,000	61,200	5,400,000	5,420,000	70,200

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿
円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	70,560	5,920,000	5,940,000	79,560	6,420,000	6,440,000
5,440,000	5,460,000	70,920	5,940,000	5,960,000	79,920	6,440,000	6,460,000
5,460,000	5,480,000	71,280	5,960,000	5,980,000	80,280	6,460,000	6,480,000
5,480,000	5,500,000	71,640	5,980,000	6,000,000	80,640	6,480,000	6,500,000
5,500,000	5,520,000	72,000	6,000,000	6,020,000	81,000	6,500,000	6,520,000
5,520,000	5,540,000	72,360	6,020,000	6,040,000	81,360	6,520,000	6,540,000
5,540,000	5,560,000	72,720	6,040,000	6,060,000	81,720	6,540,000	6,560,000
5,560,000	5,580,000	73,080	6,060,000	6,080,000	82,080	6,560,000	6,580,000
5,580,000	5,600,000	73,440	6,080,000	6,100,000	82,440	6,580,000	6,600,000
5,600,000	5,620,000	73,800	6,100,000	6,120,000	82,800	6,600,000	6,620,000
5,620,000	5,640,000	74,160	6,120,000	6,140,000	83,160	6,620,000	6,640,000
5,640,000	5,660,000	74,520	6,140,000	6,160,000	83,520	6,640,000	6,660,000
5,660,000	5,680,000	74,880	6,160,000	6,180,000	83,880	6,660,000	6,680,000
5,680,000	5,700,000	75,240	6,180,000	6,200,000	84,240	6,680,000	6,700,000
5,700,000	5,720,000	75,600	6,200,000	6,220,000	84,600	6,700,000	6,720,000
5,720,000	5,740,000	75,960	6,220,000	6,240,000	84,960	6,720,000	6,740,000
5,740,000	5,760,000	76,320	6,240,000	6,260,000	85,320	6,740,000	6,760,000
5,760,000	5,780,000	76,680	6,260,000	6,280,000	85,680	6,760,000	6,780,000
5,780,000	5,800,000	77,040	6,280,000	6,300,000	86,040	6,780,000	6,800,000
5,800,000	5,820,000	77,400	6,300,000	6,320,000	86,400	6,800,000	6,820,000
5,820,000	5,840,000	77,760	6,320,000	6,340,000	86,760	6,820,000	6,840,000
5,840,000	5,860,000	78,120	6,340,000	6,360,000	87,120	6,840,000	6,860,000
5,860,000	5,880,000	78,480	6,360,000	6,380,000	87,480	6,860,000	6,880,000
5,880,000	5,900,000	78,840	6,380,000	6,400,000	87,840	6,880,000	6,900,000
5,900,000	5,920,000	79,200	6,400,000	6,420,000	88,200	6,900,000	6,920,000

退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後の退職手当等の金額	
以上	未満	以上	未満	以上	未満	以上	未満
円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	106,560	7,620,000	7,640,000	110,160	7,820,000	7,840,000
7,440,000	7,460,000	106,580	7,640,000	7,660,000	110,520	7,840,000	7,860,000
7,460,000	7,480,000	107,280	7,660,000	7,680,000	110,880	7,860,000	7,880,000
7,480,000	7,500,000	107,640	7,680,000	7,700,000	111,240	7,880,000	7,900,000
7,500,000	7,520,000	108,000	7,700,000	7,720,000	111,600	7,900,000	7,920,000
7,520,000	7,540,000	108,360	7,720,000	7,740,000	111,960	7,920,000	7,940,000
7,540,000	7,560,000	108,720	7,740,000	7,760,000	112,320	7,940,000	7,960,000
7,560,000	7,580,000	109,080	7,760,000	7,780,000	112,680	7,960,000	7,980,000
7,580,000	7,600,000	109,440	7,780,000	7,800,000	113,040	7,980,000	8,000,000
7,600,000	7,620,000	109,800	7,800,000	7,820,000	113,400		

(注) この表において「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(参考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除額控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の税額欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除額控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除額控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額で2を乗じて計算した金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額から控除した後の金額を退職所得控除額控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもってその求める税額とする。

別表第二 退職所得に係る市町村民税の特別収税額表(第三百二十八条の六、第三百二十八条の十三、附則第七条関係)

退職所得控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 満		以 上	未 満		以 上	未 満	
円	円未満	円	円	円	円	円	円	円
6,000	8,000	0	100,000	104,000	1,120	200,000	204,000	2,250
6,000	12,000	60	104,000	108,000	1,170	204,000	208,000	2,290
8,000	16,000	90	108,000	112,000	1,210	208,000	212,000	2,340
12,000	20,000	130	112,000	116,000	1,260	212,000	216,000	2,380
16,000	20,000	180	116,000	120,000	1,300	216,000	220,000	2,430
20,000	24,000	220	120,000	124,000	1,350	220,000	224,000	2,470
24,000	28,000	270	124,000	128,000	1,390	224,000	228,000	2,520
28,000	32,000	310	128,000	132,000	1,440	228,000	232,000	2,560
32,000	36,000	360	132,000	136,000	1,480	232,000	236,000	2,610
36,000	40,000	400	136,000	140,000	1,530	236,000	240,000	2,650
40,000	44,000	450	140,000	144,000	1,570	240,000	244,000	2,700
44,000	48,000	490	144,000	148,000	1,620	244,000	248,000	2,740
48,000	52,000	540	148,000	152,000	1,660	248,000	252,000	2,790
52,000	56,000	580	152,000	156,000	1,710	252,000	260,000	2,830
56,000	60,000	630	156,000	160,000	1,750	260,000	268,000	2,920
60,000	64,000	670	160,000	164,000	1,800	268,000	276,000	3,010
64,000	68,000	720	164,000	168,000	1,840	276,000	284,000	3,100
68,000	72,000	760	168,000	172,000	1,890	284,000	292,000	3,190
72,000	76,000	810	172,000	176,000	1,930	292,000	300,000	3,280
76,000	80,000	850	176,000	180,000	1,980	300,000	308,000	3,370
80,000	84,000	900	180,000	184,000	2,020	308,000	316,000	3,460
84,000	88,000	940	184,000	188,000	2,070	316,000	324,000	3,550
88,000	92,000	990	188,000	192,000	2,110	324,000	332,000	3,640
92,000	96,000	1,030	192,000	196,000	2,160	332,000	340,000	3,730
96,000	100,000	1,080	196,000	200,000	2,200	340,000	348,000	3,820

退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額			退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
548,000	556,000	6,490	748,000	756,000	9,190	1,032,000	1,044,000	13,620	1,332,000	1,344,000	19,020
556,000	564,000	6,600	756,000	764,000	9,300	1,044,000	1,056,000	13,840	1,344,000	1,356,000	19,240
564,000	572,000	6,710	764,000	772,000	9,410	1,056,000	1,068,000	14,050	1,356,000	1,368,000	19,450
572,000	580,000	6,820	772,000	780,000	9,520	1,068,000	1,080,000	14,270	1,368,000	1,380,000	19,670
580,000	588,000	6,930	780,000	792,000	9,630	1,080,000	1,092,000	14,490	1,380,000	1,392,000	19,890
588,000	596,000	7,030	792,000	804,000	9,750	1,092,000	1,104,000	14,700	1,392,000	1,404,000	20,100
596,000	604,000	7,140	804,000	816,000	9,950	1,104,000	1,116,000	14,920	1,404,000	1,416,000	20,340
604,000	612,000	7,250	816,000	828,000	10,110	1,116,000	1,128,000	15,130	1,416,000	1,428,000	20,610
612,000	620,000	7,360	828,000	840,000	10,270	1,128,000	1,140,000	15,350	1,428,000	1,440,000	20,880
620,000	628,000	7,470	840,000	852,000	10,440	1,140,000	1,152,000	15,570	1,440,000	1,452,000	21,150
628,000	636,000	7,570	852,000	864,000	10,600	1,152,000	1,164,000	15,780	1,452,000	1,464,000	21,420
636,000	644,000	7,680	864,000	876,000	10,760	1,164,000	1,176,000	16,000	1,464,000	1,476,000	21,690
644,000	652,000	7,790	876,000	888,000	10,920	1,176,000	1,188,000	16,210	1,476,000	1,488,000	21,960
652,000	660,000	7,900	888,000	900,000	11,080	1,188,000	1,200,000	16,430	1,488,000	1,500,000	22,230
660,000	668,000	8,010	900,000	912,000	11,250	1,200,000	1,212,000	16,650	1,500,000	1,512,000	22,500
668,000	676,000	8,110	912,000	924,000	11,460	1,212,000	1,224,000	15,780	1,512,000	1,524,000	22,770
676,000	684,000	8,220	924,000	936,000	11,680	1,224,000	1,236,000	17,080	1,524,000	1,536,000	23,040
684,000	692,000	8,330	936,000	948,000	11,890	1,236,000	1,248,000	17,290	1,536,000	1,548,000	23,310
692,000	700,000	8,440	948,000	960,000	12,110	1,248,000	1,260,000	17,510	1,548,000	1,560,000	23,580
700,000	708,000	8,550	960,000	972,000	12,330	1,260,000	1,272,000	17,730	1,560,000	1,576,000	23,850
708,000	716,000	8,650	972,000	984,000	12,540	1,272,000	1,284,000	17,940	1,576,000	1,592,000	24,210
716,000	724,000	8,760	984,000	996,000	12,760	1,284,000	1,296,000	18,160	1,592,000	1,608,000	24,570
724,000	732,000	8,870	996,000	1,008,000	12,970	1,296,000	1,308,000	18,370	1,608,000	1,624,000	24,930
732,000	740,000	8,980	1,008,000	1,020,000	13,190	1,308,000	1,320,000	18,590	1,624,000	1,640,000	25,290
740,000	748,000	9,090	1,020,000	1,032,000	13,410	1,320,000	1,332,000	18,810	1,640,000	1,656,000	25,650

退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額	
以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿	税 額	以 上	未 滿
円	円	円	円	円	円	円	円
1,656,000	1,672,000	26,010	2,056,000	2,072,000	35,710	2,456,000	2,472,000
1,672,000	1,688,000	26,370	2,072,000	2,088,000	36,140	2,472,000	2,488,000
1,688,000	1,704,000	26,730	2,088,000	2,104,000	36,570	2,488,000	2,504,000
1,704,000	1,720,000	27,090	2,104,000	2,120,000	37,000	2,504,000	2,520,000
1,720,000	1,736,000	27,450	2,120,000	2,136,000	37,440	2,520,000	2,536,000
1,736,000	1,752,000	27,810	2,136,000	2,152,000	37,870	2,536,000	2,552,000
1,752,000	1,768,000	28,170	2,152,000	2,168,000	38,300	2,552,000	2,568,000
1,768,000	1,784,000	28,530	2,168,000	2,184,000	38,730	2,568,000	2,584,000
1,784,000	1,800,000	28,890	2,184,000	2,200,000	39,160	2,584,000	2,600,000
1,800,000	1,816,000	29,250	2,200,000	2,216,000	39,600	2,620,000	2,640,000
1,816,000	1,832,000	29,610	2,216,000	2,232,000	40,030	2,640,000	2,660,000
1,832,000	1,848,000	29,970	2,232,000	2,248,000	40,460	2,660,000	2,680,000
1,848,000	1,864,000	30,330	2,248,000	2,264,000	40,890	2,680,000	2,700,000
1,864,000	1,880,000	30,690	2,264,000	2,280,000	41,320	2,680,000	2,700,000
1,880,000	1,896,000	31,050	2,280,000	2,296,000	41,760	2,700,000	2,720,000
1,896,000	1,912,000	31,410	2,296,000	2,312,000	42,190	2,720,000	2,740,000
1,912,000	1,928,000	31,820	2,312,000	2,328,000	42,620	2,740,000	2,760,000
1,928,000	1,944,000	32,250	2,328,000	2,344,000	43,050	2,760,000	2,780,000
1,944,000	1,960,000	32,680	2,344,000	2,360,000	43,480	2,780,000	2,800,000
1,960,000	1,976,000	33,120	2,360,000	2,376,000	43,920	2,800,000	2,820,000
1,976,000	1,992,000	33,550	2,376,000	2,392,000	44,350	2,820,000	2,840,000
1,992,000	2,008,000	33,980	2,392,000	2,408,000	44,780	2,840,000	2,860,000
2,008,000	2,024,000	34,410	2,408,000	2,424,000	45,250	2,860,000	2,880,000
2,024,000	2,040,000	34,840	2,424,000	2,440,000	45,750	2,880,000	2,900,000
2,040,000	2,056,000	35,280	2,440,000	2,456,000	46,260	2,900,000	2,920,000

退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		税額	退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		税額	退職所得控除控除後 の退職手当等の金額		税額
以上	未満		以上	未満		以上	未満	
3,420,000	3,440,000	77,130	3,920,000	3,940,000	92,880	4,420,000	4,440,000	108,720
3,440,000	3,460,000	77,760	3,940,000	3,960,000	93,510	4,440,000	4,460,000	109,440
3,460,000	3,480,000	78,390	3,960,000	3,980,000	94,140	4,460,000	4,480,000	110,160
3,480,000	3,500,000	79,020	3,980,000	4,000,000	94,770	4,480,000	4,500,000	110,880
3,500,000	3,520,000	79,650	4,000,000	4,020,000	95,400	4,500,000	4,520,000	111,600
3,520,000	3,540,000	80,280	4,020,000	4,040,000	96,030	4,520,000	4,540,000	112,320
3,540,000	3,560,000	80,910	4,040,000	4,060,000	96,660	4,540,000	4,560,000	113,040
3,560,000	3,580,000	81,540	4,060,000	4,080,000	97,290	4,560,000	4,580,000	113,760
3,580,000	3,600,000	82,170	4,080,000	4,100,000	97,920	4,580,000	4,600,000	114,480
3,600,000	3,620,000	82,800	4,100,000	4,120,000	98,550	4,600,000	4,620,000	115,200
3,620,000	3,640,000	83,430	4,120,000	4,140,000	99,180	4,620,000	4,640,000	115,920
3,640,000	3,660,000	84,060	4,140,000	4,160,000	99,810	4,640,000	4,660,000	116,640
3,660,000	3,680,000	84,690	4,160,000	4,180,000	100,440	4,660,000	4,680,000	117,360
3,680,000	3,700,000	85,320	4,180,000	4,200,000	101,070	4,680,000	4,700,000	118,080
3,700,000	3,720,000	85,950	4,200,000	4,220,000	101,700	4,720,000	4,740,000	118,800
3,720,000	3,740,000	86,580	4,220,000	4,240,000	102,330	4,720,000	4,740,000	119,520
3,740,000	3,760,000	87,210	4,240,000	4,260,000	102,960	4,740,000	4,760,000	120,240
3,760,000	3,780,000	87,840	4,260,000	4,280,000	103,590	4,760,000	4,780,000	120,960
3,780,000	3,800,000	88,470	4,280,000	4,300,000	104,220	4,780,000	4,800,000	121,680
3,800,000	3,820,000	89,100	4,300,000	4,320,000	104,850	4,800,000	4,820,000	122,400
3,820,000	3,840,000	89,730	4,320,000	4,340,000	105,480	4,820,000	4,840,000	123,120
3,840,000	3,860,000	90,360	4,340,000	4,360,000	106,110	4,840,000	4,860,000	123,840
3,860,000	3,880,000	90,990	4,360,000	4,380,000	106,740	4,860,000	4,880,000	124,560
3,880,000	3,900,000	91,620	4,380,000	4,400,000	107,370	4,880,000	4,900,000	125,280
3,900,000	3,920,000	92,250	4,400,000	4,420,000	108,000	4,900,000	4,920,000	126,000

退職所得控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額	退職所得控除額控除後 の退職手当等の金額		税 額
以 上	未 滿		以 上	未 滿		以 上	未 滿		以 上	未 滿	
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
5,420,000	5,440,000	144,720	5,920,000	5,940,000	162,720	6,420,000	6,440,000	180,720	6,920,000	6,940,000	198,720
5,440,000	5,460,000	145,440	5,940,000	5,960,000	163,440	6,440,000	6,460,000	181,440	6,940,000	6,960,000	199,440
5,460,000	5,480,000	146,160	5,960,000	5,980,000	164,160	6,460,000	6,480,000	182,160	6,960,000	6,980,000	200,160
5,480,000	5,500,000	146,880	5,980,000	6,000,000	164,880	6,480,000	6,500,000	182,880	6,980,000	7,000,000	200,880
5,500,000	5,520,000	147,600	6,000,000	6,020,000	165,600	6,500,000	6,520,000	183,600	7,000,000	7,020,000	201,600
5,520,000	5,540,000	148,320	6,020,000	6,040,000	166,320	6,520,000	6,540,000	184,320	7,020,000	7,040,000	202,320
5,540,000	5,560,000	149,040	6,040,000	6,060,000	167,040	6,540,000	6,560,000	185,040	7,040,000	7,060,000	203,040
5,560,000	5,580,000	149,760	6,060,000	6,080,000	167,760	6,560,000	6,580,000	185,760	7,060,000	7,080,000	203,760
5,580,000	5,600,000	150,480	6,080,000	6,100,000	168,480	6,580,000	6,600,000	186,480	7,080,000	7,100,000	204,480
5,600,000	5,620,000	151,200	6,100,000	6,120,000	169,200	6,600,000	6,620,000	187,200	7,100,000	7,120,000	205,200
5,620,000	5,640,000	151,920	6,120,000	6,140,000	169,920	6,620,000	6,640,000	187,920	7,120,000	7,140,000	205,920
5,640,000	5,660,000	152,640	6,140,000	6,160,000	170,640	6,640,000	6,660,000	188,640	7,140,000	7,160,000	206,640
5,660,000	5,680,000	153,360	6,160,000	6,180,000	171,360	6,660,000	6,680,000	189,360	7,160,000	7,180,000	207,360
5,680,000	5,700,000	154,080	6,180,000	6,200,000	172,080	6,680,000	6,700,000	190,080	7,180,000	7,200,000	208,080
5,700,000	5,720,000	154,800	6,200,000	6,220,000	172,800	6,700,000	6,720,000	190,800	7,200,000	7,220,000	208,800
5,720,000	5,740,000	155,520	6,220,000	6,240,000	173,520	6,720,000	6,740,000	191,520	7,220,000	7,240,000	209,520
5,740,000	5,760,000	156,240	6,240,000	6,260,000	174,240	6,740,000	6,760,000	192,240	7,240,000	7,260,000	210,240
5,760,000	5,780,000	156,960	6,260,000	6,280,000	174,960	6,760,000	6,780,000	192,960	7,260,000	7,280,000	210,960
5,780,000	5,800,000	157,680	6,280,000	6,300,000	175,680	6,780,000	6,800,000	193,680	7,280,000	7,300,000	211,680
5,800,000	5,820,000	158,400	6,300,000	6,320,000	176,400	6,800,000	6,820,000	194,400	7,300,000	7,320,000	212,400
5,820,000	5,840,000	159,120	6,320,000	6,340,000	177,120	6,820,000	6,840,000	195,120	7,320,000	7,340,000	213,120
5,840,000	5,860,000	159,840	6,340,000	6,360,000	177,840	6,840,000	6,860,000	195,840	7,340,000	7,360,000	213,840
5,860,000	5,880,000	160,560	6,360,000	6,380,000	178,560	6,860,000	6,880,000	196,560	7,360,000	7,380,000	214,560
5,880,000	5,900,000	161,280	6,380,000	6,400,000	179,280	6,880,000	6,900,000	197,280	7,380,000	7,400,000	215,280
5,900,000	5,920,000	162,000	6,400,000	6,420,000	180,000	6,900,000	6,920,000	198,000	7,400,000	7,420,000	216,000

退職所得控除後 の退職手当等の金額		退職所得控除後の退職手当等の金額		退職所得控除後の退職手当等の金額		退職所得控除後の退職手当等の金額		
以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額	以 上	未 満	税 額
円	円	円	円	円	円	円	円	円
7,420,000	7,440,000	216,810	7,720,000	7,740,000	228,960	8,000,000	11,400,000	38,000,000
7,440,000	7,460,000	217,620	7,740,000	7,760,000	229,770	8,050,000	11,450,000	38,500,000
7,460,000	7,480,000	218,430	7,760,000	7,780,000	230,580	8,100,000	11,500,000	39,000,000
7,480,000	7,500,000	219,240	7,780,000	7,800,000	231,390	8,150,000	11,550,000	39,500,000
7,500,000	7,520,000	220,050	7,800,000	7,820,000	232,200	8,200,000	11,600,000	39,000,000
7,520,000	7,540,000	220,860	7,820,000	7,840,000	233,010	8,250,000	11,650,000	39,500,000
7,540,000	7,560,000	221,670	7,840,000	7,860,000	233,820	8,300,000	11,700,000	40,000,000
7,560,000	7,580,000	222,480	7,860,000	7,880,000	234,630	8,350,000	11,750,000	40,500,000
7,580,000	7,600,000	223,290	7,880,000	7,900,000	235,440	8,400,000	11,800,000	41,000,000
7,600,000	7,620,000	224,100	7,900,000	7,920,000	236,250	8,450,000	11,850,000	41,500,000
7,620,000	7,640,000	224,910	7,920,000	7,940,000	237,060	8,500,000	11,900,000	42,000,000
7,640,000	7,660,000	225,720	7,940,000	7,960,000	237,870	8,550,000	11,950,000	42,500,000
7,660,000	7,680,000	226,530	7,960,000	7,980,000	238,680	8,600,000	12,000,000	43,000,000
7,680,000	7,700,000	227,340	7,980,000	8,000,000	239,490	8,650,000	12,050,000	43,500,000
7,700,000	7,720,000	228,150						

(注) この表において「退職所得控除後の退職手当等の金額」とは、退職手当等の金額から退職所得控除額を控除した残額をいう。

(備考) 税額を求めるには、まず、退職所得控除後の退職手当等の金額を求め、次に、その金額に応じて「退職所得控除後の退職手当等の金額」欄の該当する行を求めるものとし、その行の「税額」欄に記載されている金額が、その求める税額である。この場合において、退職所得控除後の退職手当等の金額が8,000,000円以上の納稅義務者の退職所得控除後の退職手当等の金額の2分の1に相当する金額に1,000円未満の端数があるときは、その端数の金額に2を乗じて計算した金額を退職所得控除後の退職手当等の金額から控除了した後の金額を退職所得控除後の退職手当等の金額とみなすものとし、その納稅義務者の税額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額をもつてその求める税額とする。

(地方道路譲与税法の一部改正)

第三条 地方道路譲与税法(昭和三十年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
七月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る航空機燃料税の収入額の十三分の二に相当する額

第四条 石油ガス譲与税法(昭和四十年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
七月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額

第五条 自動車重量譲与税法(昭和四十六年法律第九十号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
七月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額

第六条 航空機燃料譲与税法(昭和四十七年法律第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表を次のように改める。

(航空機燃料譲与税法の一部改正)

譲与時期	譲与時期ごとに譲与すべき額
六月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
七月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
八月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額
九月	当該年度の初日の属する年の三月から五月までの間の収納に係る自動車重量税の収入額の四分の一に相当する額

(施行期日)
第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中地方税法第四百八十九条第一項第十八号の改正規定及び附則第十六条の規定
昭和五十九年六月一日

二 第二条中地方税法第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第八条第一項及び第十三条第一項の規定
昭和六十一年一月一日

三 第二条の規定(地方税法第三百二十八条の三、別表第一及び別表第二の改正規定並びに附則第二項の規定
昭和六十年四月一日)

(道府県民税 若しくは市町村民税の法人税割又は法人の事業税の徵收猶予に関する経過措置)
く)並びに附則第八条第二項及び第十三条第一項の規定による改正前の地方税法(以下「旧法」という。)第十五条の三の規定並びに旧法第十五条の四第一項、第五十三条第十五項、第六十四条第一項、第六十六条第二項、第七十二条の二十五第八項、第七十二条の四十五第一項、第七十二条の六十六第三項、第三百二十一項の八第十二項、第三百二十六条第一項、第三百二十六条第一項の表を次のように改める。

(新法第七十二条の四十六第一項、第九十七条第一項、第一百二十七条第一項、第二百七十八条第一項、第三百二十八条第一項、第三百二十九条の十一第一項、第四百九十八条第一項、第五百三十六条第一項、第五百六十七条规定の第一項、第六百九十九条第一項、第六百八十八条第一項、第六百九十九条の二十一第一項、第七百条の三十三第一項、第七百一条

の十二第一項、第七百一条の六十一第一項及び

第七百二十二条第一項の規定は、施行日以後に

これらの規定に規定する申告書又は納入申告書

の提出期限が到来する地方税に係る過少申告加

算金について適用し、施行日前にこれらの提出

期限が到来した地方税に係る過少申告加算金に

ついては、なお従前の例による。

(道府県民税に関する経過措置)

第七条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中個人の道府県民税に関する部分は、昭和五

十九年度分までの個人の道府県民税について

適用し、昭和五十八年度分までの個人の道

府県民税については、なお従前の例による。

2 新法第五十二条第一項の規定は、施行日以後

に終了する事業年度又は新法第五十三条第五項

の期間に係る法人の道府県民税について適用

し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期

間に係る法人の道府県民税については、なお従

前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後

に終了する事業年度に係る新法第五十三条第一

項の申告書(法人税法(昭和四十年法律第三十四

号)第七十一条第一項(同法第七十二条第一項の

規定が適用される場合及びこれらの規定を同法

第一百四十五条第一項において準用する場合を含

む)の規定により法人税に係る申告書を提出す

る義務がある法人が、新法第五十三条第一項の

規定により当該申告書の提出期限までに提出す

るべき申告書に限る。)の提出期限が施行日前であ

る場合には、その法人の当該申告書に係る道府

県民税として納付した又は納付すべきであつた

道府県民税については、なお従前の例による。

第八条 第二条の規定による改正後の地方税法別

表第一の規定は、昭和六十年一月一日以後に支

払うべき退職手当等(同法第五十条の二に規定

する退職手当等をいう。以下この項において同

じ。)に係る所得割について適用し、同日前に支

払うべき退職手当等に係る所得割については、

なお従前の例による。

2 第二条の規定による改正後の地方税法の規定

中個人の道府県民税に関する部分(同法別表第

一の規定を除く。)は、昭和六十年度以後の年度

の規定中個人の道府県民税について適用し、昭和五

十九年度分までの個人の道府県民税について

は、なお従前の例による。

(事業税に関する経過措置)

第九条 新法第七十二条の五第一項第四号、第七

十二条の十四第一項ただし書(農業協同組合連

合会に係る部分に限る。)及び第七十二条の二十

二第四項第一号の規定は、施行日以後に終了す

る事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の

解散又は合併による清算所得に対する法人の事

業税(清算所得に対する事業税を課される法人

の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残

余財産の一部分配により納付すべき法人の事業

税を含む。以下この条において同じ。)について

適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人

の事業税及び施行日前の解散又は合併による清

算所得に対する法人の事業税については、なお

従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

第十条 新法第七十三条の十四第十項の規定は、

施行日以後の同項に規定する不動産の取得に対

して課すべき不動産取得税について適用し、施

行日前の同項に規定する不動産の取得に対し

て課する不動産取得税については、なお従前の例

による。

(市町村民税に関する経過措置)

第十二条 別段の定めがあるものを除き、新法の規

定中個人の市町村民税に関する部分は、昭和五

十九年度分までの個人の市町村民税について

適用し、昭和五十八年度分までの個人の

市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法第三百十二条第一項及び第二項の規定

は、施行日以後に終了する事業年度又は新法第

三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の市

町村民税について適用し、施行日前に終了した

事業年度又は同項の期間に係る法人の市町村民

税については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後

に終了する事業年度に係る新法第三百二十二条

の八第一項の申告書(法人税法第七十一条第一

項(同法第七十二条第一項の規定が適用される

場合及びこれらの規定を同法第八十一条第一

項において準用する場合を含む。)の規定により

法人税に係る申告書を提出する義務がある法人

が、新法第三百二十二条の八第一項の規定によ

り当該申告書の提出期限までに提出すべき申告

書に限る。)の提出期限が施行日前である場合に

は、その法人の当該申告書に係る市町村民税と

して納付した又は納付すべきであつた市町村民

税については、なお従前の例による。

の市町村民税については、なお従前の例によ

る。

(固定資産税に関する経過措置)

第十四条 新法第三百四十八条第二項第三十三号

及び第三百四十九条の三第八項の規定は、昭和

五十九年度以後の年度分の固定資産税について

適用し、昭和五十八年度分までの固定資産税に

ついては、なお従前の例による。

2 日本自動車ターミナル株式会社法(昭和四十

年法律第七十五号)による日本自動車ターミナ

ル株式会社が昭和五十五年一月二日から昭和五

十八年一月一日までの間に取得した旧法附則第

十五条第一項に規定する家屋及び賃却資産並び

に同日までに自動車ターミナル法(昭和三十四

年法律第三十六号)第六条第二項の認可を受けた工事の施工により昭和五十八年一月二日以

後に取得した旧法附則第十五条第一項に規定す

る家屋及び賃却資産(以下この項において「認可

工事に係る家屋及び賃却資産」という。)に対し

て課する固定資産税については、同条第一項の

規定は、なおその効力を有する。この場合にお

いて、認可工事に係る家屋及び賃却資産に係る

同項の規定の適用については、同項中「昭和

五十五年一月二日から昭和五十八年一月一日ま

での間」とあるのは、「昭和五十八年一月二日以

後」とする。

3 昭和五十六年四月一日から昭和五十八年三月

三十一日までの間に新設された旧法附則第十五

条第四項に規定する原油備蓄施設及び同日まで

に石油備蓄法(昭和五十年法律第九十六号)第五

条第一項の規定により届出をした同項に規定す

る石油の備蓄に関する計画に基づき昭和五十八

年四月一日から昭和五十九年三月三十一日までの

間に新設された旧法附則第十五条第四項に規定

する原油備蓄施設(以下この項において「届出計

画に係る原油備蓄施設」という。)に対して課す

固定資産税については、同条第四項の規定

は、なおその効力を有する。この場合において、届出計画に係る原油備蓄施設に係る同項の

規定の適用については、同項中「昭和五十八年三月三十一日」とあるのは「昭和六十年三月三十一日」と、「四分の三」とあるのは「五分の四」とする。

4 旧法附則第十五条第八項に規定する償却資産に対する課する昭和五十八年度分までの固定資産並びに同項に規定する償却資産のうち産業廃棄物（新法附則第十五条第七項に規定する産業廃棄物を除く。）の処理の用に供する償却資産（昭和五十八年一月一日までに取得されたものに限る。以下この項において「特定産業廃棄物処理施設」という。）に對して課する昭和五十九年度分及び昭和六十年度分の固定資産税については、旧法附則第十五条第八項の規定は、なおその効力を有する。この場合において、特定産業廃棄物処理施設に係る同項の規定の適用については、同項中「昭和五十八年度」とあるのは「昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

6 昭和五十八年一月二日までに取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する機械及び装置に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(軽自動車税に関する経過措置)

5 昭和五十九年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する家屋及び償却資産に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。

2 昭和五十九年一月二日までに取得された旧法附則第十五条第二十項に規定する機械及び装置に對して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(電気税に関する経過措置)

1 第十五条 新法第四百四十四条第一項の規定は、昭和五十九年以後の年度分の軽自動車税について適用し、昭和五十八年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

第十六条 新法第四百八十九条第一項の規定は、

昭和五十九年六月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日以後に収納すべき料金に係るもの）について適用し、同日前に使用した電気に對して課する電気税（特別徴収に係る電気税にあつては、同日前に収納した又は収納すべきもの）については、なお従前の例による。

(特別土地保有税に関する経過措置)

第十七条 新法第五百八十六条第二項第八号の二の規定（土地に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、昭和五十九年度以後の年度分の土地に對して課する特別土地保有税について適用し、昭和五十八年度分までの土地に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(新法第五百八十六条第二項第八号の二の規定)

2 新法第五百八十六条第二項第八号の二の規定（土地の取得に對して課する特別土地保有税に關する部分に限る。）は、施行日以後の土地の取得に對して課する特別土地保有税について適用し、施行日前の土地の取得に對して課する特別土地保有税については、なお従前の例による。

(国民健康保険税に関する経過措置)

第十八条 新法第七百三十三条の四第四項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和五十八年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(事業所税に関する経過措置)

2 昭和五十六年一月二日から昭和五十八年一月一日までの間に取得された旧法附則第十五条第十七項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第二十条 昭和五十八年三月三十一日までに建設された旧法附則第十五条第二項に規定する家屋に對して課する都市計画税については、なお従前の例による。

(新法附則第三十七条第三項の規定)

2 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

(新法附則第三十七条第四項の規定)

2 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日以後の同項に規定する不動産の取得に對して課すべき不動産取得税について適用し、施行日前の同項に規定する不動産の取得に對して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(新法附則第三十七条第七項の規定)

4 新法附則第三十七条第七項の規定は、施行日以後の自動車の取得に對して課すべき自動車取扱税について適用し、施行日前の自動車の取得に對して課する自動車取扱税については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

5 新法附則第三十七条第十項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

(罰則に関する経過措置)

2 第二十二条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお従前の例による。

2 第二十三条 この法律の施行前にした行為並びにこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる地方税及びこの附則の規定によりなお従前の例による。

2 第二十四条 第二十二条の規定による改正後の地方道路譲与税法（以下「新地方道路譲与税法」とい

に終了する事業年度に係る新法第七百三十四条第三項において準用する新法第三百二十二条の八第五項の期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又はこれらの期間に係る法人の道府県民税又は市町村民税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第三項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第四項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第七項の規定は、施行日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び施行日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の事業税及び施行日前の解散又は合併による清算所得に対する事業税については、なお従前の例による。

2 新法附則第三十七条第十項の規定は、昭和六十一年一月一日以後に使用する電気に対して課すべき電気税について適用する。

2 第二十二条の規定による改正後の地方道路譲与税法（以下「新地方道路譲与税法」とい

う。第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の地方道路譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの地方道路譲与税については、なお従前の例による。

昭和五十九年度分の地方道路譲与税については、前項の規定にかかわらず、新地方道路譲与

税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期は、次の表の上欄に掲げる時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれ同表の下欄に定める額とする。

「五分の一」と、昭和六十三年度分の地方道路譲与税につては、同表中「五分の四」とあるのは「五分の一」と、「収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス譲与税法の一部改正に伴う経過措置」の三に相当する額とする。

第二十五条 第四条の規定による改正後の石油ガス譲与税法（以下「新石油ガス譲与税法」という。）第三条第一項の規定は、昭和五十九年度以

後年度分の石油ガス譲与税について適用し、昭和五十八年度分までの石油ガス譲与税については、なお従前の例による。

昭和五十九年度分の石油ガス譲与税については、前項の規定にかかわらず、新石油ガス譲与

税法第三条第一項の表の上欄に掲げる譲与時期とし、同項の表の下欄に定める譲与時期ごとにそれ同表の上欄に掲げる譲与時期ごとに譲与すべき額は、次の表の上欄に掲げる譲与時期ごとにそれ同表の下欄に定める額とする。

八 月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額と同年の四月から七月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額	
十 二 月	当該年度の初日の属する年の八月から十一月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額	
三 月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額と同年の三月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額に相当する額	
六 月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額の五分の四に相当する額と同年の四月及び五月における収納に係る地方道路税の収入額との差額を同年の四月及び五月における収納に係る地方道路税の収入額に加算し、又はこれから減額した額に相当する額	
十一 月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る地方道路税の収入額に相当する額	
三 月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る地方道路税の収入額と同年の三月において収納すべき地方道路税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額に相当する額	

前項の規定は、昭和六十一年度から昭和六十年度までの各年度分の地方道路譲与税に係る新地方道路譲与税法第三条第一項の表の下欄に定める譲与時期ごとに譲与すべき額について準用する。この場合において、昭和六十一年度分の地方道路譲与税にあつては前項の表中「五分の四」とあるのは「五分の三」と、「五分の三」とあるのは「五分の二」と、昭和六十二年度分の地方道路譲与税にあつては同表中「五分の四」とあるのは「五分の二」と、「五分の三」とあるのは

八 月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額と同年の四月から七月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額	
三 月	当該年度の初日の属する年の十二月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額の二分の一に相当する額	
六 月	当該年度の初日の属する年の三月における同月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の四に相当する額と同年の四月及び五月における収納に係る石油ガス税の収入額との差額を同年の四月及び五月における収納に係る石油ガス税の収入額に加算し、又はこれから減額した額の二分の一に相当する額	
十一 月	当該年度の初日の属する年の六月から十月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額の二分の一に相当する額	
三 月	当該年度の初日の属する年の十一月から翌年の二月までの間の収納に係る石油ガス税の収入額と同年の三月において収納すべき石油ガス税の収入額の見込額の五分の三に相当する額との合算額の二分の一に相当する額	

燃料税の収入額の見込額」とあるのは、同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額の五分の三に相当する額」と、「五分の四」とあるのは、「五分の二」と、昭和六十二年度分の航空機燃料譲与税にあつては同表中「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」とあるのは、「五分の二」に相当する額」と、「五分の四」とあるのは、「五分の二」と、昭和六十三年度分の航空機燃料譲与税にあつては同表中「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額」とあるのは、「同月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額の五分の一に相当する額」と、「収入額と同年の三月において収納すべき航空機燃料税の収入額の見込額の五分の四に相当する額との合算額」とあるのは、「収入額」と読み替えるものとする。

(政令への委任)

第二十八条 附則第二条から前条までに定めるもののはか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

及び昭和五十八年度」を加える。
第十三条第五項の表道府県の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表道府県の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表道府県の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第八号中「昭和五十七年度」を「昭和五十八年度」に改め、同表市町村の項第九号中「昭和五十六年度まで」の下に「及び昭和五十八年度」を加え、同表市町村の項第十号中「昭和五十七年度」の下に「及び昭和五十八年度」を加える。
附則第三条から附則第五条までを次のように改める。
(交付税の総額についての特例措置)
第三条 政府は、地方財政の状況等にかんがみ、当分の間、第六条第二項の規定により算定した交付税の総額について、法律の定める

四 当該各年度における交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)第十三条第一項の規定による一時借入金に係る利子及び同法附則第五条第一項の規定による借入金に係る利子の支払に充てるため必要な額(昭和五十九年度にあつては、三千六百三十八億円とする。)昭和五十九年度分の交付税の総額については、前項の額に、前条の規定に基づく特例措置として、千七百六十億円を加算する。

3 昭和六十六年度及び昭和六十七年度にあつては、交付税の総額は、第一項の額からそれぞれ五百五十億円を減額した額とする。

4 第一項第二号及び第三号の借入金の額は、交付税及び譲与税配付金特別会計法附則第五条第一項の規定による借入金の額としてそれぞれ当該各年度及び当該各年度の前年度の予算で定める額とする。

道府県	地方團體	経費の種類	測定単位	単位 費用
		一 警察費	警察職員数	一人につき 六、四四九、〇〇〇円
		二 土木費		
		1 道路橋りよう		
		(1) 経常経費	道路の面積 につき	二〇八、〇〇〇
		(2) 投資的経費	道路の延長 につき	一キロメートル 三、九三四、〇〇〇
		3 河川費		
		(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき
		(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートル につき
港消費	港湾(漁港を含む)における係留施設の延長	一メートルにつき	一メートルにつき	二二、八〇〇

附則第八条に次の一項を加える。
3 昭和五十八年度分の基準税額について第一項の規定により算定過少又は算定過大と認められる額を算定する場合においては、同項中「これらの税目に係る当該年度の前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税の所得割及び市町村民税の所得割並びに特別とん議与税にあってはこれらの税目に係る昭和五十八年度分の基準税額、道府県民税の法人税割及び法人の行う事業に対する事業税にあってはこれららの税目に係る同年度分の基準税額からこれらの税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を控除した額」とする。

4	その他の土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	六四四	一、七九〇	一メートルにつき	七、九六〇	
		(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、九九一、〇〇〇	三、〇八四、〇〇〇	港湾（漁港を含む。）における外郭施設の延長		(2)
3	教育費	小学校費	教職員数	一人につき	三、一	二、九九一、〇〇〇			
		中学校費	教職員数	一人につき	二、二	三、〇八四、〇〇〇			
	高等学校費	高等教育諸学費	生徒数	一人につき	一、一	五、一八九、〇〇〇			
4	特殊教育諸学費	投資的経費	生徒数	一人につき	一、一	三五、九〇〇			
		経常経費	教職員数	一人につき	一、一	三五、九〇〇			
5	その他の教育費	投資的経費	教職員数	一人につき	一、一	五、一八九、〇〇〇			
		経常経費	教職員数	一人につき	一、一	二、九九一、〇〇〇			
4	厚生労働費	児童及び生徒の数	教職員数	一人につき	一、一	二、九九一、〇〇〇			
	生活保護費	学級数	教職員数	一人につき	一、一	三六七、〇〇〇			
	社会福祉費	人口	教職員数	一人につき	一、一	五八六、〇〇〇			
3	衛生費	人口	教職員数	一人につき	一、一	七七七、〇〇〇			
	労働費	失業者数	教職員数	一人につき	一、一	二、五三〇			
5	産業経済費	町村部人口	教職員数	一人につき	一、一	三、〇〇〇、〇〇〇			
1	農業行政費	人口	教職員数	一人につき	一、一	一二六、〇〇〇			
2	林野行政費	人口	教職員数	一人につき	一、一	三六七、〇〇〇			
	経常経費	人口	教職員数	一人につき	一、一	四、〇三〇			
	投資的経費	人口	教職員数	一人につき	一、一	四七七			
3	水産行政費	耕地の面積	教職員数	一人につき	一、一	五六一、〇〇〇			
	経常経費	林野の面積	教職員数	一人につき	一、一	五五、一〇〇			
	投資的経費	林野の面積	教職員数	一人につき	一、一	二、一、四〇〇			
	投資的経費	水産業者数	教職員数	一人につき	一、一	二、五二〇			
	水産業者数	水産業者数	教職員数	一人につき	一、一	三、四八〇			

八年度の各年度
財源対策のため当
該各年度において
地方債を許可された
地方債の額

八年度及び昭和五十七
年年度及び地方債の額
新たに発行をおいて特
別に発行を許可された
地方債の額

**十一 地域財政特例
対策債償還費**

千円につき
八二

(交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部改正)
第三条 交付税及び譲与税配付金特別会計法(昭和二十九年法律第百三号)の一部を次のように改正する。

附則第五条第一項を次のように改める。

第二条 交付税及び譲与税配付金勘定においては、昭和二十九年法律第百三号の一部を次のように改正する。

第三条 交付税及び譲与税配付金勘定においては、昭和二十九年法律第百三号の一部を次のように改正する。

つては、昭和五十九年度分の借入金限度額から三百六十円に相当する金額を控除して得た金額

(以下「昭和六十年度分等の借入金限度額」とい
う)、昭和六十年度から昭和七十四年度までの各年度
の各年度にあつては、昭和六十年度分等の借入
金限度額から次の表の上欄に掲げる当該年度ま
での各年度に応ずる同表の下欄に掲げる控除額
を順次控除して得た金額を限り、予算で定める
ところにより、同勘定の負担において借入金を
することができる。

年 度	控 除 額
昭和六十六年度	三千六百三十四億円
昭和六十七年度	四千六百二十四億円
昭和六十八年度	五千二十四億円
昭和六十九年度	五千四百七十一億円
昭和七十一年度	五千九百五十八億円
昭和七十二年度	六千四百五十一億円
昭和七十三年度	七千二十五億九千万円
昭和七十四年度	六千七百五十二億七千万円
昭和七十五年度	六千百三十五億円

三月二十七日本委員会に左の案件が付託された。
(予備審査のための付託は三月二十三日)

一、地方税法等の一部を改正する法律案

附則第六条中「昭和五十八年度」を「昭和五十
九年度」に改める。

附則第七条を次のように改める。

(一般会計からの繰入金)

第七条 第四条の規定による一般会計からの繰
入金の額は、昭和五十九年度分にあつては、

同条の規定により算定した額に千七百六十億
円を加算した額とし、昭和六十年度分及び

昭和六十七年度分にあつては、同条の規定に
より算定した額からそれぞれ百五十億円を減

額した額とする。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。
2 第一条の規定による改正後の地方交付税法の
規定は、昭和五十九年度分の地方交付税から適
用する。
(交付税及び譲与税配付金勘定の借入金の一般
会計への帰属等)

3 昭和五十九年十月一日における交付税及び譲
与税配付金特別会計の交付税及び譲与税配付金
勘定における資金運用部からの借入金のうち五
兆八千二百七十七億六千三百万円に相当する額
の借入金は、同日において、一般会計に帰属さ
せることとし、一般会計は、当該借入金を次の
表の定めるところにより償還するものとする。

年 度	償 還 額
昭和六十六年度	三千八百五十六億円
昭和六十七年度	四千六百六十六億円
昭和六十八年度	五千七十六億円
昭和六十九年度	五千五百九億円
昭和七十一年度	五千九百六十二億円
昭和七十二年度	六千四百八十九億円
昭和七十三年度	七千五十三億九千万円
昭和七十四年度	六千七百七十八億三千万円
昭和七十五年度	六千五百五十五億円
	六千三百三十二億四千三百万円

附則第五条第三項を次のように改める。
3 第一項の規定による借入金の利子の支払に
充てるため必要がある場合においては、予算

で定める金額を限り、一般会計から交付税及
び譲与税配付金勘定に繰り入れることができ
る。

昭和五十九年四月六日印刷

昭和五十九年四月七日發行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D